

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年6月26日

【事業年度】 第112期(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

【会社名】 株式会社資生堂

【英訳名】 Shiseido Company, Limited

【代表者の役職氏名】 代表取締役 末川久幸
執行役員社長

【本店の所在の場所】 東京都中央区銀座七丁目5番5号

【電話番号】 03(3572)5111

【事務連絡者氏名】 財務部次長 福田昭弘

【最寄りの連絡場所】 東京都港区東新橋一丁目6番2号

【電話番号】 03(6218)5490

【事務連絡者氏名】 財務部次長 福田昭弘

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第108期	第109期	第110期	第111期	第112期
決算年月		平成20年 3月	平成21年 3月	平成22年 3月	平成23年 3月	平成24年 3月
売上高	(百万円)	723,484	690,256	644,201	670,701	682,385
営業利益	(百万円)	63,465	49,914	50,350	44,458	39,135
経常利益	(百万円)	65,088	52,061	51,485	44,480	39,442
当期純利益	(百万円)	35,459	19,373	33,671	12,790	14,515
包括利益	(百万円)				18,260	5,456
純資産額	(百万円)	399,738	351,951	365,207	320,127	303,715
総資産額	(百万円)	675,864	606,568	775,445	739,120	720,707
1株当たり純資産額	(円)	946.22	839.89	875.72	772.14	729.89
1株当たり当期純利益	(円)	86.05	48.04	84.62	32.15	36.47
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	85.74	47.96	84.53	32.10	36.44
売上高営業利益率	(%)	8.8	7.2	7.8	6.6	5.7
自己資本比率	(%)	56.6	55.6	44.9	41.6	40.3
自己資本利益率	(%)	9.2	5.4	9.8	3.9	4.9
株価収益率	(倍)	30.6	29.9	24.0	44.8	39.2
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	75,307	42,767	69,431	67,586	52,599
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	5,802	28,157	204,884	30,303	20,668
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	95,882	32,283	120,359	39,571	35,482
現金及び現金同等物 の期末残高	(百万円)	120,393	91,857	77,157	88,592	82,974
従業員数 [外、平均臨時雇用者数]	(名)	28,793 [11,213]	28,810 [11,274]	28,968 [11,161]	31,310 [12,977]	32,595 [13,672]

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 当社グループの米州子会社における、店頭販売活動に関する見本品・販促物の会計処理は、従来、取得時に資産計上し、顧客へ出荷した時点で費用処理しておりましたが、グループ内の会計処理の統一を図るために、当連結会計年度より取得時費用処理に変更しました。当該会計処理の変更は遡及適用され、前連結会計年度の連結財務諸表について遡及処理しております。

3 当連結会計年度より潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に当たり、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日）を適用しております。

なお、これらの会計基準等を適用したことにより、前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益に及ぼす影響は軽微であることから、遡及処理は行っておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第108期	第109期	第110期	第111期	第112期
決算年月	平成20年 3月	平成21年 3月	平成22年 3月	平成23年 3月	平成24年 3月
売上高 (百万円)	273,158	264,511	244,470	236,742	224,897
経常利益 (百万円)	31,031	26,564	23,515	26,264	11,046
当期純利益 (百万円)	23,819	16,294	21,012	12,692	8,476
資本金 (百万円)	64,506	64,506	64,506	64,506	64,506
発行済株式総数 (千株)	410,000	410,000	410,000	400,000	400,000
純資産額 (百万円)	355,244	343,724	339,108	331,395	320,540
総資産額 (百万円)	491,009	481,137	612,417	596,091	595,417
1株当たり純資産額 (円)	878.49	855.44	851.47	831.28	803.70
1株当たり配当額 (うち1株当たり 中間配当額) (円)	34.00 (17.00)	50.00 (25.00)	50.00 (25.00)	50.00 (25.00)	50.00 (25.00)
1株当たり当期純利益 (円)	58.42	40.41	52.81	31.90	21.30
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	58.21	40.34	52.75	31.86	21.28
自己資本比率 (%)	72.3	71.4	55.3	55.5	53.7
自己資本利益率 (%)	6.5	4.7	6.2	3.8	2.6
株価収益率 (倍)	45.1	35.5	38.4	45.1	67.0
配当性向 (%)	58.2	123.7	94.7	156.7	234.8
従業員数 [外、平均臨時雇用者数] (名)	3,497 [1,616]	3,500 [1,780]	3,573 [1,876]	3,699 [1,746]	3,874 [1,913]

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 当事業年度より潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に当たり、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)を適用しております。

なお、これらの会計基準等を適用したことにより、前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益に及ぼす影響は軽微であることから、遡及処理は行っておりません。

2 【沿革】

年月	事項
明治5年9月	東京銀座に「資生堂薬局」として創業
21年1月	わが国最初の練り歯磨「福原衛生歯磨石鹸」を発売
30年1月	オイデルミンを発売し化粧品事業へ進出
大正4年9月	商標「花椿」制定
12年12月	チェーンストア制度を採用
昭和2年6月	合資会社を株式会社組織に変更
2年8月	販売会社制度を採用
12年1月	資生堂花椿会(現、花椿CLUB)発足
14年9月	資生堂化学研究所(のちに第1リサーチセンターを経てリサーチセンター(新横浜))完成
23年12月	大阪資生堂(株)(現、大阪工場)設立
24年5月	東京証券取引所に株式を上場
32年6月	台湾資生堂設立(翌年4月製造開始)
34年10月	資生堂商事(株)(資生堂ファイントイレタリー(株)へ商号変更ののち(株)エフティ 資生堂に吸収合併)設立
34年11月	大船工場(現、鎌倉工場)完成
40年8月	資生堂コスメティックス(アメリカ)(のちに資生堂インターナショナルCorp.(現商号、資生堂アメリカズCorp.)に統合)設立
43年6月	資生堂コスメティチ(イタリア)S.p.A.設立
50年7月	掛川工場完成(同年10月稼働)
55年7月	資生堂ドイチュラントGmbH設立
58年1月	久喜工場完成
61年2月	フランス カリタ社買収
62年8月	資生堂薬品(株)設立
63年8月	資生堂インターナショナルCorp.(現商号、資生堂アメリカズCorp.)設立
63年9月	米国ゾートス社を買収
平成元年3月	決算日を11月30日から3月31日に変更
2年1月	資生堂アメリカInc.設立
2年10月	ポータブルステージインターナショナルS.A.をフランスに設立
3年10月	フランス ジアン工場竣工
3年11月	資生堂コスメニティー(株)(現商号、資生堂フィテイト(株))設立
3年12月	中国・北京麗源会社と合併会社資生堂麗源化粧品有限公司を設立
4年7月	第2リサーチセンター(現、リサーチセンター(金沢八景))完成
7年4月	販売会社15社を合併し、資生堂化粧品販売(株)(現商号、資生堂販売(株))とする
7年12月	(株)資生堂インターナショナル設立
8年12月	米国ヘレンカーチス社の北米プロフェッショナル事業部門を買収
10年2月	上海に合弁会社 上海卓多姿中信化粧品有限公司を設立
10年8月	米国ラモア社のプロフェッショナル事業部門を買収
10年9月	香港に合弁会社 資生堂大昌行化粧品有限公司(現商号、資生堂香港有限公司)設立
12年5月	フランス ラボラトワールデクレオール社を資本傘下に ブリストル・マイヤーズスクイブ社「シーブリーズ」ブランドを買収 米国「NARS(ナーズ)」ブランドを買収
12年6月	研究所「リサーチセンター(新横浜)」移転
12年10月	(株)エフティ 資生堂設立、トイレタリー事業を(株)資生堂から同社に営業譲渡
13年12月	米国ジョイコ・ラボラトリーズ社を買収
15年4月	大阪資生堂(株)(現、大阪工場)及び資生堂化工(株)(のちに板橋工場)の両生産会社を(株)資生堂が吸収合併
15年5月	本社機能を汐留オフィス(東京都港区)に移転
15年10月	(株)エフティ 資生堂から久喜工場を(株)資生堂へ移管
15年12月	上海に持株会社資生堂(中国)投資有限公司を設立
16年10月	資生堂プロフェッショナル(株)設立
18年3月	舞鶴工場、板橋工場の2工場を閉鎖(国内の生産拠点を6カ所から4カ所に集約)
19年4月	資生堂物流サービス(株)を日立物流(株)に譲渡、物流業務を同社にアウトソーシング
19年5月	資生堂ロシアLLC設立
20年1月	資生堂リース(株)を東京リース(株)(現商号、東京センチュリーリース(株))に譲渡
20年4月	資生堂ベトナムInc.設立
20年11月	資生堂開発(株)を日本管財(株)に譲渡、建設・不動産等の運営管理を同社にアウトソーシング
21年3月	ブティック事業からの撤退
21年10月	ギリシアに合弁会社 資生堂ヘラスS.A.設立
21年12月	資生堂コスメティクスベトナムCo.,Ltd.設立
22年1月	スイス販売代理店を買収 資生堂S.A.へ商号変更
22年3月	米国ペアエッセンシャル社を買収
22年5月	資生堂大昌行化粧品有限公司(現商号、資生堂香港有限公司)を完全子会社化
23年4月	資生堂プロフェッショナル韓国Co.,Ltd.設立
23年10月	トルコに合弁会社 資生堂コスメティックスA.S.設立

3 【事業の内容】

当社グループは、当社、子会社97社(連結子会社94社、持分法非適用非連結子会社3社)及び関連会社13社(持分法適用関連会社3社、持分法非適用関連会社10社)で構成され、化粧品、化粧用具、トイレタリー製品、理・美容製品、美容食品、医薬品の製造・販売を主な事業内容とし、更に各事業に関連する研究及びその他のサービス等の事業活動を展開しております。

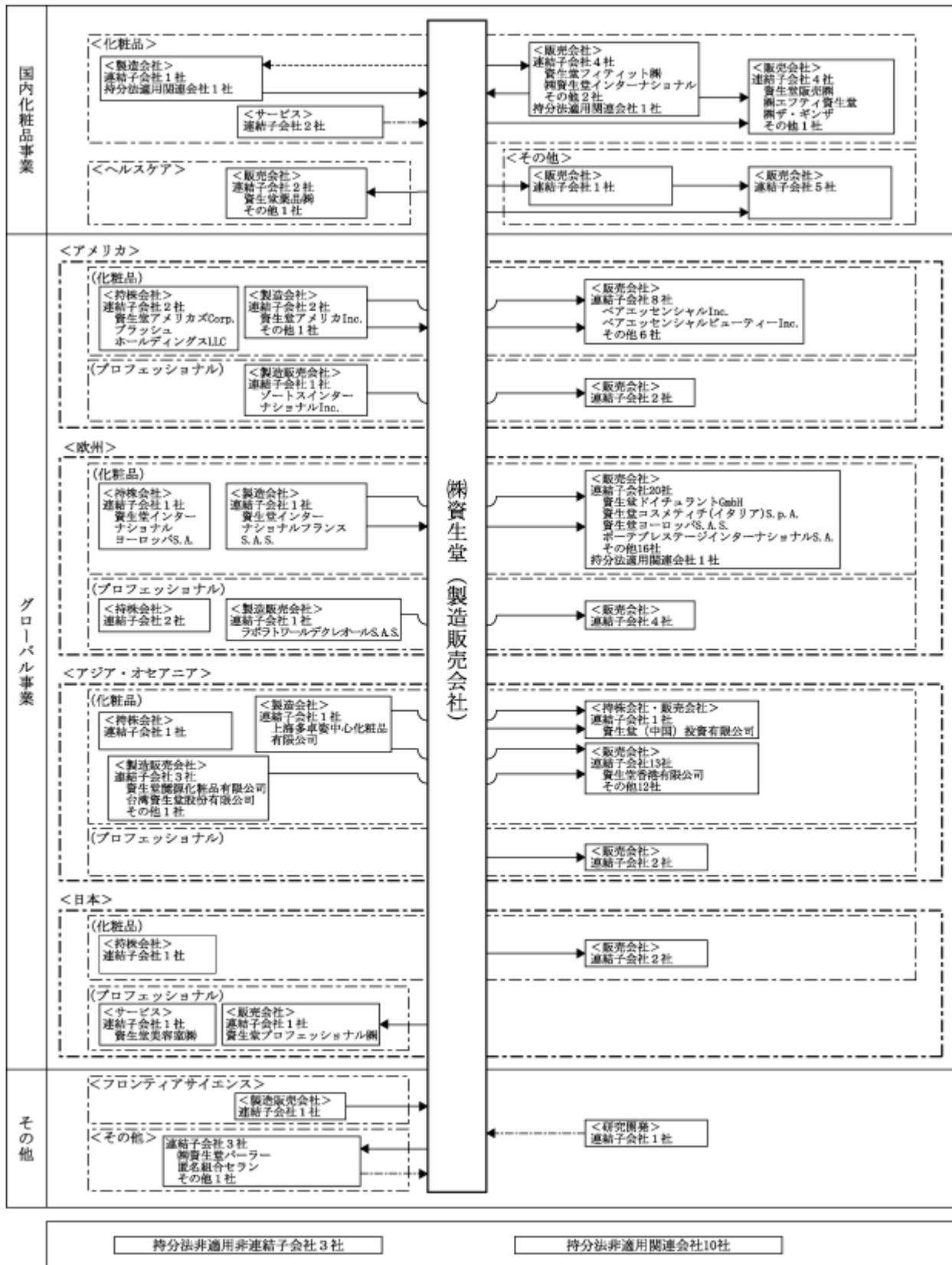
当社グループ各社の事業に係る位置付け及びセグメントとの関連は、以下のとおりであります。

なお、以下の事業区分は「第5 経理の状況の 1 連結財務諸表等 注記事項」に掲げるセグメント情報の区分と同一であります。

事業区分	主な事業の内容	主要な会社
国内化粧品事業	化粧品事業 (化粧品、化粧用具、トイレタリー製品の製造・販売) ヘルスケア事業 (美容食品、一般用医薬品の製造・販売) その他 (ノン資生堂・通販化粧品の製造・販売等)	当社 資生堂販売(株) 資生堂フィティット(株) (株)資生堂インターナショナル (株)ザ・ギンザ (株)エフティ資生堂 資生堂薬品(株) その他連結子会社 13社 持分法適用関連会社 2社 (計 22社)
グローバル事業	化粧品事業 (化粧品、化粧用具、トイレタリー製品の製造・販売) プロフェッショナル事業 (理・美容製品の製造・販売等)	当社 資生堂アメリカズCorp. 資生堂アメリカInc. ブラッシュホールディングスLLC ヘアエッセンシャルInc. ヘアエッセンシャルビューティーInc. ゾートスインターナショナルInc. 資生堂インターナショナルヨーロッパS.A. 資生堂インターナショナルフランスS.A.S. 資生堂ドイツュラントGmbH 資生堂コスメティチ(イタリア)S.p.A. 資生堂ヨーロッパS.A.S. ポーテプレステージインターナショナルS.A. ラボラトワール デクレオールS.A.S. 資生堂(中国)投資有限公司 上海卓多姿中信化粧品有限公司 資生堂麗源化粧品有限公司 資生堂香港有限公司 台湾資生堂股? 有限公司 資生堂プロフェッショナル(株) 資生堂美容室(株) その他連結子会社 50社 持分法適用関連会社 1社 (計 72社)
その他	フロンティアサイエンス事業 (化粧品原料、医療用医薬品、美容医療用化粧品等の製造・販売) その他 (飲食業等)	当社 (株)資生堂パーラー 匿名組合セラノ その他連結子会社 3社 (計 6社)
持分法非適用非連結子会社		持分法非適用非連結子会社 3社 (計 3社)
持分法非適用関連会社		持分法非適用関連会社 10社 (計 10社)

(注) 各事業毎の会社数は、複数事業を営んでいる当社をそれぞれに含めて記載しております。

事業の系統図は以下のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

(1) 親会社

該当事項はありません。

(2) 連結子会社

名称	住所	資本金又は 出資金 (千円)	主要な事 業の内容	議決権 の所有 割合 (%)	関係内容
資生堂販売㈱ (注) 5 (注) 6	東京都港区	100,000	国内化粧品 事業	100.0	化粧品等の販売先 当社所有の建物、土地及び設備を賃 借 当社に対し建物、土地及び設備を賃貸 役員の兼任...有、従業員の出向・兼任...有
資生堂 フィテイト㈱ (注) 5	東京都中央区	10,000	"	100.0	化粧品等の販売先 役員の兼任...無、従業員の出向・兼任...有
㈱資生堂インターナシヨ ナル (注) 5	東京都中央区	30,000	"	100.0	化粧品等の販売先 役員の兼任...無、従業員の出向・兼任...有
㈱ザ・ギンザ	東京都中央区	100,000	"	98.2	化粧品等の販売・購入先 当社所有の設備を賃借 役員の兼任...有、従業員の出向・兼任...有
㈱エフティ 資生堂 (注) 5	東京都中央区	100,000	"	100.0	トイレタリー製品の販売先 役員の兼任...有、従業員の出向・兼任...有
資生堂 アメニティグッズ㈱	東京都中央区	50,000	"	100.0	化粧品等の販売先 当社所有の建物及び設備を賃借 役員の兼任...無、従業員の出向・兼任...有
資生堂薬品㈱	東京都中央区	100,000	"	100.0	医薬品の販売先 当社所有の建物及び設備を賃借 役員の兼任...無、従業員の出向・兼任...有
㈱ディシラ	東京都中央区	24,000	"	100.0	営業上の取引はなし 当社所有の建物及び設備を賃借 役員の兼任...有、従業員の出向・兼任...有
㈱イブサ	東京都港区	100,000	"	100.0	化粧品等の販売先 当社所有の建物を賃借 役員の兼任...有、従業員の出向・兼任...有
㈱エテュセ	東京都中央区	100,000	"	100.0	営業上の取引はなし 当社より資金を貸付 役員の兼任...有、従業員の出向・兼任...有
㈱アユーラ ラボラトリーズ	東京都港区	100,000	"	100.0	営業上の取引はなし 当社所有の建物及び設備を賃借 当社より資金を貸付 役員の兼任...有、従業員の出向・兼任...有
資生堂アメリカズCorp. (注) 5	アメリカ、 デラウェア	千米ドル 403,070	グローバル 事業	100.0	化粧品等の販売先 借入及び賃借料支払に対する債務保証 役員の兼任...有、従業員の出向・兼任...有
資生堂アメリカInc.	アメリカ、 ニューヨーク	千米ドル 28,000	"	100.0 (100.0)	化粧品等の販売・購入先 役員の兼任...有、従業員の出向・兼任...有
ブラッシュホールディン グスLLC (注) 5	アメリカ、 デラウェア	米ドル 100	"	100.0 (100.0)	営業上の取引はなし 役員の兼任...有、従業員の出向・兼任...無
ヘアエッセンシャルInc. (注) 5	アメリカ、 デラウェア	米ドル 0.01	"	100.0 (100.0)	営業上の取引はなし 役員の兼任...有、従業員の出向・兼任...有
ヘアエッセンシャル ビューティーInc.	アメリカ、 デラウェア	米ドル 1.00	"	100.0 (100.0)	営業上の取引はなし 役員の兼任...無、従業員の出向・兼任...無
ゾートスインターナシヨ ナルInc.	アメリカ、 コネチカット	千米ドル 25,000	"	100.0 (100.0)	理・美容製品の購入先、原材料の販売先 役員の兼任...有、従業員の出向・兼任...有
資生堂インターナシヨ ナルヨーロッパS.A. (注) 5	フランス、パリ	千ユーロ 256,133	"	100.0	営業上の取引はなし 役員の兼任...無、従業員の出向・兼任...有
資生堂インター ナショナルフランス S.A.S.	フランス、パリ	千ユーロ 36,295	"	100.0 (100.0)	化粧品等の購入先 役員の兼任...無、従業員の出向・兼任...有
資生堂ドイツュラント GmbH	ドイツ、 デュッセルドル フ	千ユーロ 5,200	"	100.0 (100.0)	営業上の取引はなし 賃借料支払に対する債務保証 役員の兼任...無、従業員の出向・兼任...有
資生堂コスメティチ (イタリア) S.p.A.	イタリア、 ミラノ	千ユーロ 2,400	"	100.0 (100.0)	営業上の取引はなし 役員の兼任...無、従業員の出向・兼任...有
資生堂ヨーロッパS.A.S.	フランス、パリ	千ユーロ 9,000	"	100.0 (100.0)	化粧品等の販売先 役員の兼任...無、従業員の出向・兼任...有
ポーテプレステージ インターナショナルS.A.	フランス、パリ	千ユーロ 17,760	"	100.0 (100.0)	営業上の取引はなし 役員の兼任...有、従業員の出向・兼任...有
ポーテプレステージ インターナショナル GmbH (ドイツ)	ドイツ、 デュッセルドル フ	千ユーロ 1,000	"	100.0 (100.0)	営業上の取引はなし 役員の兼任...無、従業員の出向・兼任...無

名称	住所	資本金又は出資金(千円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合(%)	関係内容
ポータプレステージ インターナショナル S.A.U.(スペイン)	スペイン、 マドリッド	千ユーロ 620	"	100.0 (100.0)	営業上の取引はなし 役員の兼任...無、従業員の出向・兼任...無
ラボラトワール デクレオールS.A.S.	フランス、パリ	千ユーロ 19,374	"	100.0 (100.0)	原材料の販売先 役員の兼任...無、従業員の出向・兼任...有
資生堂(中国) 投資有限公司 (注)5	中国、上海	千中国元 565,093	"	100.0	化粧品等の販売先 役員の兼任...無、従業員の出向・兼任...有
上海卓多姿中信化粧品 有限公司	中国、上海	千中国元 418,271	"	92.6 (72.6)	原材料の販売先 役員の兼任...無、従業員の出向・兼任...有
資生堂麗源 化粧品有限公司	中国、北京	千中国元 94,300	"	65.0 (33.0)	原材料の販売先 役員の兼任...無、従業員の出向・兼任...有
資生堂香港 有限公司	中国、香港	千香港ドル 123,000	"	100.0	化粧品等の販売先 役員の兼任...無、従業員の出向・兼任...有
台湾資生堂 股? 有限公司	台湾、台北	千ニュー台湾ドル 1,154,588	"	51.0	化粧品等の販売先 役員の兼任...有、従業員の出向・兼任...有
法来麗国際股? 有限公司	台湾、台北	千ニュー台湾ドル 100,060	"	100.0 (100.0)	化粧品等の販売先 役員の兼任...有、従業員の出向・兼任...有
韓国資生堂Co.,Ltd.	韓国、ソウル	百万ウォン 28,572	"	100.0	化粧品等の販売先 借入に対する債務保証 役員の兼任...有、従業員の出向・兼任...有
資生堂タイランド Co.,Ltd. (注)2	タイ、バンコク	千タイバーツ 10,000	"	49.0	化粧品等の販売先 役員の兼任...無、従業員の出向・兼任...有
資生堂 プロフェッショナル(株)	東京都中央区	250,000	"	100.0	理・美容製品の販売先 当社所有の建物及び設備を賃借 役員の兼任...無、従業員の出向・兼任...有
資生堂美容室(株)	東京都中央区	100,000	"	100.0	営業上の取引はなし 当社所有の建物及び設備を賃借 当社より資金を貸付 役員の兼任...無、従業員の出向・兼任...有
(株)資生堂パーラー	東京都中央区	100,000	その他	99.3	営業上の取引はなし 当社所有の建物及び設備を賃借 当社に対し建物を賃貸 当社より資金を貸付 役員の兼任...有、従業員の出向・兼任...有
匿名組合セララン (注)2 (注)5	(営業者) 東京都千代田区	11,600,000	"	[100.0]	営業上の取引はなし 当社に対し汐留タワー(汐留オ フィス)の建物及び設備を賃貸 役員の兼任...無、従業員の出向・兼任...無
その他56社					

- (注) 1 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。
2 持分は100分の50以下であります。実質的に支配しているため子会社としたものであります。
3 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数。[]内は、緊密な者又は同意している者の所有割合で外数であります。
4 上記の会社はいずれも有価証券届出書又は有価証券報告書を提出していません。
5 特定子会社であります。
6 売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。
主な損益情報は、以下のとおりであります。

名称	売上高 (百万円)	経常利益 (百万円)	当期純利益 (百万円)	純資産額 (百万円)	総資産額 (百万円)
資生堂販売(株)	267,776	2,247	758	9,316	112,330

(3) 持分法適用の関連会社

名称	住所	資本金又は出資金(千円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合(%)	関係内容
(株)ピエール ファールジャボン	東京都港区	100,000	国内化粧品 事業	50.0	化粧品等の購入先 役員の兼任...有、従業員の出向・兼任...有
その他2社					

(注) 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。

(4) その他の関係会社

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成24年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)	
国内化粧品事業	12,242	[8,236]
グローバル事業	19,888	[5,054]
その他	465	[382]
合計	32,595	[13,672]

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は [] 内に当連結会計年度の平均人員を外数で記載しております。なお、臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

(2) 提出会社の状況

平成24年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
3,874[1,913]	41.7	17.4	7,088,417

セグメントの名称	従業員数(名)	
国内化粧品事業	2,248	[1,094]
グローバル事業	1,553	[791]
その他	73	[28]
合計	3,874	[1,913]

(注) 1 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員数は [] 内に当事業年度の平均人員を外数で記載しております。なお、臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

資生堂労働組合は、昭和21年2月に資生堂従業員組合として発足し、現在当社及び国内主要連結子会社で組織され、組合員数は11,459名であります。

なお、労使関係について特に記載すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

	前連結会計年度 (百万円)	百分比	当連結会計年度 (百万円)	百分比	増減 (百万円)	増減率	増減率 (現地通貨 ベース)
売上高	670,701	100.0%	682,385	100.0%	11,684	1.7%	4.7%
国内売上高	382,866	57.1%	379,963	55.7%	2,902	0.8%	0.7%
海外売上高	287,835	42.9%	302,422	44.3%	14,586	5.1%	11.9%
営業利益	44,458	6.6%	39,135	5.7%	5,323	12.0%	
経常利益	44,480	6.6%	39,442	5.8%	5,037	11.3%	
当期純利益	12,790	1.9%	14,515	2.1%	1,724	13.5%	

(注) 主要為替レートは、79.84円/米ドル、111.11円/ユーロ、12.35円/中国人民元であります。

当連結会計年度の連結売上高は、前連結会計年度比1.7%増収の682,385百万円となりました。国内売上高は、リーマンショック以降の高価格帯と低価格帯への二極化という市場構造の変化に震災影響等も加わり、市場全体が縮小し続ける中、前連結会計年度比0.8%減収の379,963百万円となりました。また海外売上高は、円高の影響を受けたものの欧米市場で成長性を確保するとともに、中国を含むアジア市場で高成長を続けたことから前連結会計年度比5.1%増収の302,422百万円となりました。

営業利益は、原価率の改善や費用の効率運用に努めたものの、国内外で成長に向けた積極的なマーケティング投資を実施したことにより、前連結会計年度比12.0%減益の39,135百万円となりました。

経常利益は、前連結会計年度比11.3%減益の39,442百万円となりました。

当期純利益は、営業利益が減益となったものの、前連結会計年度の純利益が特別損失の計上により大幅に減少していたため、前連結会計年度比13.5%増益の14,515百万円となりました。

報告セグメントごとの業績は、次のとおりであります。

売上高(外部顧客への売上高)

	前連結会計年度 (百万円)	構成比	当連結会計年度 (百万円)	構成比	増減 (百万円)	増減率	増減率 (現地通貨 ベース)
国内化粧品事業	358,408	53.4%	353,789	51.8%	4,619	1.3%	1.3%
グローバル事業	302,632	45.1%	319,678	46.9%	17,046	5.6%	12.2%
その他	9,660	1.5%	8,917	1.3%	742	7.7%	7.7%
合計	670,701	100.0%	682,385	100.0%	11,684	1.7%	4.7%

セグメント利益(営業利益)

	前連結会計年度 (百万円)	売上比 (注)	当連結会計年度 (百万円)	売上比 (注)	増減 (百万円)	増減率
国内化粧品事業	33,573	9.3%	29,459	8.3%	4,114	12.3%
グローバル事業	9,025	3.0%	8,212	2.6%	813	9.0%
その他	1,838	11.4%	1,381	9.9%	457	24.9%
消去又は全社	20		82		61	292.9%
合計	44,458	6.6%	39,135	5.7%	5,323	12.0%

(注) 売上比は、売上高(セグメント間の内部売上高又は振替高を含む)に占める営業利益の比率を記載しております。

国内化粧品事業

国内化粧品事業の売上高は、前連結会計年度比1.3%減収の353,789百万円となりました。化粧品事業は、市場環境が厳しい中、前連結会計年度に対し微減にとどまりました。ヘルスケア事業は、前連結会計年度並みの売上高を確保いたしました。

(化粧品事業)

化粧品事業は、これまでの新製品に集中して取り組む活動ではなく、商品の価値とお客さまへの提案活動の磨き直しに徹底的に取り組みました。商品の価値を高める観点からは、新製品の発売品種数を約半分に絞り込み、お客さまからの高い支持が見込まれる商品を厳選して発売するとともに、現行主力品の育成に注力いたしました。また、お客さまへの提案活動については、お客さまのライフスタイルの変化や潜在的なニーズに着目し、不快や不満を取り除き快適な生活を過ごしていただくための提案活動に取り組みました。具体的には、節電の夏を涼しく快適に乗り切るための提案「涼活のススメ」を皮切りに、秋の「癒しのススメ」、冬の「冬温活のススメ」、そして春の「爽活のススメ」など、当社が持つ商品や品揃えを活用しながら、情報、コミュニケーションにひと手間を加え、季節ごとの生活実感に合わせた提案を全チャネルで実施いたしました。

この結果、当社の最高級ブランド「クレ・ド・ポー ボーテ」が好調を維持したほか、注力する商品を絞り込みロングセラー化を進めたトータルメーカーキャップブランド「マキアージュ」、マスカラやアイライナーのヒットが続いたセルフメーカーキャップブランド「インテグレート」、そして中味をリニューアルしコミュニケーションを刷新したヘアケアブランド「TSUBAKI」が好調な実績を確保いたしました。さらに、2012年4月からの始動に向け、Webと店舗を連動させて新たなお客さまとの出会いを創出する新ビジネスモデルの開発を進めました。

（ヘルスケア事業）

ヘルスケア事業は、コラーゲン関連食品の競争が激化する中、主力ブランドの皮膚賦活食品「ザ・コラーゲン」に加え、専門店専用ブランド「ベネフィーク」からも「ベネフィーク コラーゲン ロイヤルリッチ」を発売し、コラーゲン関連商品のラインアップを拡充いたしました。

セグメント利益（営業利益）は、売上高の減少に伴い差益が減少したこと、及び成長に向けた積極的なマーケティング投資を実施したことなどにより、前連結会計年度比12.3%減益の29,459百万円となりました。

グローバル事業

グローバル事業の売上高は、欧米で引き続き好調に推移したことに加え、中国を含むアジアで高い成長性を維持したことにより現地通貨ベースで前連結会計年度比12.2%増収、円換算後で前連結会計年度比5.6%増収の319,678百万円となりました。

（化粧品事業）

化粧品事業では、プレステージ市場においてグローバルブランド「SHISEIDO」がエイジングケアライン「SHISEIDOベネフィアンス」やプレミアムスキンケアライン「SHISEIDO フューチャーソリューションLX」などを中心に世界各国で伸長したほか、メーカーキャップアーティストブランド「NARS（ナーズ）」が北米を中心に大きく成長いたしました。また、2011年7月に発売した「Elie Saab（エリ・サーブ）」をはじめとした、ポーテプレステージインターナショナル社のデザイナーズフレグランスが堅調な成長を遂げたほか、トラベルリテールビジネスでも、好調を維持いたしました。さらに、米国におけるインターネット販売も順調なスタートを切りました。

また、2010年3月に買収したベアエッセシャル社のミネラルメーカーキャップブランド「ベアミネラル」は、北米の既存店舗での販売を強化するとともに、固形タイプの新メーカーキャップライン「Ready（レディ）」を発売し、引き続き成長を遂げました。

最重点市場である中国では、欧米企業等との競争が激化する中、デパートチャネルは美白スキンケアラインをリニューアルした中国専用ブランド「オプレ」が好調を維持いたしました。また、専門店チャネルは専門店専用ブランド「ウララ」や「ピュアマイルド」が好調を維持し、全体として市場を大きく上回る売上伸長を果たしました。さらに、中国においてもインターネット販売が順調なスタートを切りました。

アジアマステージ市場においては、中間所得層を対象としたスキンケア・メーキャップの総合ブランド「Za(ジーエー)」の売上が伸長したほか、「TSUBAKI」の中国での本格展開を開始するとともに、低価格の高機能型スキンケアブランド「専科」を台湾、香港に導入いたしました。

新興国においては、ロシアで引き続き売上が拡大いたしました。また、パナマ、アルメニア、ベラルーシで販売を開始するなど新規市場への事業拡大を順調に進め、2011年12月末時点でのグローバルブランド「SHISEIDO」の展開地域は世界87の国と地域(日本を含む)となりました。

(プロフェッショナル事業)

プロフェッショナル事業は、国内では、ヘアプロダクト領域で薬用有効成分アデノシン配合の育毛剤「ザ・ヘアケア アデノバイタル」が大ヒットいたしました。海外では、成長著しい中国で売上が伸長したほか、欧州を中心にエステティックサロンやサロン向け製品を展開するカリタ社とデクレオール社、北米を中心にサロン向け製品を展開するゾートス社が、それぞれ現地通貨ベースで売上を拡大いたしました。この結果、プロフェッショナル事業全体の売上は着実に伸長いたしました。

セグメント利益(営業利益)は、中国を中心とする成長市場へのマーケティング投資を積極的に行ったことなどにより、前連結会計年度比9.0%減益の8,212百万円となりました。

その他

その他の売上高は、前連結会計年度比7.7%減収の8,917百万円となりました。

(フロンティアサイエンス事業)

フロンティアサイエンス事業は、化粧品や医薬品の原料であるバイオヒアルロン酸の販売が堅調に推移したほか、美容皮膚研究から生まれた医療機関向け化粧品「ナビジョン」が伸長いたしました。また、医療機関向けOEM製品の低刺激性化粧品「ドゥーエ」から幼児・小児用ライン「ドゥーエ ベビープラス」を発売し好評を博したものの、2010年9月に実施した低収益の医療用医薬品の撤退の影響などにより、前連結会計年度の売上高を下回りました。

セグメント利益(営業利益)は、売上高の減少に伴う差益減などにより前連結会計年度比24.9%減益の1,381百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

	前連結会計年度(百万円)	当連結会計年度(百万円)	増減(百万円)
営業活動による キャッシュ・フロー	67,586	52,599	14,986
投資活動による キャッシュ・フロー	30,303	20,668	9,635
財務活動による キャッシュ・フロー	39,571	35,482	4,089
現金及び現金同等物 期末残高	88,592	82,974	5,618

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ5,618百万円減少し、82,974百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度の営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前当期純利益(38,947百万円)に減価償却費(30,682百万円)、のれん償却額(5,519百万円)などを加えた収入に対して、法人税等の支払額(21,480百万円)や運転資金の増加(11,190百万円)などにより、52,599百万円の収入となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度の投資活動によるキャッシュ・フローは、設備投資(29,235百万円)による支出や定期預金の純払戻(5,061百万円)などにより、20,668百万円の支出となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度の財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払い(19,890百万円)や長期借入金の返済(8,365百万円)などにより、35,482百万円の支出となりました。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当連結会計年度における生産実績を報告セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(百万円)	増減率(%)
国内化粧品事業	77,035	0.8
グローバル事業	75,033	6.4
その他	2,172	9.0
合計	154,242	3.3

- (注) 1 セグメント間取引については相殺消去しておりません。
2 金額は製造原価ベースで記載しております。
3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当社グループ製品については受注生産を行っておりません。また、OEM(相手先ブランドによる生産)等による受注生産を一部実施しているものの金額は僅少であります。

(3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績を報告セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(百万円)	増減率(%)
国内化粧品事業	353,789	1.3
グローバル事業	319,678	5.6
その他	8,917	7.7
合計	682,385	1.7

- (注) 1 セグメント間取引については相殺消去しております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

文中の記載内容のうち、歴史的事実でないものは、有価証券報告書提出日(平成24年6月26日)現在における当社グループの将来に関する見通し及び計画に基づいた将来予測であります。これらの将来予測には、リスクや不確定な要素などの要因が含まれており、実際の成果や業績などは、記載の見通しとは異なる可能性があります。

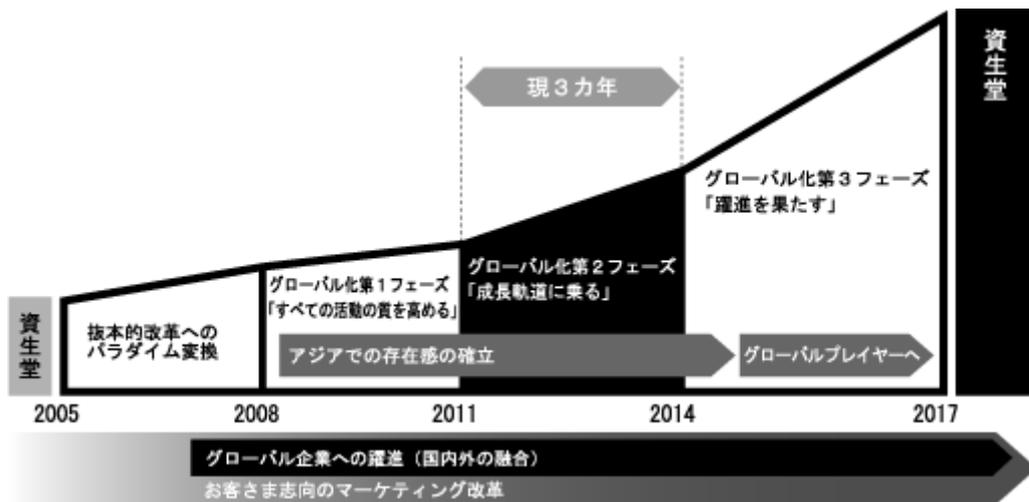
(1) 3カ年計画の全体像

当社グループは、“日本をオリジンとし、アジアを代表するグローバルプレイヤー”をめざし、2017年度に、グループ全体で売上高1兆円超(海外売上比率50%超)、売上高営業利益率12%以上、ROE15%以上の実現をめざしております。そして、2011年度にスタートした3カ年計画では、新たな企業理念として制定した「Our Mission, Values and Way」に基づき中長期的に会社の向かうべき方向性を示した3つのビジョン「100%お客さま志向の会社に生まれ変わる」「大切な経営資源であるブランドを磨き直す」「“魅力ある人”で組織を埋め尽くす」を達成し、めざす姿を実現するために、「グローバルメガブランド戦略」「アジアプレイクスルー戦略」「ニューフロンティア戦略」「カスタマーファースト戦略」の4つの成長戦略を推進しております。

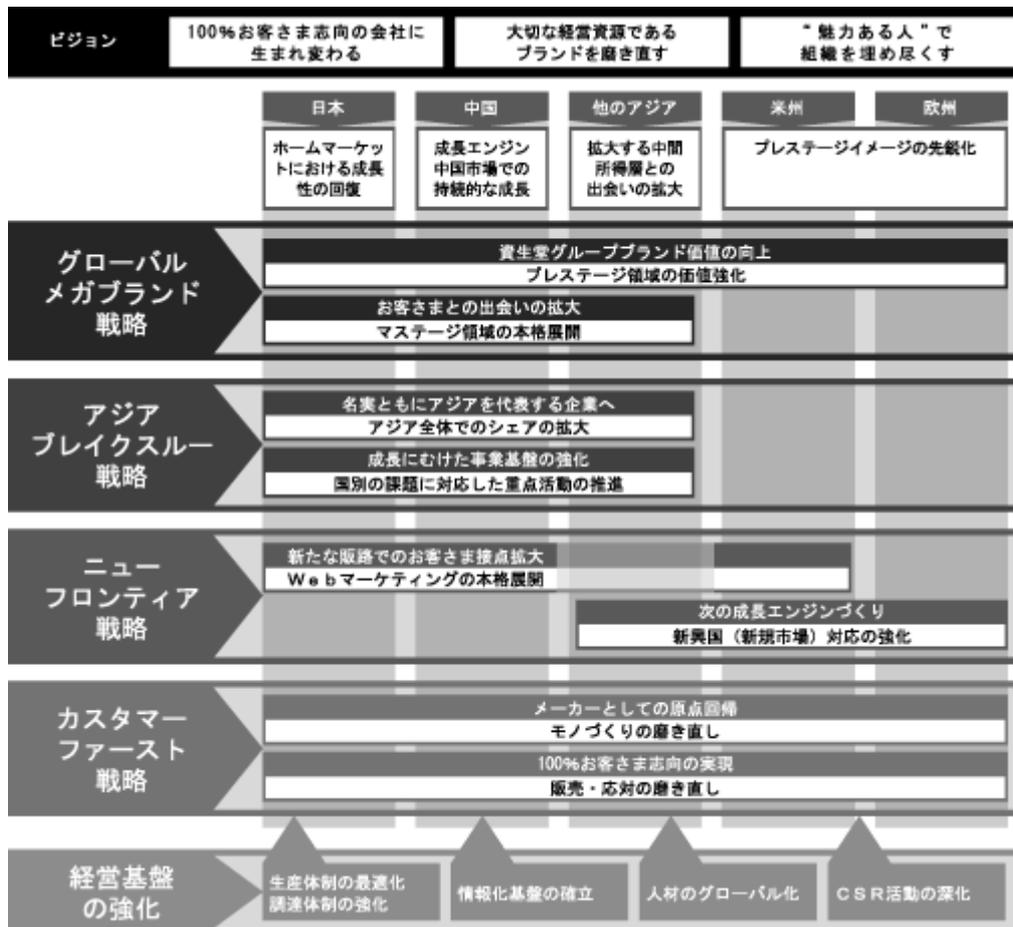
この4つの成長戦略を進めることにより、3カ年平均の売上高成長率6%以上、2013年度までに売上高営業利益率10%の達成をめざしております。ただし、計画策定時と比べて経済環境等が変化していることや、売上高成長率の確保のためには積極的なマーケティング投資が必要であることから、売上高営業利益率目標については3カ年中の達成は厳しい状況にあり、現時点では8%の到達を見込んでおります。

3カ年計画の2年目となる2012年度は、成長を実感する年として、引き続き4つの成長戦略に取り組んでまいります。

〔2017年度に向けたロードマップ〕



〔3カ年計画の全体像〕



グローバルメガブランド戦略

資生堂グループは、競合と伍して戦える、年間売上500億円～1,000億円規模のブランドを複数持つグローバルマルチブランドカンパニーをめざしております。これまで、日本、欧州、北米の各エリアを発信源としグローバル展開するブランドそれぞれについて、独自のブランド価値を磨き、存在感を高めてまいりました。この3カ年では、エリアを超えてグローバルに市場を捉え、プレステージ領域からグローバルブランド「SHISEIDO」「クレ・ド・ポー ボーテ」「ベアミネラル」の3ブランド、マステージ領域から「Za」「専科」「TSUBAKI」の3ブランド、計6ブランドを「グローバルメガブランド」と位置づけ、重点的に育成してまいります。

アジアブレイクスルー戦略

近い将来世界最大の市場となることが見込まれるアジアを最重点エリアと位置づけ、アジア全体でのシェアの拡大をめざします。最大の成長市場である中国で持続的な伸長とシェア拡大に積極的に取り組むとともに、東アジア各国やASEAN諸国における取り組みも強化いたします。また、国内市場は、成長性の回復を最優先課題に、価値づくりと営業やビューティーコンサルタントの活動の磨きなおしを行います。

ニューフロンティア戦略

資生堂グループを取り巻く流通環境やお客さまの変化にすばやく対応するために、国内ではお客さまとの接点を創り出す新たなビジネスモデルを導入いたします。また、米国や中国でインターネット販売への取り組みを強化いたします。さらに新興国を中心とした成長著しいエリアへの展開強化を通じ成長性を加速させます。

カスタマーファースト戦略

全ての企業活動に関わる、3カ年計画全体の根幹をなす戦略です。何よりも最初にお客さまのことを大切に考え行動するとともに、応対品質を向上しつづけていくことで全世界のお客さまからのNo. 1の支持をいただくことをめざします。これまで各事業所で実践してきた好事例やお客さまからいただいた声などを、事業やエリアを越えて共有・水平展開する仕組みを構築し、モノづくりや店頭対応の質の向上を加速させます。

(2) 2012年度の主な取り組み

国内

新ビジネスモデル

国内では、Webと実在の店舗との相乗効果を生み出す新ビジネスモデルを導入いたします。美と健康に関わる企業が集うコラボレーションサイト「Beauty & Co.（ビューティーアンドコー）」と、店舗とWebを融合した次世代ビューティーソリューションサービス「watashi+（ワタシプラス）」を2012年4月にスタートさせました。「Beauty & Co.」では、各参加企業とお客さまとの新たな出会いを創出するとともに、異業種の企業同士が手を組むことにより新しい付加価値を生み出し、お客さまに新たな商品やサービスの提供をめざします。「watashi+」では、オンラインカウンセリング機能や実在の店舗の紹介・検索機能、メーカーシップシミュレーション機能を通じて、美に対するこだわりが結集した豊富なコンテンツの中からお客さま一人一人に対応した最適な美を提供していくほか、インターネット販売のサービスも提供していきます。

モノづくりと販売・対応活動の磨き直し

引き続き商品の価値とお客さまへの提案活動の磨き直しに取り組み、季節に応じた提案活動と既存品の育成強化を継続し、ヒット商品のロングセラー化をめざします。グローバルメガブランドである「クレ・ド・ポー ボーテ」やグローバルブランド「SHISEIDO」「専科」「TSUBAKI」などに投資を集中することで成長性を拡大いたします。

研究開発、生産、マーケティング、宣伝、営業、店頭対応に至るまで、お客さまのための付加価値を生み出す企業活動の全ての場面において改革に取り組み、確かな技術力を背景とした新たな価値を作り、情報発信や店頭対応の強化・向上を通じてその価値をお客さまにより分かりやすくお伝えしてまいります。

グローバル

プレステージ領域

グローバルブランド「SHISEIDO」については、現行主力品である「SHISEIDO BOP（バイオパフォーマンス）」の「コレクティブセラム」を中心に新たなお客さまを獲得するとともに、「SHISEIDO フューチャーソリューションLX」でブランドのプレステージイメージを向上させます。「クレ・ド・ポー ボーテ」については、ブランドの価値を一層磨き上げ、北米でのプレゼンス拡大と中国での店舗数の拡大を通じ、海外でのさらなる成長をめざします。「ベアミネラル」は、資生堂の技術や営業力を活用したシナジーを本格化させます。北米を中心にメーキャップ製品の強化やコミュニケーション強化、資生堂の技術を活用したスキンケアへのカテゴリー拡大を行います。さらに、欧州をはじめ、資生堂の営業力を活用した日本、香港での成長をめざすとともに、ブラジルなど新興市場にも積極的に進出していきます。

マステージ領域

「専科」は、日本と台湾で培ったノウハウを活かし、展開国の拡大をめざします。「TSUBAKI」については、中国での展開を強化するとともに、中国での現地生産を開始いたしました。「Za」については、ブランドコンセプトを前面に打ち出した宣伝表現や売り場に一新し、さらなる売上拡大をめざします。

デザイナーズフレグランス・メーキャップアーティストブランド

ポーテプレステージインターナショナル社のデザイナーズフレグランス「イッセイミヤケ」を継続的に育成するとともに、「ナルシソロドリゲス」の展開国を拡大するなど、フレグランス市場においてプレゼンスを拡大していきます。またメーキャップアーティストブランド「NARS」でも、展開国の拡大などを通じ、さらなる売上伸長をめざします。

中国

ますます競争環境が激化する中国に最優先で経営資源を投入し、市場成長率を上回る売上伸長をめざします。デパートチャンネルでは「オブレ」のプレミアムラインを売上上位店に導入し、ブランド全体のプレミアムイメージを向上させるとともに、ビューティーコンサルタントの対応力を強化し、グローバルブランド「SHISEIDO」の育成を進めます。専門店チャンネルでは、「ウララ」「ピュアマイルド」を継続強化するとともに、お客さまとお店との関係性を深め、安定的な成長を確保いたします。この他にも、プロフェッショナル領域やヘルスケア領域の各ブランド・商品など、資生堂グループの総合力により、市場優位性を確かなものとしていきます。

新興国の対応強化

中国に続く次世代の成長エンジンづくりとして、ロシア、ブラジル、インドを中心とした新興国への対応を引き続き強化いたします。

ロシアでは、これまで新規店の開拓を積極的に進めてきた事業基盤を活かし、グローバルブランド「SHISEIDO」を着実に育成しながら、2011年度に導入した「TSUBAKI」への取り組み強化なども進めます。ブラジルについては、新たに「ベアミネラル」や「NARS」を導入し、本格的なマルチブランド展開をスタートさせ、当社の主力市場へと育成していきます。また、駐在員事務所を開設したインドでは、事業計画の検討を進めております。

経営基盤の強化や持続的成長に向けた取り組み

生産体制の最適化・調達体制の強化

生産について、グローバルレベルでのサプライチェーンの最適化と低コストオペレーションの実現をめざすとともに、調達についてもグローバルレベルでの徹底したコスト低減を進めます。

情報化基盤の確立

業務の標準化と意思決定スピードの向上を図るため、日本、欧州、中国等への導入が完了した基幹システム「SAP」の他の地域への導入を推進していきます。これにより、全社的な経営指標の見える化をめざしていきます。

人材のグローバル化

国内では、異文化適応力やグローバルビジネス理解力などを備えたグローバル人材の育成を継続していくとともに、エリア単位での人材育成に取り組みます。幹部社員を対象にグローバルレベルでの人材育成と人材活用を加速していきます。

CSR活動の深化

国際的に最重要課題として認識されている人権と環境などを中心に、事業活動に伴うリスクの最小化と企業価値の向上に向けた課題と対応策の検討を進めます。事業活動全体にCSRの視点を組み込んでいくことをめざして、CSRアクションの継続推進により資生堂グループ全体のリスク等を把握し、資生堂グループだけでなく、「取引先」までを含めたサプライチェーン全体でのCSR対応を進めていきます。

環境活動では、環境への取り組みを経営の中核に据え、「ライフサイクル全体での商品の環境対応」と「全世界でのCO₂排出量の削減」を活動の柱として活動を強化しており、これを継続いたします。具体的には、商品への環境素材の使用を促進するとともに環境対応を新たな価値として提案できるレベルまで高めていくほか、国内外の工場・オフィスで、環境対応設備の導入や省エネルギー活動など、CO₂排出量の削減に取り組みます。

4 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち当社グループの財政状態及び経営成績等に悪影響を及ぼす可能性のあるリスクには次のようなものがあり、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項と考えております。

なお、文中の将来に関する事項は、有価証券報告書提出日(平成24年6月26日)現在において当社グループが判断したものでありますが、ここに掲げられている項目に限定されるものではありません。

(1) ブランド「SHISEIDO」の価値の低下

当社グループでは、国内外の事業活動において、ブランド「SHISEIDO」をグループで共有し、ブランド価値の向上に努めておりますが、不測の事態によるブランド価値の低下が発生した場合には、当社グループの財政状態及び経営成績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) お客さま対応

当社グループは、お客さまとの関係を重視しております。企業理念「Our mission, Values and Way」の「Our way」でも、お客さまの満足と信頼が得られるよう行動する旨を明示し、周知徹底を図っております。しかしながら、お客さまの満足や信頼を損なうこととなる不測の事態が生じた場合、当社グループのブランド価値が低下し、当社グループの財政状態及び経営成績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) 戦略的投資活動等

当社グループは、中国を含むアジア等の戦略市場への投資、M&A及び新規事業・新規市場への事業拡大等の戦略的投資活動の推進に際して、意思決定のために必要かつ十分な情報収集と検討を実施し、合理的意思決定を行っております。しかしながら、予期し得ない種々の環境変化等により、当初意図した成果が得られない場合には、当社グループの財政状態及び経営成績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) 化粧品業界の競争環境

当社グループの属する化粧品業界は、グローバル規模で競争が激しくなっております。成熟した国内市場での限られたシェアをめぐる国内同業他社との競争激化をはじめ、グローバルコンペティターのプレステージ市場での影響力拡大、さらには他業界からの新規参入など競争環境がますます厳しくなっております。また、海外市場でも当社グループが成長戦略の柱として位置付ける中国を含むアジア市場等において、グローバルコンペティターが積極的なM&Aやマーケティング活動を展開し、消費者の認知度を高め市場シェアを拡大するなど、競争環境が一層厳しくなっております。

したがって、当社グループがこの競争環境に的確に対処できない場合には、当社グループの財政状態及び経営成績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(5) 海外での事業活動

当社グループは2012年3月末で海外88の国と地域（日本を含む）での事業活動を行っており、連結売上高に占める海外売上高比率は年々伸長し、当連結会計年度では44.3%に至っております。海外での事業活動において、予期し得ない経済的・政治的・社会的な突発事態の発生、テロ・戦争・内乱の勃発、新型インフルエンザ等伝染病の流行による社会的・経済的混乱、異常気象や天候不順等が、当社グループの財政状態及び経営成績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

なお、海外売上に関する詳細は、「第5 経理の状況の 1 連結財務諸表等 注記事項（セグメント情報等）」として開示しております。

(6) 市場リスク

原材料価格

当社グループ製品の原材料は、国際市況の影響を受け、地政学的リスク、新興国の需要増加や投機資金の流入に伴う需給バランス、天候不順、為替レートの変動等に伴い市況価格が変動いたします。当社グループでは、原材料価格の上昇に対して継続的な原価低減活動などにより、その影響を軽減する努力を続けております。しかしながら、予想を超える市況価格の変動が生じた場合には、当社グループの財政状態及び経営成績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

為替

当社グループは、輸出入取引等を行うことに伴う外貨建て決済について、為替レートの変動リスクを負っております。当社グループでは、販売地域に対応する生産体制を築き、輸出入取引のボリュームを抑えること等で為替変動に対するヘッジを行っておりますが、リスクが完全に回避されるわけではありません。また、在外連結子会社及び持分法適用関連会社の現地通貨建ての報告数値は、連結財務諸表作成時に円換算することから、収益が費用を上回っている現状では、外貨に対して円高が進むと経営成績にマイナス影響を与えます。さらに、当社の海外連結子会社及び持分法適用関連会社への投資は、円高が進行すると為替換算調整勘定を通じて自己資本を減少させます。このように不測の為替変動が生じた場合には、当社グループの財政状態及び経営成績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

株価

当社グループは、当連結会計年度末時点で時価のある株式を保有しており、株価の変動リスクを負っております。株価の動向次第では評価損益の増減及び減損のリスクがあります。また、当社の企業年金では、年金資産の一部を時価のある株式で運用しており、株価の下落は年金資産の目減りを通じて年金費用を増加させ経営成績にマイナス影響を与えます。このように不測の事態が生じた場合には、当社グループの財政状態及び経営成績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

なお、有価証券に関する詳細は、「第5 経理の状況の 1 連結財務諸表等 注記事項（有価証券関係）」として開示しております。

(7) 市場ニーズへの適合

新製品・新ブランドの開発・育成及びマーケティング活動が市場ニーズに適合しているかどうか当社グループの売上及び利益に大きな影響をもたらします。当社グループでは、市場ニーズに応えるため、魅力的な新製品・新ブランドの開発、マーケティング活動による新製品・新ブランド及び現行主力品・既存ブランドの強化・育成、市場ニーズに応えられなくなった既存品・既存ブランドの撤退を継続的に行っております。しかしながら、当該活動はその性質上、さまざまな要因による不確実性が伴うため、当初意図した成果が得られない場合には、当社グループの財政状態及び経営成績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

なお、研究開発活動に関する詳細は、「第2 事業の状況の 6 研究開発活動」として開示しております。

(8) 特定の取引先等

当社グループの主要事業である国内化粧品事業においては、小売・流通チャネルにおいて大きな変化が生じており、この変化に対する当社グループの対応が的確ではなかった場合には、当社グループの財政状態及び経営成績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(9) 法規制等に関するリスク

当社グループは、薬事法をはじめとする法規制や、品質に関する基準、環境に関する基準、会計基準や税法等、事業展開している国内外のさまざまな法規制等の適用を受けております。当社グループはコンプライアンス(法令遵守)とCSRに基づく倫理的行動に万全を期しておりますが、今後、これらの法規制等が変更された場合、また予測できない法規制等が新たに設けられた場合には、当社グループの事業活動が制限され、当社グループの財政状態及び経営成績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(10) 重要な訴訟等

当連結会計年度において、「第5 経理の状況の 1 連結財務諸表等 (2)その他」に記載している訴訟等を除き、当社グループに重大な影響を及ぼす訴訟等は提起されておりませんが、将来、重要な訴訟等が発生し、当社グループに不利な判断がなされた場合には、当社グループの財政状態及び経営成績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(11) 情報セキュリティに関するリスク

当社グループが保有する顧客情報や機密情報等の情報資産の保護については、さまざまな対策を講じております。例えば、平成17年4月の「個人情報保護法」の全面施行を踏まえ、平成16年3月に個人情報保護を適切に行っている企業の証である「プライバシーマーク(JIS規格)」の認証を取得しております。しかしながら、予期し得ない不正アクセスによる情報漏洩等が発生した場合には、当社グループの財政状態及び経営成績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(12) 災害・事故等

当社グループでは、大規模な地震の発生など災害・事故発生時の生産、物流及び販売の中断による損失を最小化するため、生産拠点、物流拠点、情報システム及び本社を事業継続の重要拠点と位置付け、事業継続計画(BCP)の構築を行っております。しかしながら、想定を超える災害・事故等の発生により、製造、物流及び販売の中断が生じた場合には、当社グループの財政状態及び経営成績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

当連結会計年度において、新たに締結した重要な契約等はありません。

6 【研究開発活動】

当社グループは、世界中のお客さまの「美と健康」を実現する画期的な商品、サービスの提供をめざし、神奈川県横浜市の2ヵ所のリサーチセンター、東京都品川区のビューティークリエーション研究センターをはじめ、米州(米国)、欧州(フランス)、アジア(中国、タイ)の各拠点にて、研究開発活動を推進しております。その内容は高く評価されており、化粧品科学技術の最も権威ある研究発表会 IFSCC(国際化粧品技術者会連盟)では、2011年12月に開催されたタイ・バンコク大会(IFSCC Conference 2011)において、通算15回目となる最優秀賞を受賞いたしました。これは世界の化粧品メーカーの中で最多受賞回数となります。このように当社の研究開発は世界の化粧品業界をリードするとともに、安心・安全、高品質な商品を創出してきた技術の積み重ねがグローバルで高く評価されております。

当連結会計年度におけるグループ全体の研究開発費は14,673百万円(売上高比2.2%)であり、各事業別の研究の目的、主要課題、研究成果及び研究開発費は、以下のとおりであります。なお、基礎研究などの各事業に直接配賦できない費用6,560百万円が含まれております。

<国内化粧品事業>

お客さまに、より美しい肌と美しい生活を実現していただくことを願い、基礎的な皮膚・界面科学の研究から化粧品原料素材の開発、製品の開発・評価、美容法の開発、さらには感性・感覚研究に至るまで幅広い領域にて研究開発を行っております。

当連結会計年度は、これまで長年培ってきた肌表面の保湿やバリアに着目した研究成果をまとめ、「dプログラム」の開発に応用いたしました。この研究は、肌の主要機能である「保湿」や外界からの「バリア」に重要な役割を担うNMF(Natural Moisturizing Factor)の産生に、ある酵素が大きく寄与していることを世界で初めて発見し、さらに肌の正常な機能を維持する基本メカニズムを解明したものであり、本研究成果は第26回IFSCCの最優秀賞(口頭発表基礎部門)を受賞しております。

また、「美容成分」と「うるおい」を絶え間なく角層に浸透させると同時に紫外線から肌を守り、「シミ・小じわ・乾燥」を美容ケアする、乳液・日やけ止め・化粧下地の効果をひとつにした美容乳液を開発いたしました。この美容乳液を「エリクシール シュペリエル」「エリクシール ホワイト」に応用し、夕方まで美肌を持続する効果を実現いたしました。

メーキャップでは、唇の上で口紅が二層に分かれる技術を世界で初めて確立し、口紅で非常に困難とされていた「つや・うるおい」と「持続」といった排反事象を両立する、理想的な口紅の開発を可能にいたしました。この技術を用いて、つけた瞬間から「つや」「うるおい」「美発色」「持続」といった女性のニーズをこれまでにない高い次元で満たす口紅を実現し、メーキャップブランド「マキアージュ」に活用いたしました。この画期的な技術は第26回IFSCC最優秀賞(口頭発表応用部門)を受賞し、当社の口紅技術は世界の最先端であると評価されております。

ヘアケアでは、15年の歳月をかけて見出した生体成分でもあるオリジナルの育毛成分「アデノシン」や、美しい髪を育むための和漢植物成分を活用して開発した、サロン専用ヘアケアブランド「ザ・ヘアケア」のアデノバイタルが、サロン業界にて好評を博しております。

ヘルスケア事業分野では、希少な美容果実「プラチナベリー(クロマメノキ)」に、“コラーゲンを生み出し、良質なコラーゲンを減らさない”効果があることを見出し、ヒトでの試験によりシワ改善効果を確認いたしました。プラチナベリーを配合した美容食品は世界初となります。

当事業に関わる研究開発費は5,188百万円であります。

<グローバル事業>

「ハイ・クオリティ」を追求する海外化粧品に対応するために、当社独自の高度なサイエンスと最先端テクノロジーに立脚した製品の開発を推進しております。

当連結会計年度は、健やかで美しい肌と密接に関係しているキメの皮丘は「オキシタラン線維」と呼ばれる弾力線維に支えられていること、オキシタラン線維は加齢で減少することを解明いたしました。オキシタラン線維の組織学的特徴を初めて明らかにするとともに、産生を促進し減少を抑える成分として、三種（L-ヒドロキシプロリン、キイチゴエキス、酵母エキス）の複合成分が特に有効であることを見出し、高機能スキンケアブランドに応用いたしました。

また、第24回IFSCCで優秀賞を受賞し世界で高い評価を得ている不全角化の原因因子に関する研究を深化させ、悪玉タンパク質セルピンb3が増加すると、表皮にダメージが蓄積し、さらには基底膜や真皮にまで悪影響を及ぼす、といった肌老化を加速するメカニズムを発見いたしました。また、この肌老化を抑制する成分として、アミノ酸誘導体の1-ピペリジンプロピオン酸を高濃度で連用することが最も有効であることを見出し、本格派エイジングケアブランドに応用いたしました。

当事業に関わる研究開発費は2,696百万円であります。

<その他>

フロンティアサイエンス事業では、医療用医薬品、化粧品・医薬品原料、クロマトグラフィー、美容皮膚医療などの研究開発を進めております。

このうち医薬品原料では、当社が日本で初めて発酵法により製造したヒアルロン酸について欧州医薬品品質理事会（EDQM）へ薬事申請を行った結果、その品質水準の高さが認められ、2011年10月、医薬品原薬としての適合性証明（CEP）を取得することができました。この成果を足掛かりとして、広くグローバル展開を推進していきます。

当事業に関わる研究開発費は228百万円であります。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度における財政状態及び経営成績の分析は、次のとおりであります。

なお、文中の記載内容のうち、歴史的事実でないものは、有価証券報告書提出日(平成24年6月26日)現在における当社グループの将来に関する見通し及び計画に基づいた将来予測であります。これらの将来予測には、リスクや不確定な要素などの要因が含まれており、実際の成果や業績などは、記載の見通しとは異なる可能性があります。

(1) 重要な会計方針及び見積もり

当社グループの連結財務諸表は、一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。その作成には経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額並びに開示に影響を与える見積もりを必要としております。経営者は、これらの見積もりについて過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積もり特有の不確実性があるため、これらの見積もりと異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況の 1 連結財務諸表等 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しておりますが、特に以下の重要な会計方針が連結財務諸表における重要な見積もりの判断に大きな影響を及ぼすと考えております。

有形固定資産

当社グループでは、有形固定資産の簿価について、それが回収できなくなる可能性を示す兆候がある場合には、減損の有無を判定しております。この判定は、事業用資産についてはグルーピングした各事業単位の将来キャッシュ・フローの見積もりに基づいて、遊休資産については個別に比較可能な市場価格に基づいて行っております。経営者は将来キャッシュ・フロー及び回収可能価額の見積もりは合理的であると考えておりますが、将来の予測不能な事業上の前提条件の変化によって見積もりが変更されることにより、将来キャッシュ・フローや回収可能価額が減少し、減損損失が発生する可能性があります。

のれん、商標権及びその他の無形固定資産

当社グループでは、のれん、商標権及びその他の無形固定資産について、減損の判定を行っております。のれん、商標権及びその他の無形固定資産の公正価値の見積もりや減損判定に当たっては、外部専門家などによる評価を活用しております。公正価値の見積もりは、主に割引キャッシュ・フロー方式により行いますが、この方式では、将来キャッシュ・フロー、割引率など、多くの見積もり・前提を使用しております。これらの見積もり・前提は、減損判定や認識される減損損失計上額に重要な影響を及ぼす可能性があります。経営者は、当該判定における公正価値の見積もりは合理的であると判断しておりますが、将来の予測不能な事業上の前提条件の変化によって見積もりが変更されることにより、公正価値が下落し、減損損失が発生する可能性があります。

有価証券

当社グループでは、その他有価証券のうち、取得原価に比べ時価または実質価額が著しく下落したものについては、回復可能性があるとは判断される場合を除き、減損処理を行っております。時価のあるものについては、決算日現在の時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合には回復可能性はないものと判断し、30%以上50%未満下落した場合には当該有価証券の発行会社の財政状態及び経営成績を勘案し、回復可能性を判断しております。時価のないものについては、発行会社の財政状態の悪化により、実質価額が取得原価に比べて50%以上低下した場合には、回復可能性があるとは判断できる場合を除き、減損処理を行っております。経営者は、回復可能性の判断が適切なものであると判断しておりますが、回復可能性ありと判断している有価証券についても、将来、時価の下落または投資先の財政状態及び経営成績の悪化により、減損損失が発生する可能性があります。

繰延税金資産

当社グループでは、回収可能性がないと判断される繰延税金資産に対して評価性引当額を設定し、適切な繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性は各社、各納税主体で十分な課税所得を計上するか否かによって判断されるため、その評価には、実績情報とともに将来に関する情報が考慮されております。経営者は、当該計上額が適切なものであると判断しておりますが、将来の予測不能な事業上の前提条件の変化に伴う各社、各納税主体の経営悪化により、繰延税金資産に対する評価性引当を追加で設定する可能性があります。

退職給付費用及び債務

当社グループの主要な退職給付制度は、日本における企業年金制度及び退職一時金制度であります。従業員の退職給付費用及び債務は、割引率、退職率、死亡率及び年金資産の期待運用収益率等を含む前提条件に基づいて算出されております。これらの前提条件は年に一度見直しております。割引率と期待運用収益率は、退職給付費用及び債務を決定する上で、重要な前提条件であります。割引率は一定の格付けを有し安全性の高い長期社債の期末における市場利回りを基礎として決定しております。期待運用収益率は年金資産の種類毎に期待される収益率の加重平均に基づいて決定しております。経営者は、これらの前提条件は適切であると考えておりますが、実際の結果との差異や前提条件の変更が将来の退職給付費用及び債務に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 当連結会計年度の経営成績の分析

概要

当社グループは、“日本をオリジンとしアジアを代表するグローバルプレイヤー”となることをめざし、2011年度より“成長軌道に乗る”をテーマに、グローバルメガブランド戦略、アジアブレイクスルー戦略、ニューフロンティア戦略、カスタマーファースト戦略の4つの成長戦略を掲げた3カ年計画をスタートさせました。初年度の2011年度は“体質を変革する”年と位置付け、国内外ともに将来の成長に向けたマーケティング費用等を積極的に投入し、4つの成長戦略に取り組みました。さらに、経営基盤の強化をめざし、生産体制の最適化と調達体制の強化、情報化基盤の確立、人材のグローバル化、CSR活動の深化を進めました。

この結果、当連結会計年度の経営成績は、前連結会計年度に比べて売上高は1.7%増収の682,385百万円となりましたが、国内や海外における成長に向けた積極的なマーケティング投資を実施したことにより、営業利益は前連結会計年度に比べて12.0%減益の39,135百万円となりました。売上高営業利益率は5.7%、経常利益は前連結会計年度比11.3%減益の39,442百万円となりました。前連結会計年度に比べ特別損失が少額であったこともあり、当期純利益は前連結会計年度比13.5%増益の14,515百万円となりました。

なお、売上高、営業利益のセグメントの分析については、「1 業績等の概要 (1)業績」に記載しております。

売上高

売上高は、前連結会計年度に比べ1.7%増収(現地通貨ベースで同4.7%増収)の682,385百万円となりました。国内売上高は、リーマンショック以降の高価格帯と低価格帯への二極化という市場構造の変化に震災の影響等も加わり、市場全体が縮小し続ける中、前連結会計年度比0.8%の微減にとどまりました。また海外売上高は、円高の影響を受けたものの欧米市場で成長性を確保し、中国を含むアジア市場で高成長を続けた結果、前連結会計年度比5.1%増収となりました。

売上原価、販売費及び一般管理費

(売上原価)

売上原価は、前連結会計年度に比べ3.4%減少の162,989百万円となりました。売上高に対する比率は前連結会計年度より1.3ポイント低下し23.9%となりました。ベアエッセンシャル社の買収時に在庫を時価評価したことにより、前連結会計年度の売上原価が増加したことが主な要因です。

(販売費及び一般管理費)

販売費及び一般管理費は、前連結会計年度に比べ5.0%増加の480,260百万円となりました。売上高に対する比率は、2.2ポイント上昇し70.4%となりました。その内訳は次のとおりです。

(a) マーケティングコスト

マーケティングコスト(広告費及び売出費)の売上高に対する比率は2.0ポイント上昇し23.5%となりました。成長投資の拡大により、国内では「マキアージュ」や「TSUBAKI」への広告費、海外では販促物費用を中心に増加いたしました。

(b) 人件費

人件費の売上高に対する比率は、0.2ポイント上昇し23.9%となりました。人員が増加している米州子会社や中国子会社などの影響が主な要因です。

(c) 経費

経費(その他の費用)の売上高に対する比率は、0.1ポイント低下し21.6%となりました。国内は減少したものの、海外はビジネス拡大に伴い経費が増加いたしました。

(d) M & A 関連償却費

M & A 関連償却費の売上高に対する比率は、0.1ポイント上昇し1.4%となりました。前連結会計年度におけるベアエッセンシャル社ののれんや顧客関連無形資産の償却期間は、買収時から決算日までの約10カ月間であったことに対し、当連結会計年度は12カ月間であったことによるものです。

なお、販売費及び一般管理費に含まれる研究開発費は前連結会計年度に比べ1.4%増加の14,673百万円となり、売上高に対する比率は2.2%となりました。研究開発活動についての詳細は、「6 研究開発活動」として開示しております。

営業利益

営業利益は、原価率の改善や費用の効率運用に努めたものの、国内や海外における成長に向けた積極的なマーケティング投資を実施したことから、前連結会計年度比12.0%減益の39,135百万円、売上高営業利益率は0.9ポイント悪化の5.7%となりました。

営業外損益

利息収支（受取利息から支払利息を控除）は、中国や米国での借入金の返済に伴う支払利息の減少などにより、前連結会計年度の1,496百万円の費用から1,101百万円の費用となりました。

経常利益

経常利益は、前連結会計年度に比べ11.3%減益の39,442百万円となりました。

特別損益

特別損益は、前連結会計年度の15,785百万円の損失から495百万円の損失となりました。前連結会計年度は見本品・販促物の資産計上範囲の見積の変更に伴う影響額や投資有価証券の減損損失、東日本大震災に伴う損失などを計上したのに対し、当連結会計年度は損失の計上が固定資産の処分損などに限定されたことが主な要因です。

税金等調整前当期純利益

税金等調整前当期純利益は、前連結会計年度に比べ35.7%増益の38,947百万円となりました。

法人税等(法人税等調整額を含む)

法人税等は、税制改正に伴う法人税率の変更による繰延税金資産の取崩しの影響などにより前連結会計年度に比べ64.2%増加の21,888百万円となりました。税金等調整前当期純利益に対する比率は前連結会計年度の46.4%から56.2%となりました。

少数株主利益

少数株主利益は、前連結会計年度に比べ1.3%減少の2,543百万円となりました。

当期純利益

当期純利益は、前連結会計年度に比べ13.5%増益の14,515百万円となりました。1株当たり当期純利益は、前連結会計年度の32.15円から36.47円となりました。

なお、ROE(自己資本利益率)については、当期純利益の増加に伴い、前連結会計年度の3.9%から1.0ポイント上昇し4.9%となりました。

(3) 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因については、「4 事業等のリスク」として開示しております。

(4) 経営戦略の現状と見通し

経営戦略の現状と見通しについては、「1 業績等の概要」及び「3 対処すべき課題」として開示しております。

(5) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

資金調達と流動性マネジメント

当社グループは、事業活動のための適切な資金確保、流動性の維持、並びに健全な財政状態を常にめざし、安定的な営業キャッシュ・フローの創出、幅広い資金調達手段の確保に努めております。成長を維持するために将来必要な運転資金及び設備投資・投融資資金は、主に手元のキャッシュと営業活動からのキャッシュ・フローに加え、借入や社債発行により調達しております。

手元流動性については、連結売上高の1.5ヵ月程度をひとつの目安としております。当連結会計年度末の現金及び預金、有価証券の総額は93,838百万円となり、手元流動性は連結売上高の1.7ヵ月分となりました。

一方、当連結会計年度末現在の有利子負債残高は、主にベアエッセシナル社買収にかかる資金調達により185,153百万円となっております。国内普通社債の発行登録枠の未使用枠800億円、当社及び欧米子会社2社を発行体とするプログラム型シンジケート・ローンの未使用枠2.8億米ドル、並びに米国子会社のCPプログラムの未使用枠1.0億米ドルなどを有し、資金調達手段は分散化されております。

当連結会計年度末現在において、当社グループの流動性は十分な水準にあり、資金調達手段は分散されていることから、財務の柔軟性は高いと考えております。

格付け

当社グループは、流動性及び資本政策に対する財務の柔軟性を確保し、資本市場を通じた十分な資金リソースへのアクセスを保持するため、一定水準の格付けの維持が必要であると考えております。当社グループは、グローバルな資本市場から円滑な資金調達を行うため、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(以下「ムーディーズ」という。)及びスタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービシズ(以下「S&P」という。)の2社より格付けを取得しております。

平成24年6月15日現在の債券格付けの状況(長期/短期)は以下のとおりです。

	ムーディーズ	S&P
長期	A1(見通し：安定的)	A(見通し：安定的)
短期	P - 1	A - 1

資産及び負債・純資産

(資産)

当連結会計年度末の総資産は、前連結会計年度末に比べ2.5%減少の720,707百万円となりました。

流動資産は、前連結会計年度末に比べ0.6%増加の315,229百万円となりました。

固定資産は、ベアエッセシナル社ののれんや顧客関連無形資産の償却が進んだことなどにより、前連結会計年度末に比べ4.8%減少の405,478百万円となりました。

(負債)

当連結会計年度末の負債合計は、前連結会計年度末に比べ0.5%減少の416,992百万円となりました。

有利子負債の詳細は、「第5 経理の状況の 1 連結財務諸表等 連結附属明細表」に記載しております。

(純資産)

当連結会計年度末の純資産は、前連結会計年度末に比べ5.1%減少の303,715百万円となりました。

この結果、1株当たり純資産額は、前連結会計年度末に比べて42.25円減少し729.89円となり、自己資本比率は、前連結会計年度末の41.6%から1.3ポイント低下し40.3%となりました。

なお、前連結会計年度の連結財務諸表は、会計方針の変更による遡及処理後の数値に基づいております。

キャッシュ・フローについては、「1 業績等の概要 (2)キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

(キャッシュ・フロー指標の推移)

	平成20年 3月期	平成21年 3月期	平成22年 3月期	平成23年 3月期	平成24年 3月期
自己資本比率(%)	56.6	55.6	44.9	41.6	40.3
時価ベースの自己資本比率(%)	157.6	95.0	104.1	77.5	78.9
債務償還年数(年)	0.8	1.5	3.1	2.9	3.5
インタレスト・カバレッジ・レシオ(倍)	39.1	23.6	45.4	32.8	27.3

(注) 1 自己資本比率 : (純資産の部合計 - 新株予約権 - 少数株主持分) / 総資産

時価ベースの自己資本比率 : 株式時価総額 / 総資産

債務償還年数 : 有利子負債 / 営業活動によるキャッシュ・フロー

インタレスト・カバレッジ・レシオ : 営業活動によるキャッシュ・フロー / 利払い

- 2 各指標は、いずれも連結ベースの財務数値により算出しております。
- 3 株式時価総額は、期末株価終値 × 期末発行済株式数(自己株式控除後)により算出しております。
- 4 有利子負債は、連結貸借対照表上に計上されている負債のうち利子を支払っている全ての負債を対象としております。また、利払いについては、連結キャッシュ・フロー計算書の「利息の支払額」を使用しております。
- 5 当社グループの米州子会社における、店頭販売活動に関する見本品・販促物の会計処理は、従来、取得時に資産計上し、顧客へ出荷した時点で費用処理しておりましたが、グループ内の会計処理の統一を図るために、当連結会計年度より取得時費用処理に変更しました。当該会計処理の変更は遡及適用され、前連結会計年度の連結財務諸表について遡及処理しております。これにより、従来の方針と比べて、前連結会計年度の自己資本比率が0.1%低下し、時価ベースの自己資本比率が0.1%上昇しております。

(6) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社グループを取り巻く事業環境は、今後も厳しくかつ変化の激しい状況が続くと認識しております。その中で当社グループは“日本をオリジンとしアジアを代表するグローバルプレイヤー”となることをめざし、2017年度に、グループ全体で売上高1兆円超(海外売上高比率50%超)、売上高営業利益率12%以上、ROE15%以上の実現をめざしております。この目標に向けたロードマップの第2フェーズである現3カ年が2011年度よりスタートしておりますが、この現3カ年においては、年率6%以上の売上成長を果たすとともに、売上高営業利益率10%の達成をめざしております。しかしながら、計画策定時と比べて経済環境等が変化していることから、売上高営業利益率については、現時点では8%の到達を見込んでおります。

なお、取り組みの詳細は、「3 対処すべき課題」に記載しております。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

(1) 設備投資

当社グループでは、当連結会計年度において、国内では既存設備の改修・更新や新ビジネスモデルのシステム開発を、海外では市場成長を上回る売上成長のためのカウンター投資や新基幹システム(SAP)の導入を中心に34,301百万円の設備投資(注)を実施しました。なお、報告セグメントの内訳は以下のとおりであります。

国内化粧品事業	17,457百万円
グローバル事業	16,486 "
その他	357 "
合計	<u>34,301 "</u>

(国内化粧品事業)

国内化粧品事業では、国内4工場の生産能力の維持・合理化や店舗カウンター・什器の設置・改装に加え、Webを活用した新ビジネスモデルのシステム開発や資生堂-銀座未来計画(銀座地区の社屋の建替等)などに17,457百万円の設備投資を行いました。

(グローバル事業)

グローバル事業では、最重点市場である中国で積極展開をしているチャネル別ブランドマーケティングのためのカウンター投資や新基幹システム(SAP)の導入、また、米国ゾートス社のジェニーバ工場での風力発電設備などに16,486百万円の設備投資を行いました。

(注) 有形固定資産の他、無形固定資産(のれんを除く。)、長期前払費用への投資。金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 売却等

該当事項はありません。

2 【主要な設備の状況】

当社グループの主要な設備の状況は、以下のとおりであります。

(1) 提出会社

(平成24年3月31日現在)

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (名)
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積千㎡)	リース 資産	その他	合計	
本社 (東京都港区 他)	各事業	オフィス 設備	6,947	111	10,358 (43)	1,803	15,902	35,123	2,074
リサーチセンター (神奈川県横浜市 都筑区、金沢区)	各事業	研究開発 設備	4,299	14	6,841 (35)	65	1,108	12,329	576
鎌倉工場 (神奈川県鎌倉市)	国内化粧品 事業	生産設備	1,492	695	492 (34)	10	148	2,839	295
掛川工場 (静岡県掛川市)	国内化粧品 事業	生産設備	3,654	1,135	903 (202)	646	162	6,502	334
大阪工場 (大阪府大阪市 東淀川区)	国内化粧品 事業	生産設備	1,191	894	2,488 (36)	20	199	4,793	307
久喜工場 (埼玉県久喜市)	国内化粧品 事業	生産設備	2,733	1,367	2,263 (98)	25	230	6,620	288

(注) 1 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品、建設仮勘定、無形固定資産(のれん、商標権及びリース資産を除く。)及び長期前払費用の合計であります。なお、金額には消費税等は含まれておりません。

2 現在休止中の主要な設備はありません。

3 主要な賃借設備はありません。

(2) 国内子会社

(平成24年3月31日現在)

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (名)
				建物及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積 千㎡)	リース 資産	その他	合計	
資生堂販売(株)	本店他9支社 7営業本部 (東京都港区他)	国内 化粧品 事業	オフィス 設備、 店舗設備	7,258		5,019 (63)	50	8,835	21,164	8,654
(株)資生堂パー ラー	銀座本店 (東京都中央区)	その他	店舗設備	2,948	38	1,792 (1)	25	132	4,938	322
匿名組合セラ ン	汐留オフィス (東京都港区)	その他	オフィス 設備	15,926	1	() [4]		0	15,928	

(注) 1 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品、建設仮勘定、無形固定資産(のれん、商標権及びリース資産を除く。)及び長期前払費用の合計であります。なお、金額には消費税等は含まれておりません。

2 現在休止中の主要な設備はありません。

3 主要な賃借設備はありません。

4 土地を賃借しております。年間賃借料は、匿名組合セラ376百万円であります。賃借している土地の面積については〔 〕で外書きしております。

(3) 在外子会社

(平成24年3月31日現在)

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (名)
				建物及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積 千㎡)	リース 資産	その他	合計	
資生堂ベトナム	ベトナム工場 (ベトナム、ドン ナイ)	国内 化粧品 事業	生産設備	689	749	() 〔100〕		587	2,026	210
資生堂アメリカ インコーポレー テッド	イーストウィン ザー工場 (アメリカ、 ニュージャ ージー)	グロ ー バル 事業	生産設備	1,597	317	181 (168)		2	2,099	121
ダブリン インダ ストリーズ イン コーポレーショ ン	本社工場 (アメリカ、 ニュージャ ージー)	グロ ー バル 事業	生産設備	293	182	89 (49)		34	600	157
ゾートス イン ターナショナル インコーポレー テッド	ジェニーバ工場 (アメリカ、 ニューヨーク)	グロ ー バル 事業	生産設備	1,577	2,114	291 (132)		248	4,232	588
資生堂インター ナショナルフラ ンス	ジアン工場 (フランス、ジ アン)、 バル・ド・ロ ワール工場 (フランス、オル ム)	グロ ー バル 事業	生産設備	1,248	829	175 (340)		111	2,365	551
ラボラトワール デクレオール	本社工場 (フランス、アル ジャントウイユ)	グロ ー バル 事業	生産設備		129	() 〔7〕		169	299	244
資生堂(中国)投 資有限公司	本店 (中国、上海)	グロ ー バル 事業	店舗設備			()	1	6,403	6,404	3,301
上海卓多姿中信 化粧品有限公司	上海工場 (中国、上海)	グロ ー バル 事業	生産設備	1,485	1,375	() 〔67〕		1,037	3,898	351
資生堂麗源化粧 品有限公司	北京工場 (中国、北京)	グロ ー バル 事業	生産設備 店舗設備	402	603	() 〔32〕		2,055	3,061	4,164
台湾資生堂股? 有限公司	中?工場 (台湾、中?)、 新竹工場 (台湾、新竹)	グロ ー バル 事業	生産設備	667	199	1,333 (65)		688	2,889	299

(注) 1 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品、建設仮勘定、無形固定資産(のれん、商標権及びリース資産を除く。)及び長期前払費用の合計であります。なお、金額には消費税等は含まれておりません。

2 現在休止中の主要な設備はありません。

3 主要な賃借設備はありません。

4 土地を賃借しております。年間賃借料は、ラボラトワールデクレオール56百万円、上海卓多姿中信化粧品有限公司16百万円、資生堂麗源化粧品有限公司7百万円、資生堂ベトナム6百万円であります。賃借している土地の面積については〔 〕で外書きしております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当社グループ(当社及び連結子会社)の重要な設備の新設、除却等の計画は以下のとおりであります。

(1) 新設、改修等

当連結会計年度末現在における重要な設備の新設、改修等に係る設備投資計画(注)は、33,600百万円であり、その所要資金については、自己資金及び社債・借入金でまかなう予定です。

その主な内容は以下のとおりであります。

提出会社

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	投資の主な目的	投資予定金額 (百万円)	資金調達方法
本社 (東京都港区 他)	各事業	オフィス 設備、 店舗設備	オフィス設備、 マーケティング投資	5,100	自己資金及び 社債・借入金
リサーチセンター (神奈川県横浜市 都筑区、金沢区)	各事業	研究開発 設備	研究開発設備の維持 及び合理化	700	自己資金及び 社債・借入金
鎌倉工場 (神奈川県鎌倉市) 掛川工場 (静岡県掛川市) 大阪工場 (大阪府大阪市東淀川区) 久喜工場 (埼玉県久喜市)	国内化粧品事業	生産設備	生産能力の維持 及び合理化	4,200	自己資金及び 社債・借入金

国内子会社

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	投資の主な目的	投資予定金額 (百万円)	資金調達方法
資生堂販売(株)	本店他9支社 7営業本部 (東京都港区他)	国内化粧品 事業	店舗設備他	マーケティン グ投資	4,200	自己資金

在外子会社

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	投資の主な目的	投資予定金額 (百万円)	資金調達方法
ヘアエッセンシャルインコーポレーテッド	本社 (アメリカ、サンフランシスコ)	グローバル事業	店舗設備	マーケティング投資	3,500	自己資金
ゾートスインターナショナルインコーポレーテッド	ジェニーバ工場 (アメリカ、ニューヨーク)	グローバル事業	生産設備	生産能力の維持及び合理化	1,100	自己資金及び借入金
上海卓多姿中信化粧品有限公司	上海工場 (中国、上海)	グローバル事業	生産設備	生産能力の維持及び合理化	2,300	自己資金及び借入金
資生堂麗源化粧品有限公司	本社、北京工場 (中国、北京)	グローバル事業	店舗設備 生産設備	マーケティング投資並びに生産能力の維持及び合理化	2,000	自己資金
資生堂(中国)投資有限公司	本社 (中国、上海)	グローバル事業	店舗設備	マーケティング投資	1,900	自己資金及び借入金
資生堂香港有限公司	本社 (中国、香港)	グローバル事業	店舗設備	マーケティング投資	900	自己資金

(注) 有形固定資産の他、無形固定資産(のれんを除く。)、長期前払費用への投資計画、金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,200,000,000
計	1,200,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成24年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年6月26日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	400,000,000	400,000,000	東京証券取引所 市場第一部	権利内容に制限のない標準と なる株式 単元株式数は100株でありま す。
計	400,000,000	400,000,000		

(2) 【新株予約権等の状況】

当社は、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、新株予約権を発行しております。
第1回新株予約権(平成14年6月27日定時株主総会決議、同年7月16日発行)

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	196(注)1	196(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	196,000(注)2	196,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,669(注)3	同左
新株予約権の行使期間	平成16年7月1日～平成24年6月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,669 資本組入額 835	同左
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 (2) 新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。 (3) 権利行使期間終了前に新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、法定相続人1名に限り権利を承継することができる。ただし、再承継はできない。 (4) その他権利行使の条件については、第102回定時株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2 当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、上記の目的たる株式数は分割または併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

3 新株予約権発行後、当社が株式の分割または併合を行う場合、上記払込金額は分割または併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。)を行う場合は、上記払込金額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

第3回新株予約権(平成15年6月27日定時株主総会決議、同年7月31日発行)

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	104(注)1	104(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	104,000(注)2	104,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,287(注)3	同左
新株予約権の行使期間	平成17年7月1日～平成25年6月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,287 資本組入額 644	同左
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 (2) 権利行使期間満了前に新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、法定相続人1名に限り権利を承継することができる。ただし、再承継はできない。 (3) その他権利行使の条件については、第103回定時株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みにに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2 当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、上記の目的たる株式数は分割または併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

3 新株予約権発行後、当社が株式の分割または併合を行う場合、上記払込金額は分割または併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、上記払込金額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

第6回新株予約権(平成16年6月29日定時株主総会決議、同年7月26日発行)

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	455(注)1	455(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	455,000(注)2	455,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,427(注)3	同左
新株予約権の行使期間	平成18年7月1日～平成26年6月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,427 資本組入額 714	同左
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 (2) 権利行使期間満了前に新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、法定相続人1名に限り権利を承継することができる。ただし、再承継はできない。 (3) その他権利行使の条件については、第104回定時株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みにに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2 当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、上記の目的たる株式数は分割または併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

3 新株予約権発行後、当社が株式の分割または併合を行う場合、上記払込金額は分割または併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または移転(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、上記払込金額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

第10回新株予約権(平成17年6月29日定時株主総会決議、同年7月28日発行)

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	246(注)1	246(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	246,000(注)2	246,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,481(注)3	同左
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日～平成27年6月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,481 資本組入額 741	同左
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 (2) 権利行使期間満了前に新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、法定相続人のうち1名に限り権利を承継することができる。ただし、再承継はできない。 (3) その他権利行使の条件については、第105回定時株主総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みにに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2 当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、上記の目的たる株式数は分割または併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

3 新株予約権発行後、当社が株式の分割または併合を行う場合、上記払込金額は分割または併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行または移転(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、上記払込金額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

[次へ](#)

当社は、会社法第236条及び第238条の規定に基づき新株予約権を発行しております。
第16回新株予約権(平成18年6月29日定時株主総会及び同年7月31日取締役会決議、同年8月23日発行)

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	67(注)1	67(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	67,000(注)2	67,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,300(注)3	同左
新株予約権の行使期間	平成20年8月1日～平成28年7月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,300 資本組入額 1,150	同左
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任その他正当な理由がある場合にはこの限りでない。 (2) 新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り新株予約権を継承することができる。ただし、再継承はできない。 (3) その他権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)については、新株予約権の割当てを受けた者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。	同左

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権の割当てを受けた者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)2に準じて決定する。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、(注)3で定められる行使価額を組織再編の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 残存新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の行使期間の満了日までとする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) 新株予約権の取得条項 残存新株予約権について定められた取得条項に準じて決定する。</p> <p>(9) その他の新株予約権の行使の条件 残存新株予約権について定められた行使の条件に準じて決定する。</p>	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2 当社が株式の分割(当社の株式無償割当てを含む。)または株式の併合を行う場合には、新株予約権の目的である株式の数(以下「対象株式数」という。)を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。

調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、対象株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で対象株式数を調整する。

3 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)に対象株式数を乗じた金額とする。新株予約権割当日後に、当社が株式の分割または併合を行う場合、上記行使価額は、分割または併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で株式の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、上記行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。なお、自己株式の処分の場合には、次の算式における、「新規発行株式数」は「処分自己株式数」及び「1株当たり払込金額」は「1株当たり処分価額」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

[次へ](#)

第17回新株予約権(平成18年7月31日取締役会決議、同年8月23日発行)

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	74(注)1	74(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	74,000(注)2	74,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,300(注)3	同左
新株予約権の行使期間	平成20年8月1日～平成28年7月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,300 資本組入額 1,150	同左
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任その他正当な理由がある場合にはこの限りでない。 (2) 新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り新株予約権を継承することができる。ただし、再継承はできない。 (3) その他権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)については、新株予約権の割当てを受けた者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。	同左

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権の割当てを受けた者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)2に準じて決定する。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、(注)3で定められる行使価額を組織再編の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 残存新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の行使期間の満了日までとする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) 新株予約権の取得条項 残存新株予約権について定められた取得条項に準じて決定する。</p> <p>(9) その他の新株予約権の行使の条件 残存新株予約権について定められた行使の条件に準じて決定する。</p>	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2 当社が株式の分割(当社の株式無償割当てを含む。)または株式の併合を行う場合には、新株予約権の目的である株式の数(以下「対象株式数」という。)を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。

調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、対象株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で対象株式数を調整する。

3 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)に対象株式数を乗じた金額とする。新株予約権割当日後に、当社が株式の分割または併合を行う場合、上記行使価額は、分割または併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で株式の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、上記行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。なお、自己株式の処分の場合には、次の算式における、「新規発行株式数」は「処分自己株式数」及び「1株当たり払込金額」は「1株当たり処分価額」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

[前へ](#) [次へ](#)

第20回新株予約権(平成19年6月26日定時株主総会及び同年7月31日取締役会決議、同年8月23日発行)

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	81(注)1	81(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	81,000(注)2	81,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,615(注)3	同左
新株予約権の行使期間	平成21年8月1日～平成29年7月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,615 資本組入額 1,308	同左
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任その他正当な理由がある場合にはこの限りでない。 (2) 新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り新株予約権を継承することができる。ただし、再継承はできない。 (3) その他権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みにに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)については、新株予約権の割当てを受けた者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。	同左

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権の割当てを受けた者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)2に準じて決定する。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、(注)3で定められる行使価額を組織再編の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 残存新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の行使期間の満了日までとする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) 新株予約権の取得条項 残存新株予約権について定められた取得条項に準じて決定する。</p> <p>(9) その他の新株予約権の行使の条件 残存新株予約権について定められた行使の条件に準じて決定する。</p>	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2 当社が株式の分割(当社の株式無償割当てを含む。)または株式の併合を行う場合には、新株予約権の目的である株式の数(以下「対象株式数」という。)を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。

調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、対象株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で対象株式数を調整する。

3 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)に対象株式数を乗じた金額とする。新株予約権割当日後に、当社が株式の分割または併合を行う場合、上記行使価額は、分割または併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で株式の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、上記行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。なお、自己株式の処分の場合には、次の算式における、「新規発行株式数」は「処分自己株式数」及び「1株当たり払込金額」は「1株当たり処分価額」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

第21回新株予約権(平成19年7月31日取締役会決議、同年8月23日発行)

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	78(注)1	78(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	78,000(注)2	78,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,615(注)3	同左
新株予約権の行使期間	平成21年8月1日～平成29年7月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,615 資本組入額 1,308	同左
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任その他正当な理由がある場合にはこの限りでない。 (2) 新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り新株予約権を継承することができる。ただし、再継承はできない。 (3) その他権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みにに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)については、新株予約権の割当てを受けた者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。	同左

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権の割当てを受けた者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)2に準じて決定する。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、(注)3で定められる行使価額を組織再編の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 残存新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の行使期間の満了日までとする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) 新株予約権の取得条項 残存新株予約権について定められた取得条項に準じて決定する。</p> <p>(9) その他の新株予約権の行使の条件 残存新株予約権について定められた行使の条件に準じて決定する。</p>	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。

2 当社が株式の分割(当社の株式無償割当てを含む。)または株式の併合を行う場合には、新株予約権の目的である株式の数(以下「対象株式数」という。)を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。

調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、対象株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で対象株式数を調整する。

3 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)に対象株式数を乗じた金額とする。新株予約権割当日後に、当社が株式の分割または併合を行う場合、上記行使価額は、分割または併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で株式の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く。)を行う場合は、上記行使価額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。なお、自己株式の処分の場合には、次の算式における、「新規発行株式数」は「処分自己株式数」及び「1株当たり払込金額」は「1株当たり処分価額」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

第22回新株予約権(平成20年6月25日定時株主総会決議及び同年7月31日取締役会決議、同年8月21日発行)

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	18(注)1	18(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	18,000(注)2	18,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)3	同左
新株予約権の行使期間	平成23年8月1日～平成30年7月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1	同左
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任その他正当な理由がある場合にはこの限りでない。 (2) 新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り新株予約権を継承することができる。ただし、再継承はできない。 (3) その他権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)については、新株予約権の割当てを受けた者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権の割当てを受けた者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)2に準じて決定する。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、(注)3で定められる行使価額を組織再編の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 残存新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の行使期間の満了日までとする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) 新株予約権の取得条項 残存新株予約権について定められた取得条項に準じて決定する。</p> <p>(9) その他の新株予約権の行使の条件 残存新株予約権について定められた行使の条件に準じて決定する。</p>	同左

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。
- 2 当社が株式の分割(当社の株式無償割当てを含む。)または株式の併合を行う場合には、新株予約権の目的である株式の数(以下「対象株式数」という。)を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。
調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率
また、上記のほか、対象株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で対象株式数を調整する。
- 3 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払い込む金銭の額を1円とし、これに対象株式数を乗じた金額とする。

第23回新株予約権(平成20年7月31日取締役会決議、同年8月21日発行)

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	30(注)1	30(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	30,000(注)2	30,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)3	同左
新株予約権の行使期間	平成23年8月1日～平成30年7月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1	同左
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任その他正当な理由がある場合にはこの限りでない。 (2) 新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り新株予約権を継承することができる。ただし、再継承はできない。 (3) その他権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)については、新株予約権の割当てを受けた者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権の割当てを受けた者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)2に準じて決定する。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、(注)3で定められる行使価額を組織再編の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 残存新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の行使期間の満了日までとする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) 新株予約権の取得条項 残存新株予約権について定められた取得条項に準じて決定する。</p> <p>(9) その他の新株予約権の行使の条件 残存新株予約権について定められた行使の条件に準じて決定する。</p>	同左

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1,000株である。
2 当社が株式の分割(当社の株式無償割当てを含む。)または株式の併合を行う場合には、新株予約権の目的である株式の数(以下「対象株式数」という。)を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。
調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率
また、上記のほか、対象株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で対象株式数を調整する。
3 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払い込む金銭の額を1円とし、これに対象株式数を乗じた金額とする。

第24回新株予約権(平成21年6月24日定時株主総会決議及び同年7月30日取締役会決議、同年8月28日発行)

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	814(注)1	814(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	81,400(注)2	81,400(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)3	同左
新株予約権の行使期間	平成24年8月1日～平成31年7月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1	同左
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任その他正当な理由がある場合にはこの限りでない。 (2) 新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り新株予約権を継承することができる。ただし、再継承はできない。 (3) その他権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		

	事業年度末現在 (平成24年 3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年 5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)については、新株予約権の割当てを受けた者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権の割当てを受けた者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)2に準じて決定する。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、(注)3で定められる行使価額を組織再編の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 残存新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の行使期間の満了日までとする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) 新株予約権の取得条項 残存新株予約権について定められた取得条項に準じて決定する。</p> <p>(9) その他の新株予約権の行使の条件 残存新株予約権について定められた行使の条件に準じて決定する。</p>	同左

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。
2 当社が株式の分割(当社の株式無償割当てを含む。)または株式の併合を行う場合には、新株予約権の目的である株式の数(以下「対象株式数」という。)を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。
調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率
また、上記のほか、対象株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で対象株式数を調整する。
3 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払い込む金銭の額を1円とし、これに対象株式数を乗じた金額とする。

第25回新株予約権(平成21年7月30日取締役会決議、同年8月28日発行)

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	535(注)1	535(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	53,500(注)2	53,500(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)3	同左
新株予約権の行使期間	平成24年8月1日～平成31年7月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1	同左
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任その他正当な理由がある場合にはこの限りでない。 (2) 新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り新株予約権を継承することができる。ただし、再継承はできない。 (3) その他権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)については、新株予約権の割当てを受けた者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権の割当てを受けた者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)2に準じて決定する。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、(注)3で定められる行使価額を組織再編の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 残存新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の行使期間の満了日までとする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) 新株予約権の取得条項 残存新株予約権について定められた取得条項に準じて決定する。</p> <p>(9) その他の新株予約権の行使の条件 残存新株予約権について定められた行使の条件に準じて決定する。</p>	同左

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。
2 当社が株式の分割(当社の株式無償割当てを含む。)または株式の併合を行う場合には、新株予約権の目的である株式の数(以下「対象株式数」という。)を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。
調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率
また、上記のほか、対象株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で対象株式数を調整する。
3 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払い込む金銭の額を1円とし、これに対象株式数を乗じた金額とする。

第26回新株予約権(平成22年6月25日定時株主総会決議及び同年7月29日取締役会決議、同年8月30日発行)

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	591(注)1	591(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	59,100(注)2	59,100(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)3	同左
新株予約権の行使期間	平成25年8月1日～平成32年7月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1	同左
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任その他正当な理由がある場合にはこの限りでない。 (2) 新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り新株予約権を継承することができる。ただし、再継承はできない。 (3) その他権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)については、新株予約権の割当てを受けた者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権の割り当てを受けた者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)2に準じて決定する。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、(注)3で定められる行使価額を組織再編の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 残存新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の行使期間の満了日までとする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) 新株予約権の取得条項 残存新株予約権について定められた取得条項に準じて決定する。</p> <p>(9) その他の新株予約権の行使の条件 残存新株予約権について定められた行使の条件に準じて決定する。</p>	同左

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。
2 当社が株式の分割(当社の株式無償割当てを含む。)または株式の併合を行う場合には、新株予約権の目的である株式の数(以下「対象株式数」という。)を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。
調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率
また、上記のほか、対象株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で対象株式数を調整する。
3 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払い込む金銭の額を1円とし、これに対象株式数を乗じた金額とする。

第27回新株予約権(平成22年7月29日取締役会決議、同年8月30日発行)

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	468(注)1	468(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	46,800(注)2	46,800(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)3	同左
新株予約権の行使期間	平成25年8月1日～平成32年7月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1	同左
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任その他正当な理由がある場合にはこの限りでない。 (2) 新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り新株予約権を継承することができる。ただし、再継承はできない。 (3) その他権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)については、新株予約権の割当てを受けた者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権の割当てを受けた者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)2に準じて決定する。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、(注)3で定められる行使価額を組織再編の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 残存新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の行使期間の満了日までとする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) 新株予約権の取得条項 残存新株予約権について定められた取得条項に準じて決定する。</p> <p>(9) その他の新株予約権の行使の条件 残存新株予約権について定められた行使の条件に準じて決定する。</p>	同左

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。
2 当社が株式の分割(当社の株式無償割当てを含む。)または株式の併合を行う場合には、新株予約権の目的である株式の数(以下「対象株式数」という。)を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。
調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率
また、上記のほか、対象株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で対象株式数を調整する。
3 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払い込む金銭の額を1円とし、これに対象株式数を乗じた金額とする。

第28回新株予約権(平成23年6月24日定時株主総会決議及び同年7月29日取締役会決議、同年8月30日発行)

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	908(注)1	908(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	90,800(注)2	90,800(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)3	同左
新株予約権の行使期間	平成26年8月1日～平成38年7月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1	同左
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任その他正当な理由がある場合にはこの限りでない。 (2) 新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り新株予約権を継承することができる。ただし、再継承はできない。 (3) その他権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)については、新株予約権の割当てを受けた者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権の割当てを受けた者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)2に準じて決定する。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、(注)3で定められる行使価額を組織再編の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 残存新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の行使期間の満了日までとする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) 新株予約権の取得条項 残存新株予約権について定められた取得条項に準じて決定する。</p> <p>(9) その他の新株予約権の行使の条件 残存新株予約権について定められた行使の条件に準じて決定する。</p>	同左

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。
2 当社が株式の分割(当社の株式無償割当てを含む。)または株式の併合を行う場合には、新株予約権の目的である株式の数(以下「対象株式数」という。)を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。
調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率
また、上記のほか、対象株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で対象株式数を調整する。
3 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払い込む金銭の額を1円とし、これに対象株式数を乗じた金額とする。

第29回新株予約権(平成23年7月29日取締役会決議、同年8月30日発行)

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
新株予約権の数(個)	636(注)1	636(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	63,600(注)2	63,600(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)3	同左
新株予約権の行使期間	平成26年8月1日～平成38年7月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1	同左
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任その他正当な理由がある場合にはこの限りでない。 (2) 新株予約権を行使することができる期間の満了前に新株予約権の割当てを受けた者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り新株予約権を継承することができる。ただし、再継承はできない。 (3) その他権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項		

	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)については、新株予約権の割当てを受けた者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権の割当てを受けた者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)2に準じて決定する。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、(注)3で定められる行使価額を組織再編の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 残存新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の行使期間の満了日までとする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 残存新株予約権について定められた当該事項に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) 新株予約権の取得条項 残存新株予約権について定められた取得条項に準じて決定する。</p> <p>(9) その他の新株予約権の行使の条件 残存新株予約権について定められた行使の条件に準じて決定する。</p>	同左

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。
2 当社が株式の分割(当社の株式無償割当てを含む。)または株式の併合を行う場合には、新株予約権の目的である株式の数(以下「対象株式数」という。)を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。
調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率
また、上記のほか、対象株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で対象株式数を調整する。
3 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払い込む金銭の額を1円とし、これに対象株式数を乗じた金額とする。

[前へ](#)

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成19年4月1日～ 平成20年3月31日 (注)1	14,562	410,000		64,506		70,258
平成20年4月1日～ 平成21年3月31日		410,000		64,506		70,258
平成21年4月1日～ 平成22年3月31日		410,000		64,506		70,258
平成22年4月1日～ 平成23年3月31日 (注)2	10,000	400,000		64,506		70,258
平成23年4月1日～ 平成24年3月31日		400,000		64,506		70,258

(注) 1 平成19年11月7日に自己株式14,562千株を消却しております。
2 平成22年5月21日に自己株式10,000千株を消却しております。

(6) 【所有者別状況】

平成24年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他 の法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数(名)		184	59	689	437	40	68,694	70,103	
所有株式数 (単元)		1,686,867	128,336	206,997	1,003,028	661	969,534	3,995,423	457,700
所有株式数 の割合(%)		42.22	3.21	5.18	25.10	0.02	24.27	100.00	

(注) 1 自己株式2,002,324株は「個人その他」の欄に20,023単元、「単元未満株式の状況」の欄に24株含まれております。
2 「その他の法人」の欄には、(株)証券保管振替機構名義の株式が、100株含まれております。
3 平成24年3月31日現在の当社の株主数は、単元未満株式のみ所有の株主も含め72,244名であります。

(7) 【大株主の状況】

平成24年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)(注)1	東京都港区浜松町二丁目11番3号	28,832	7.20
株式会社みずほ銀行 (常任代理人 資産管理サービス 信託銀行株式会社)(注)2	東京都千代田区内幸町一丁目1番5号 (東京都中央区晴海一丁目8番12号 晴海アイランドトリトンスクエアオフィ スタワーZ棟)	23,526	5.88
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口) (注)1	東京都中央区晴海一丁目8番11号	16,715	4.17
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン アズ デポジタリー バ ンク フォー デポジタリー レ シート ホルダーズ (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行決済営業 部)(注)3	101 BARCLAY STREET ADR DEPT 22 WEST NEW YORK, NY10286 USA. (東京都中央区月島四丁目16番13号)	11,855	2.96
朝日生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービス 信託銀行株式会社)	東京都千代田区大手町二丁目6番1号 (東京都中央区晴海一丁目8番12号 晴海アイランドトリトンスクエアオフィ スタワーZ棟)	11,744	2.93
資生堂従業員自社株投資会	東京都中央区銀座七丁目5番5号	9,694	2.42
日本興亜損害保険株式会社	東京都千代田区霞が関三丁目7番3号	8,477	2.11
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川二丁目27番2号	8,000	2.00
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号 日本生命証券管理部内	7,798	1.94
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT - TREATY CLIENTS (常任代理人 香港上海銀行東京 支店)	338 PITT STREET SYDNEY NSW 2000AUSTRALIA (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	7,769	1.94
計		134,414	33.60

(注) 1 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)及び日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)の
持株数は、すべて信託業務に係る株式であります。

2 上記大株主における株式会社みずほ銀行の平成24年3月31日現在の持株数23,526千株には、同社を名義人とした
13,526千株のほか、「みずほ信託銀行株式会社退職給付信託みずほ銀行口再信託受託者資産管理サービス信託銀行
株式会社」を名義人とした、同社の退職給付信託10,000千株(議決権留保型6,000千株、議決権放棄型4,000千株)を
含めております。

なお、株式会社みずほ銀行から、平成22年9月24日付で共同保有者合計33,433千株(持株比率8.35%)を保有して
おり、そのうち23,338千株(同5.83%、退職給付信託10,000千株(議決権留保型6,000千株、議決権放棄型4,000千株を
含む))を株式会社みずほ銀行が保有している旨の大量保有に関する変更報告書が関東財務局長に提出され、当社
はその写しの送付を受けております。

3 ザ バンク オブ ニューヨーク メロン アズ デポジタリー バンク フォー デポジタリー レシート ホルダーズは、
ADR(米国預託証券)の預託銀行であるバンク オブ ニューヨーク メロンの株式名義人であります。

4 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループから、平成23年4月18日付で共同保有者合計で26,236千株(持株比率
6.55%)を保有しており、そのうち21,838千株(同5.45%)を三菱UFJ信託銀行株式会社が保有している旨の大量保
有に関する変更報告書が関東財務局長に提出され、当社はその写しの送付を受けております。しかし、当社として当
該事業年度末における同社の実質保有株式数の確認ができないため、上記大株主には含めておりません。

- 5 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社から、平成23年11月21日付で共同保有者合計で20,066千株（持株比率5.01%）を保有している旨の大量保有に関する変更報告書の提出が関東財務局長に提出され、当社はその写しの送付を受けております。しかし、当社として当該事業年度末における同社の実質保有株式数の確認ができないため、上記大株主には含めておりません。

なお、平成24年4月18日付（報告義務発生日 平成24年4月13日）で同社から共同保有者合計で21,192千株（持株比率5.29%）を保有しており、そのうち16,541千株（同4.13%）を三井住友信託銀行株式会社が保有している旨の大量保有に関する変更報告書が関東財務局長に提出され、当社はその写しの送付を受けております。

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成24年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,002,300		権利内容に制限のない標準となる株式
完全議決権株式(その他)(注)1	普通株式 397,540,000	3,975,400	同上
単元未満株式(注)2	普通株式 457,700		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	400,000,000		
総株主の議決権		3,975,400	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」の欄には、(株)証券保管振替機構名義の株式が100株含まれております。

2 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式 24株が含まれております。

【自己株式等】

平成24年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計(株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社資生堂	東京都中央区銀座 7丁目5番5号	2,002,300		2,002,300	0.50
計		2,002,300		2,002,300	0.50

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社はストックオプション制度を採用しております。

当該制度は、平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21並びに会社法第236条及び第238条の規定に基づき、当社及び関連グループ会社の取締役、執行役員、従業員に対して、ストックオプションとして新株予約権を発行するものであります。

平成13年改正旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づくストックオプション制度

平成14年度ストックオプション(平成14年6月27日定時株主総会決議)

決議年月日	平成14年6月27日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役及び執行役員を対象とするストックオプション 当社取締役 7名 当社執行役員 20名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	578,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

平成15年度ストックオプション(平成15年6月27日定時株主総会決議)

決議年月日	平成15年6月27日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役及び執行役員を対象とするストックオプション 当社取締役 7名 当社執行役員 25名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	878,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

平成16年度ストックオプション(平成16年6月29日定時株主総会決議)

決議年月日	平成16年6月29日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役及び執行役員を対象とするストックオプション 当社取締役 7名 当社執行役員 25名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	1,004,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

平成17年度ストックオプション(平成17年6月29日定時株主総会決議)

決議年月日	平成17年6月29日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役及び執行役員を対象とするストックオプション 当社取締役 7名 当社執行役員 19名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	261,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

会社法第236条及び第238条の規定に基づくストックオプション制度

平成18年度ストックオプション(平成18年6月29日定時株主総会及び同年7月31日取締役会決議)

決議年月日	平成18年6月29日及び同年7月31日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役及び執行役員を対象とするストックオプション 当社取締役 7名 当社執行役員 16名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	141,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

平成19年度ストックオプション(平成19年6月26日定時株主総会及び同年7月31日取締役会決議)

決議年月日	平成19年6月26日及び同年7月31日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役及び執行役員を対象とするストックオプション 当社取締役 7名 当社執行役員 14名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	159,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

平成20年度ストックオプション(平成20年6月25日定時株主総会決議及び同年7月31日取締役会決議)

決議年月日	平成20年6月25日及び同年7月31日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役及び執行役員を対象とするストックオプション 当社取締役 6名 当社執行役員 13名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	86,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

平成21年度ストックオプション(平成21年6月24日定時株主総会決議及び同年7月30日取締役会決議)

決議年月日	平成21年6月24日及び同年7月30日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役及び執行役員を対象とするストックオプション 当社取締役 8名 当社執行役員 11名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	134,900
新株予約権の行使時の払込金額(円)	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

平成22年度ストックオプション(平成22年6月25日定時株主総会決議及び同年7月29日取締役会決議)

決議年月日	平成22年6月25日及び同年7月29日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役及び執行役員を対象とするストックオプション 当社取締役 6名 当社執行役員 12名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	105,900
新株予約権の行使時の払込金額(円)	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

平成23年度ストックオプション(平成23年6月24日定時株主総会決議及び同年7月29日取締役会決議)

決議年月日	平成23年6月24日及び同年7月29日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役を対象とするストックオプション 当社取締役 5名 当社執行役員 12名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	154,400
新株予約権の行使時の払込金額(円)	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

平成24年度ストックオプション(平成24年6月26日定時株主総会決議)

決議年月日	平成24年6月26日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役を対象とするストックオプション 当社取締役 5名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	160,000株以内、年額120百万円を上限とする。(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)2
新株予約権の行使期間	平成27年8月1日～平成39年7月31日
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 (2) その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3

- (注)1 新株予約権1個の目的である株式の数(以下「対象株式数」という。)は、100株である。なお、当社が株式の分割(当社の無償割当を含む。)または株式の併合を行う場合のほか、対象株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で対象株式数を調整する。
- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払い込む金銭の額を1円とし、これに対象株式数を乗じた金額とする。
- 3 新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議により定める。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	1,975	2,798,414
当期間における取得自己株式		

(注) 当期間における取得自己株式には、平成24年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式				
その他(単元未満株式の買増請求による譲渡)	1,443	2,723,558	34	64,164
その他(ストックオプションの権利行使による譲渡)	51,000	96,258,240		
保有自己株式数	2,002,324		2,002,290	

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成24年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる取得、単元未満株式の買増請求及びストックオプションの権利行使による譲渡は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主への直接的な利益還元と中長期的な株価上昇による「株式トータルリターンの実現」をめざしております。この考え方に基づき、成長のための戦略投資をドライバーとして利益の拡大と資本効率の向上を図り、それらの中長期的な配当の増加と株価上昇につなげていくことを基本方針としております。利益還元の目標として、当社は中期的に連結配当性向40%を目安としております。この目標をベースとしつつ、安定性も重視した現金配当を主体としながら、自己株式取得については機動的に行う方針としております。また、機動的に随時実施する自己株式取得という不確定要素を外して還元の確実性を高めるため、利益還元の数値目標を連結配当性向としております。

(配当)

当社の毎事業年度における配当の回数についての基本的な方針は、中間配当と期末配当の年2回の配当としております。これらの配当の決定機関は、中間配当については取締役会、期末配当については株主総会であります。

当事業年度(第112期)の剰余金の配当については、年間配当を1株当たり50円(中間配当25円、期末配当25円)といたしました。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
平成23年10月31日 取締役会	9,949	25.0
平成24年6月26日 定時株主総会	9,949	25.0

(注) 当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

(連結配当性向)

当連結会計年度の連結配当性向は137.1%となりました。

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第108期	第109期	第110期	第111期	第112期
決算年月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月
最高(円)	2,805	2,745	2,100	2,056	1,558
最低(円)	2,310	1,233	1,401	1,340	1,320

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成23年 10月	11月	12月	平成24年 1月	2月	3月
最高(円)	1,499	1,446	1,447	1,444	1,434	1,482
最低(円)	1,410	1,339	1,356	1,355	1,353	1,420

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5 【役員 の 状 況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 会長	取締役会 議長	前田 新造	昭和22年2月25日生	昭和45年4月 当社入社 平成8年6月 当社マーケティング本部 化粧品 企画部長 平成9年6月 当社国際事業本部 国際事業1部 長兼マーケティング開発室長 平成9年12月 当社国際事業本部 アジアパシ フィック地域本部長 平成12年1月 当社コスメニティー価値創造セン ター 海外セルフ営業部長 平成13年4月 当社化粧品事業戦略本部 推販部 長 平成15年1月 当社経営企画室長 平成15年6月 当社取締役 当社執行役員 平成17年6月 当社代表取締役(現) 当社執行役員社長 平成23年4月 当社会長(現)	(注)3	85
代表取締役 執行役員 社長	CEO	末川 久幸	昭和34年3月17日生	昭和57年4月 当社入社 平成19年2月 当社事業企画部長 平成20年4月 当社執行役員 当社経営企画部長 平成21年6月 当社取締役 平成22年4月 当社執行役員常務 平成23年4月 当社代表取締役(現) 当社執行役員社長(現)	(注)3	7
代表取締役 執行役員 専務	グローバル 事業(国際事 業、中国事 業、プロ フェッショ ナル事業)、 米州担当 国際事業部 長	カーステン・ フィッシャー	昭和37年9月7日生	昭和54年10月 シュワルツコフ 入社 平成8年3月 シュワルツコフ(株) 代表取締役社 長 平成11年1月 ウエラジャパン(株) 代表取締役社 長 平成15年7月 ウエラAG エクゼクティブ・バイ スプレジデント 平成16年7月 ザ プロクター アンド ギャンプ ル カンパニー コーポレート・オフィサー プロフェッショナル・ケア・プレ ジデント 平成18年10月 当社常勤顧問 平成19年1月 当社執行役員常務 当社国際事業担当(現) 当社国際事業部長(現) 平成19年10月 プロフェッショナル事業担当(現) 平成20年4月 当社プロフェッショナル事業部長 当社中国事業担当(現) 平成20年6月 当社取締役 平成22年4月 当社執行役員専務(現) 平成23年4月 当社米州担当(現) 資生堂アメリカズCorp. 会長兼 CEO(現) 平成24年4月 当社代表取締役(現)	(注)3	19

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役 執行役員 常務	国内化粧品 事業 事業戦 略領域 クレ・ド・ ポー ポーテ グローバル ユニット担 当 国内化粧品 事業部長	高 森 竜 臣	昭和27年7月7日生	昭和50年4月 平成14年4月 平成15年7月 平成16年4月 平成18年4月 平成19年4月 平成21年4月 平成21年6月 平成22年4月 平成24年4月	当社入社 当社海外セルフ事業部長 当社国際営業本部 東アジア事業 部長 当社国際事業部 中国戦略部長 当社中国事業部長 当社執行役員 当社国内化粧品事業 事業戦略・ マーケティング領域担当 当社取締役(現) 当社執行役員常務(現) 当社国内化粧品事業、クレ・ド・ ポー ポーテ グローバルユニット 担当(現) 当社国内化粧品事業部長(現) 当社国内化粧品事業 事業戦略領 域担当(現)	(注)3	5
取締役 執行役員	最高財務責 任者 財務、IR、 情報企画担 当、内部統制 担当	西 村 義 典	昭和30年6月28日生	昭和54年4月 平成17年4月 平成20年10月 平成21年4月 平成23年4月 平成24年6月	当社入社 当社財務部長 当社経営企画部 部長 財務戦略グループリーダー 兼 資生堂ビジネスソリューショ ン株式会社 財務部長 資生堂ドイチュラントGmbH 取締役社長 当社執行役員 最高財務責任者 (現) 当社財務、IR、情報企画担当(現) 当社内部統制担当(現) 当社取締役(現)	(注)3	3

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
社外取締役		岩田 彰一郎	昭和25年8月14日生	昭和48年3月 昭和61年3月 平成4年5月 平成7年11月 平成9年3月 平成12年5月 平成18年6月	ライオン油脂(株)(現商号、ライオン株)入社 プラス(株)入社 同社商品開発本部部長代理 同社営業本部アスクル事業推進室室長 同社アスクル事業部部長 アスクル(株) 代表取締役社長(現) 同社CEO(現) 当社社外取締役(現) 当社役員報酬諮問委員会委員長(現)	(注)3	9
社外取締役		永井 多恵子	昭和13年1月30日生	昭和35年4月 平成2年6月 平成5年6月 平成7年1月 平成9年4月 平成17年4月 平成20年6月 平成21年6月 平成22年6月 平成23年6月	日本放送協会入局 同協会 浦和放送局長 同協会 解説主幹 同協会 退職 世田谷コミュニティ振興交流財団常務理事 日本放送協会 副会長 社団法人国際演劇協会 会長(現) 公益財団法人せたがや文化財団副理事長(現) 三井化学株式会社 社外取締役(現) 当社社外取締役(現)	(注)3	1
社外取締役		上村 達男	昭和23年4月19日生	昭和52年4月 昭和54年4月 昭和56年4月 昭和61年4月 平成2年4月 平成9年4月 平成15年10月 平成16年6月 平成18年6月 平成18年9月 平成20年7月 平成24年3月	北九州大学法学部 専任講師 同大学法学部 助教授 専修大学法学部 助教授 同大学法学部 教授 立教大学法学部 教授 早稲田大学法学部 教授(現) 同大学21世紀COE《企業法制と法創造》総合研究所 所長 同大学大学院法務研究科 教授(現) 株ジャスダック証券取引所 社外取締役 当社社外取締役(現) 当社役員指名諮問委員会委員長(現) 同大学 法学学術院長・法学部長 同大学 グローバルCOE《企業法制と法創造》総合研究所 所長(現) 日本放送協会 経営委員(現) 同 監査委員(現)	(注)3	2

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
監査役 〔常勤〕		高山 靖子	昭和33年3月8日生	昭和55年4月 当社入社 平成18年4月 当社お客さまセンター所長 平成20年10月 当社コンシューマーリレーション部長 平成21年4月 当社お客さま・社会リレーション部長 平成22年4月 当社CSR部長 平成23年4月 当社総務部秘書室付部長 平成23年6月 当社監査役〔常勤〕(現)	(注)6	3
監査役 〔常勤〕		米山 俊夫	昭和26年9月26日生	昭和53年4月 当社入社 平成元年8月 当社経営企画部経営企画室 平成5年6月 当社経営企画部課長 平成7年6月 当社化粧品開発1部課長 平成11年12月 当社R&D戦略室 ファインケミカル営業部長 平成12年6月 当社ファインケミカル事業部長 資生堂医理化学テクノロジー(株) 代表取締役社長 平成16年4月 当社化粧品事業部 商品開発部長 平成17年4月 当社ビューティーサイエンス研究所長 平成18年4月 当社執行役員 製品開発・ソフト開発担当 平成20年4月 ヘルスケア事業・フロンティアサイエンス事業担当 当社ヘルスケア事業部長 資生堂ビューティーフーズ(株) 代表取締役社長 平成22年4月 当社常勤顧問 平成22年6月 当社監査役〔常勤〕(現)	(注)5	9
社外監査役 〔非常勤〕		原田 明夫	昭和14年11月3日生	昭和40年4月 東京地方検察庁 検事 昭和50年7月 在米国日本国大使館 一等書記官 昭和63年4月 法務大臣官房 人事課長 平成4年4月 盛岡地方検察庁 検事正 平成5年12月 法務大臣官房長 平成8年1月 法務省 刑事局長 平成10年6月 法務事務次官 平成11年12月 東京高等検察庁 検事長 平成13年7月 検事総長 平成16年10月 弁護士(現) 平成17年5月 財団法人国際民商事法センター 理事長(現) 平成17年6月 当社社外監査役〔非常勤〕(現) セイコーホールディングス(株) 社外取締役(現) 住友商事(株) 社外監査役(現) 平成17年7月 学校法人東京女子大学 理事長(現) 平成19年11月 財団法人日本刑事政策研究会 理事長 平成21年10月 日本郵政(株) 社外取締役(現) 平成23年1月 (株)企業再生支援機構 社外監査役 (株)企業再生支援機構 社外取締役(現)	(注)4	2

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)	
社外監査役 〔非常勤〕		大塚 宣夫	昭和17年1月10日生	昭和42年5月 昭和43年5月 昭和55年2月 昭和63年11月 平成13年2月 平成19年6月 平成22年4月	慶應義塾大学精神神経科学教室 助手 財団法人井之頭病院入職 青梅慶友病院 病院長 医療法人社団慶成会 理事長兼院 長 同医療法人社団 理事長専任 当社社外監査役〔非常勤〕(現) 医療法人社団慶成会 会長 (現)	(注) 6	18	
社外監査役 〔非常勤〕		辻山 栄子	昭和22年12月11日生	昭和52年4月 昭和57年1月 昭和60年4月 平成5年9月 平成5年12月 平成8年4月 平成13年7月 平成15年4月 平成20年6月 平成22年6月 平成22年9月 平成23年5月 平成23年6月 平成24年6月	茨城大学人文学部 専任講師 米国 コロンビア大学 ビジネス・スクール客員研究員 武蔵大学経済学部 助教授 英国 ケンブリッジ大学 客員研究 員 東京大学 博士(経済学) 武蔵大学 経済学部長 米国 財務会計基準審議会(FASB) 国際客員フェロー 早稲田大学商学部・大学院商学研 究科 教授(現) 三菱商事株式会社 社外監査役 (現) オリックス株式会社 社外取締役 (現) 早稲田大学大学院商学研究科長 (現) 株式会社ローソン 社外監査役 (現) 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコ モ 社外監査役(現) 当社社外監査役〔非常勤〕(現)	(注) 7		
計								167

- (注) 1 岩田彰一郎氏、永井多恵子氏及び上村達男氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2 原田明夫氏、大塚宣夫氏及び辻山栄子氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3 取締役の任期は、平成24年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成25年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4 監査役原田明夫氏の任期は、平成21年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成25年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5 監査役米山俊夫氏の任期は、平成22年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成26年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
6 監査役高山靖子氏及び大塚宣夫氏の任期は、平成23年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成27年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
7 監査役辻山栄子氏の任期は、平成24年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成28年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

〔ご参考〕 取締役を兼務しない執行役員

地位	氏名	担当または主な職業
執行役員 常務	宮川 勝	国内化粧品事業 マーケティング領域、ヘルスケア事業 国内ノン資生堂事業担当 資生堂(中国)投資有限公司 董事長 資生堂麗源化粧品有限公司 董事長 上海卓多姿中信化粧品有限公司 董事長
執行役員 常務	岡澤 雄	アジアブレイクスルー戦略推進担当 中国事業部長 兼 アジアパシフィック営業部長
執行役員	アキレス美知子	広報、CSR、環境、お客さま情報担当、風土改革担当 取締役会直轄委員会(CSR委員会)担当
執行役員	花田 浩三	プロフェッショナル事業部長 資生堂プロフェッショナル株式会社 代表取締役社長
執行役員	石本 潔	生産、購買、ロジスティクス担当
執行役員	岩井 恒彦	技術企画、品質保証、フロンティアサイエンス事業担当
執行役員	木村 朝	化粧品研究開発、ソフト開発担当
執行役員	大月 重人	人事部長
執行役員	坂井 透	経営企画部長
執行役員	関根 近子	ビューティークリエーション担当 美容統括部長
執行役員	島谷 庸一	食品研究開発、新成長領域研究開発、研究管理 技術アライアンス担当
執行役員	杉山 繁和	企業文化、宣伝制作担当
執行役員	高重 三雄	経営企画、総務(法務・秘書)担当
執行役員	矢吹 隆一	国内化粧品事業 営業領域担当 資生堂販売株式会社 代表取締役社長 株式会社エフティ資生堂 代表取締役社長

「役員報酬諮問委員会」では、さらなるグローバル化の進展を見据え、欧州企業の報酬制度を参考に、業績や株価との連動性をより高めた役員報酬制度の答申案を策定し、平成20年度に取締役会において新報酬制度を改定しました。

「役員指名諮問委員会」では、新任執行役員候補の選抜のほか、トップマネジメント力の強化を狙いに、執行役員の在任期間の上限設定や昇降格・退任のルールづくりなどの仕組みを構築し、透明性の高い厳正な運用を行っております。なお、執行役員の在任期間の上限は、同一役位で原則4年、最大6年としております。

(注) 1 取締役の定数

当社の取締役は12名以内にする旨定款に定めております。

2 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は累積投票によらない旨定款に定めております。

3 取締役会にて決議することができる株主総会決議事項

(自己株式の取得)

当社は、機動的な資本政策の遂行と株主還元の実施を行うため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる旨定款に定めております。

(責任免除)

当社は、取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)が、期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議によって、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低賠償責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる旨定款に定めております。

(中間配当金)

当社は、株主への機動的な利益還元を行なうため、取締役会の決議により毎年9月30日を基準日として、会社法第454条第5項に定める中間配当を行うことができる旨定款に定めております。

4 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を目的とするものであります。

5 責任限定契約

当社は、社外取締役が期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有能な人材を招聘できるよう、社外取締役との間で当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法425条第1項各号の定める額を限度として責任を負担する旨を定めた契約(同法第427条第1項に規定する契約(いわゆる責任限定契約))を締結しております。

当社独自の制度・仕組み

企業の社会的責任が持続的発展のために必要不可欠であるとの考えのもと、「CSR委員会」を設置しております。執行役員社長を委員長とし、社内から横断的に委員を選定して運営し、活動計画や活動結果を取締役に提案・報告しております。

CSR委員会では、企業価値向上をめざし、全社的な観点から包括的なモニタリングを行っております。また、グループ全体の適法かつ公正な企業活動を推進するとともに、企業倫理の周知徹底、総合リスク対策、情報セキュリティなどの活動を推進し、企業品質向上に向けた活動を統括しております。

当該体制を採用する理由

当社は、業務執行に対する取締役会による監督と監査役会による適法性・妥当性監査の二重のチェック機能をもつ監査役設置会社の体制を選択しております。さらにグローバル企業として、高いレベルでステークホルダーの信頼に応えうるコーポレート・ガバナンスの確立と、競争に打ち勝つトップマネジメント力の強化が不可欠と考え、経営の透明性・公正性・迅速性の向上を図るため、以下の4つの観点でコーポレート・ガバナンス改革に取り組んでおります。

- ・責任体制の明確化（執行役員制度の導入など）
- ・経営の透明性・健全性の強化（役員指名諮問委員会・役員報酬諮問委員会の設置）
- ・監督・監査機能の強化（社外取締役招聘、独立性の高い社外取締役・社外監査役の設置）
- ・意思決定機能の強化（経営会議の設置など）

これらの機能強化のため、監査役設置会社の体制をもとに委員会設置会社の優れた機能を統合した体制としております。

内部統制システムの整備の状況及びリスク管理体制の整備の状況等

当社グループでは、コンプライアンスを徹底し、財務報告の信頼性を確保するとともに、業務を有効かつ効率的に推進するため、さまざまなリスクをマネジメントしながら内部統制システムの継続的な改善・充実を図っております。

(a) コンプライアンス

当社グループでは、グループ共通の企業使命・事業領域であり、普遍の存在意義として定めた「Our Mission」を実現するために、グループで働く一人ひとりが共有すべき心構え「Our Values」と、より高い倫理基準をもって業務に取り組むための行動基準「Our Way」を制定し、適法かつ公正な企業活動の推進に努めております。

CSR委員会において、企業倫理や人権啓発に関する定期的な研修を実施するほか、各事業所にて適法かつ公正な企業活動を推進することを目的に、国内においては「企業倫理推進リーダー」を、海外においては「BEO (Business Ethics Officer)」とそれを補佐する「CEL (Corporate Ethics Leader)」を配置するとともに、企業倫理に関する定期的な研修を実施しております。「企業倫理推進リーダー」及び「BEO」は、各職場における企業倫理活動の計画とその推進状況・結果をCSR委員会に報告しております。また、法令や行動基準に違反する行為や社員の悩みなどを早期に発見して是正することを目的に、国内においては、社外法律事務所を通報・相談先とする「社外相談窓口」並びに当社内に相談員を配置する「資生堂相談ルーム」を設置しております。海外においては、事業所毎に内部通報制度「事業所ホットライン」を設置する他、各事業所内で解決できない場合の相談・通報先として、「資生堂グループグローバルホットライン」をCSR委員会内に設置しております。

(b) 財務報告の信頼性確保

財務報告の信頼性を確保するため、業務分担と責任部署を明確化し、各責任部署が適切に業務を遂行する体制を構築しております。社内各部門、国内外各拠点に会計責任者を置き、当社財務担当執行役員の管轄の下で、適時かつ適正な財務報告の作成及び開示に取り組んでおります。

有価証券報告書等の作成に関しては、財務部が作成した財務情報、経営企画部等からの非財務情報等を基礎として、財務部がその内容を取りまとめております。なお、重要な財務情報及び非財務情報が有価証券報告書等の作成部門である財務部に適時・適切に報告される体制が構築されており、さらに、全ての重要な財務情報及び非財務情報は、毎月開催される取締役会に付議・報告されております。

金融商品取引所の要請による適時開示(タイムリー・ディスクロージャー)に関しては、情報開示の方針・基準を定めた上で、当該方針・基準に従って業務を遂行する体制を構築しております。当該方針・基準は各部門長に配布され周知徹底されております。

(c) リスクマネジメントの状況

企業活動に関するリスクについては、CSR委員会がグループ横断で統括しております。経営戦略上のリスクや業務運営上のリスクを把握・評価し、必要な予防対策や活動を推進しております。リスクの緊急事態を想定した対応マニュアルを策定するとともに、実際に緊急事態が発生した場合には、そのレベルに応じて対策本部、対策プロジェクト、対策チームなどの組織を編成して対応を実施しております。

なお、会社法に則り、「内部統制システムの基本方針」を取締役会で決議し、開示しております。

(3) 内部監査、監査役監査及び会計監査の状況

内部監査

当社では監査部が、グループ全体を対象に、業務の適正性を監査するとともに、内部統制の有効性を評価し、その結果を取締役会及び監査役に報告しております。

監査部は、独立性・客観性を担保するため社長直轄の組織となっており、スタッフ27名(平成24年3月31日現在)に加え、欧米にも拠点監査人を配置するなど事業のグローバル化にあわせた体制整備を図っております。

このほか、情報セキュリティ、品質、情報システムなどの専門領域は、それぞれの担当部門が中心となり監査を実施しております。

監査役監査

当社の監査役は5名で、2名が社内出身の常勤監査役、残る3名が当社とは特別の利害関係のない社外監査役であります。

監査役は、取締役会その他重要な会議への出席などを通じ、取締役の業務執行の適法性・妥当性について監査しております。社外監査役は、それぞれの分野での豊富な経験と知識を活かし、独立的な視点で必要な助言・提言・意見を述べております。

代表取締役と監査役は、定期的な意見交換会を開催し、コーポレート・ガバナンスについての課題解決に向けた活動へと結びつけております。

米山俊夫監査役は財務・会計に関する相当程度の知見を有する監査役であり、当社の経営企画部において子会社全体の経営管理及び連結経営管理等を担当したほか、子会社において事業管理及び経営管理の経験を有しております。

辻山栄子監査役は財務・会計に関する専門知識を有する監査役であり、現在、早稲田大学商学部・大学院商学研究科教授及び研究科長にあって、公認会計士資格を有する財務・会計・税制の専門家であります。

監査役の職務遂行を補佐するために、必要な知識・能力を有する監査役専従スタッフ3名(平成24年3月31日現在)を配置しております。なお、監査役専従スタッフの人事については、監査役の意見を反映して決定しております。

当事業年度において監査役会は14回開催され、監査役の平均出席率は97.1%（社外監査役は95.2%）でした。また、取締役会は14回開催され、監査役の平均出席率は95.7%（社外監査役は92.9%）でした。

(注) 責任限定契約

当社は、社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有能な人材を招聘できるよう、社外監査役との間で会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法425条第1項各号の定める額を限度として責任を負担する旨を定めた契約（同法第427条第1項に規定する契約（いわゆる責任限定契約））を締結しております。

会計監査の状況

当社は、会社法に基づく会計監査人及び金融商品取引法に基づく会計監査人である有限責任 あずさ監査法人による会計監査を受けております。

所属する監査法人名及び業務を執行した公認会計士の氏名等は以下のとおりであります。

所属する監査法人名	業務を執行した公認会計士の氏名等		継続監査年数
有限責任 あずさ監査法人	指定有限責任社員 業務執行社員	目加田 雅洋	1年
	指定有限責任社員 業務執行社員	杉浦 宏明	3年
	指定有限責任社員 業務執行社員	川上 尚志	2年

また、監査業務に係る業務執行社員以外の人員の構成は、公認会計士4名、会計士補等10名、その他(税務関連及びIT監査担当等)15名であります。

内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携及びこれらの監査と内部統制部門との関係

当社は、いわゆる三様監査(内部監査、監査役監査及び会計監査)の有効性と効率性の向上を図るため、それぞれの間で定期的な連絡会を開催して監査計画・結果の報告、意見交換などの相互連携の強化に努めております。

(4) 社外取締役及び社外監査役

当社は経営に外部視点を取り入れ、業務執行に対する一層の監督機能の強化を図ることを目的に、独立性の高い社外取締役3名を起用しております。社外取締役の起用により、取締役会における重要事項の意思決定に関する議論もより活性化しております。異なるバックグラウンドや専門領域をベースにした幅広い視野・見識によって、客観性が発揮され、監督機能の強化につながるものと考えます。社外取締役3名のうち2名は、客観性確保の観点から、取締役会諮問委員会である「役員報酬諮問委員会」と「役員指名諮問委員会」の委員長となっております。また、当社とは特別の利害関係のない社外監査役3名を選任しており、独立の立場から取締役の業務執行の適法性・妥当性について監査を実施しており、監査役の監査の実効性を強化しております。

< 社外役員の独立性に関する判断基準 >

当社は、社外役員の独立性について客観的に判断するため、海外の法令・上場ルール等を参考に独自に「社外役員の独立性に関する判断基準」を定めております。

社外役員候補の選定にあたっては、コーポレート・ガバナンスの充実の観点からその独立性の高さも重視しており、同基準を用いて社外役員候補が高い独立性を有しているかどうかを判断しております。ただし、社外役員候補は、独立性の高さだけでなくそれぞれの人格および識見等も十分に考慮して選定することとしておりますので、会社法に定める社外役員の独立性の要件を充足しており、かつ当社の社外役員として発揮していただきたい知識および経験等を持つ人材であれば、同基準を満たさない社外役員であっても社外役員として招聘することがあります。

同基準は以下のとおりであります。

株式会社資生堂（以下、当社という）は、当社の社外取締役および社外監査役（以下、併せて「社外役員」という）または社外役員候補者が、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、次の各項目の要件を全て満たすと判断される場合に、当社は当該社外役員または当該社外役員候補者が当社に対する十分な独立性を有しているものと判断します。

1. 現に当社および当社の関係会社（注1）（以下、併せて「当社グループ」という）の業務執行者（注2）ではなく、かつ過去においても業務執行者であったことが一度もないこと。

社外監査役にあつては、これらに加え、当社グループの業務執行を行わない取締役および会計参与（会計参与が法人の場合はその職務を行うべき社員）であったことが一度もないこと。

2. 現事業年度および過去9事業年度（以下これらの事業年度を「対象事業年度」という）において、以下の各号のいずれにも該当していないこと。

当社グループを主要な取引先としている者（注3）、またはその業務執行者（対象事業年度において一度でもその業務執行者であった者を含む。以下本項の第 号ないし第 号において同じ）。

当社グループの主要な取引先（注4）、またはその業務執行者。

当社の議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に現に保有しもしくは対象事業年度において保有していた当社の大株主、またはその業務執行者。

当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に現に保有しもしくは対象事業年度において保有していた者の業務執行者。

対象事業年度において当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（注5）を得ているコンサルタント、会計専門家および法律専門家。なお、これらの者が法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者（対象事業年度において一度でも当該団体に所属していた者を含む。以下本項第 号および第 号において同じ）を含む。

対象事業年度において当社グループから多額の金銭その他の財産（注5）による寄付を受けている者。なお、これらの者が法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者を含む。

当社の会計監査人（対象事業年度において一度でも当社の会計監査人であった者を含む）。なお、会計監査人が法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者を含む。

3. 以下の各号に掲げる者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族または生計を共にする者ではないこと。ただし、本項の第 号については、社外監査役の独立性を判断する場合にのみ適用する。

当社グループの業務執行者のうちの重要な者（注6）。

当社グループのいずれかの会社の業務執行をしない取締役。

第2項第 号ないし第 号に掲げる者。ただし、これらの業務執行者については、そのうちの重要な者（注6）に限る。

第2項第 号ないし第 号に掲げる者。ただし、これらに所属する者については、そのうちの重要な者（注7）に限る。

4. 以下の各号に掲げる「役員等の相互就任」の状況のいずれにも該当していないこと。

当社の社外役員本人または当社の社外役員候補者本人が現に当社以外の国内外の会社の業務執行者、社外取締役、監査役またはこれらに準ずる役職（注8）に就いている場合において、当社グループの業務執行者、社外取締役、監査役（当該社外役員本人または社外役員候補者本人を除く）またはこれらに準ずる役職（注8）にある者が、当該会社の取締役（社外取締役を含む）、執行役、監査役（社外監査役を含む）、執行役員またはこれらに準ずる役職（注8）に就任している状況。

当社の社外役員本人または当社の社外役員候補者本人が現に当社以外の法人（会社を除く）、その他の団体の業務執行者、役員または役員に準ずる役職（注9）に就いている場合において、当社グループの業務執行者、社外取締役、監査役（当該社外役員本人または社外役員候補者本人を除く）またはこれらに準ずる役職（注8）にある者が、当該団体の役員または役員に準ずる役職（注9）に就任している状況。

5. 前記1.ないし4.の他、独立した社外役員としての職務を果たせないと合理的に判断される事情を有していないこと。
6. 現在において、今後前記1.ないし5.の定めに該当する予定がないこと。

以上

注1：「関係会社」とは、会社計算規則（第2条第3項第22号）に定める関係会社をいう。

2：「業務執行者」とは、株式会社の業務執行取締役、執行役、執行役員、持分会社の業務を執行する社員（当該社員が法人である場合は、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これに相当する者）、会社以外の法人・団体の業務を執行する者および会社を含む法人・団体の使用人（従業員等）をいう。

3：「当社グループを主要な取引先としている者」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

当社グループに対して製品もしくはサービスを提供している（または提供していた）取引先グループ（直接の取引先が属する連結グループに属する会社）であって、当社の各対象事業年度における当社グループと当該取引先グループとの当該取引に係る総取引額が1事業年度につき1,000万円以上でかつ当該事業年度内に終了する当該取引先グループの連結会計年度における連結売上高（当該取引先グループが連結決算を実施していない場合にあつては、当該取引先単体の売上高）の2%を超える者。

当社グループが負債を負っている（または負っていた）取引先グループであつて、当社の各対象事業年度末における当社グループの当該取引先グループに対する負債の総額が1,000万円以上でかつ当該事業年度内に終了する当該取引先グループの連結会計年度における連結総資産（当該取引先グループが連結決算を実施していない場合にあつては、当該取引先単体の総資産）の2%を超える者。

4：「当社グループの主要な取引先」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

当社グループが製品もしくはサービスを提供している（または提供していた）取引先グループであつて、当社の各対象事業年度における当社グループの当該取引先グループに対する当該取引に係る総取引額が1事業年度につき1,000万円以上でかつ当社グループの当該事業年度における連結売上高の2%を超える者。

当社グループが売掛金、貸付金、その他の未収金（以下、「売掛金等」という）を有している（または有していた）取引先グループであつて、当社の各対象事業年度末における当社グループの当該取引先グループに対する売掛金等の総額が1,000万円以上でかつ当社グループの当該事業年度末における連結総資産の2%を超える者。

当社グループが借入れをしている（またはしていた）金融機関グループ（直接の借入先が属する連結グループに属する会社）であつて、当社の各対象事業年度末における当社グループの当該金融機関グループからの借入金の総額が当社グループの当該事業年度末における連結総資産の2%を超える者。

5：「多額の金銭その他の財産」とは、その価額の総額が1事業年度につき1,000万円以上のものをいう。

6：業務執行者のうちの「重要な者」とは、取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員および部長格以上の上級管理職にある使用人をいう。

- 注7： 第2項第 号ないし第 号に掲げる「当該団体に所属する者」のうちの「重要な者」とは、監査法人または会計事務所に所属する者のうち公認会計士、法律事務所に所属する者のうち弁護士（いわゆるアソシエイトを含む）、財団法人・社団法人・学校法人その他の法人（以下、「各種法人」という）に所属する者のうち評議員、理事および監事等の役員をいう。所属先が監査法人、会計事務所、法律事務所および各種法人のいずれにも該当しない場合には、当該所属先において本注釈前記に定める者と同等の重要性を持つと客観的・合理的に判断される者をいう。
- 8： 「業務執行者、社外取締役、監査役またはこれらに準ずる役職」とは、注2に定める業務執行者、業務執行者以外の取締役（社外取締役を含む）、監査役（社外監査役を含む）のほか、「相談役」、「顧問」等、取締役、監査役、執行役または執行役員を退任した者で会社に対し助言を行う立場にある役職を含む。
- 9： 「役員または役員に準ずる役職」とは、理事、監事および評議員のほか、「相談役」、「顧問」等、理事、監事または評議員を退任した者で当該団体にに対し助言を行う立場にある役職を含む。

社外取締役には、異業種・他業界の現経営者として従来の中核組みにとらわれることのない視点を経営監視に反映するために岩田彰一郎氏、文化・芸術に対する深い造詣や社会、文化、消費生活などの幅広い視点を当社の経営に反映するために永井多恵子氏、主に法学研究を専門とする大学教授としての法律知識に加え、資本市場及びコーポレート・ガバナンスに関する経験と見識を経営に反映するために上村達男氏を起用しております。

社外監査役には、主に法務分野を中心とした経験と見識を監査に反映するために原田明夫氏、主に医療法人の経営者としての経験と見識を監査に反映するために大塚宣夫氏、また財務・会計・税制に関する専門家として大学教授のほか多岐に渡る役職を務めた幅広い経験と見識を監査に反映するために辻山栄子氏を選任しております。

当社は、いわゆる三様監査（内部監査、監査役監査及び会計監査）の有効性と効率性の向上を図るため、それぞれの間で定期的な連絡会を開催して監査計画・結果の報告、意見交換などの相互連携の強化に努めております。

社外取締役及び社外監査役が出席する取締役会その他重要な会議には、内部監査や会計監査の結果も含めた、業務執行状況に関する重要事項が提案・報告されております。また、常勤監査役2名はCSR委員会への出席を通じて業務の適法性及び妥当性の確保に努めており、必要に応じて社外監査役の出席する監査役会で報告することとしております。

社外取締役及び社外監査役の兼職状況並びに重要な兼職先と当社との関係は、以下のとおりであります。

なお、当社は、当社との間の利害関係の有無の観点の他に「主な職業」などの観点も加えて多面的に判断し、社外取締役及び社外監査役の兼職先の中から「重要な兼職先」を選定しております。

地位	氏名	重要な兼職先 (当該兼職先での地位)	重要な兼職先と当社との関係
社外取締役	岩田 彰一郎	アスクール株式会社 (代表取締役社長)	当社は、同社から文具等を購入しており、当連結会計年度における購入実績は、当社の売上原価、販売費及び一般管理費の合計額の0.1%未満であります。また、当社グループの当連結会計年度における同社グループからの文具等の購入実績合計額は、当社連結ベースの売上原価、販売費及び一般管理費の合計額の0.1%未満であります。 当社の子会社は、同社にオフィス用トイレットリー製品等を販売しており、当連結会計年度における当社子会社から同社へのオフィス用トイレットリー製品等の販売実績は、当社の連結売上高の0.1%未満であります。 同社の平成23年5月期の売上原価に占める当社子会社からの同期間のオフィス用トイレットリー製品等の仕入額の割合は約0.2%であります。 同社は、当社グループ製品ではないオフィス用トイレットリー製品等のカタログ販売を行っており、当社グループ製品ではないオフィス用トイレットリー製品等の販売実績は、同社の平成23年5月期の売上高の約0.7%であります。 同社の当社への文具等の販売実績は、同社の平成23年5月期の売上高の0.1%未満であります。また、当社グループの当社グループへの文具等の販売実績は、当社グループの同期の連結売上高の約0.1%であります。 同社の社外取締役である斎藤忠勝氏は、平成9年6月から平成16年6月まで当社の取締役を務めておりましたが、現在は当社と特記すべき関係はありません。
	永井 多恵子	公益財団法人 せたがや文化財団 (副理事長)	当社は、同法人が主催する演劇公演への協賛金等を提供しており、当社の当連結会計年度における同法人への協賛金等合計額は、当社の当連結会計年度における寄付金・協賛金等の合計額の0.1%未満であります。 当連結会計年度の当社から同法人への協賛金等が同法人の平成24年3月期の経常収益に占める割合は、0.1%未満であります。
		三井化学株式会社 (社外取締役)	当社は、同社から原材料等を購入しており、当連結会計年度における購入実績は、当社の売上原価、販売費及び一般管理費の合計額の0.1%未満です。 同社の当社への原材料等の販売実績は、同社の平成24年3月期の売上高の0.1%未満です。
		社団法人 国際演劇協会 (会長)	当社は同法人と特記すべき関係はありません。
	上村 達男	早稲田大学 (法学部教授、大学院 法務研究科教授)	当社は同大学と美容・健康に関する共同研究等を行っております。同氏はこれらの共同研究等に関与していません。
		日本放送協会 (経営委員・監査委員)	当社は同協会と特記すべき関係はありません。

地位	氏名	重要な兼職先 (当該兼職先での地位)	重要な兼職先と当社との関係
社外監査役	原田明夫	セイコーホールディングス株式会社 (社外取締役)	当社グループは、同社子会社から時計等を購入しており、当連結会計年度における購入実績合計額は当社連結ベースの売上原価、販売費及び一般管理費の合計額の0.1%未満であります。また、当社の子会社は、同社の子会社へ化粧品等を販売しており、当連結会計年度における当社子会社から同社子会社への化粧品等の販売実績は、当社の連結売上高の0.1%未満であります。 同社グループの当社グループへの時計等の販売実績は、同社グループの平成24年3月期の連結売上高の0.1%未満であります。また、同社グループの平成24年3月期の連結売上原価に占める当社子会社からの同期間の化粧品等の仕入額の割合は0.1%未満であります。
		住友商事株式会社 (社外監査役)	当社は、同社から原材料等を購入しており、当連結会計年度における購入実績は、当社の売上原価、販売費及び一般管理費の合計額の0.1%未満であります。また、当社グループは、同社の子会社と原材料等購入、機材レンタル等の取引があり、当社グループの当連結会計年度における同社グループへの支払実績合計額は、当社連結ベースの売上原価、販売費及び一般管理費の合計額の0.1%未満であります。 当社の子会社は、同社の子会社へ化粧品等を販売しており、当連結会計年度における当社子会社から同社子会社への化粧品等の販売実績は、当社の連結売上高の0.1%未満であります。 同社の当社への原材料等の販売実績は、同社の平成24年3月期の売上高の0.1%未満であります。また、同社グループの当社グループへの原材料等の販売実績は、同社グループの平成24年3月期の「収益合計」の0.1%未満であります。同社グループの平成24年3月期の「原価合計」に占める当社子会社からの同期間の化粧品等の仕入額の割合は0.1%未満であります。
		日本郵政株式会社 (社外取締役)	当社は同社と特記すべき関係はありません。
		株式会社企業再生支援機構 (社外取締役)	当社は同社と特記すべき関係はありません。
		学校法人東京女子大学 (理事長)	当社は同法人と特記すべき関係はありません。
		財団法人国際民商事法センター (理事長)	当社は同法人と特記すべき関係はありません。
	大塚宣夫	医療法人社団慶成会 (会長)	当社は同法人と特記すべき関係はありません。

地位	氏名	重要な兼職先 (当該兼職先での地位)	重要な兼職先と当社との関係
社外監査役	辻山 栄子	早稲田大学 (商学部教授、大学院 商学研究科教授、 大学院商学研究科長)	当社は同大学と美容・健康に関する共同研究等を行っております。同氏はこれらの共同研究等に関与していません。
		三菱商事 株式会社 (社外監査役)	当社は同社グループと工場設備施工委託他の取引があり、当連結会計年度における支払実績は、当社の売上原価、販売費及び一般管理費の合計額の約0.3%であります。また、当社の子会社は同社の子会社と原材料等購入等の取引があり、当社グループの当連結会計年度における同社グループへの支払実績合計額は、当社連結ベースの売上原価、販売費及び一般管理費の合計額の約0.1%であります。当社の子会社は同社の子会社である株式会社ローソン化粧品等を販売しており、当連結会計年度における当社子会社から同社子会社への化粧品等の販売実績は、当社の連結売上高の約0.2%であります。同社グループの当社への工場設備施工他による売上実績は、同社グループの平成24年3月期の「収益合計」の0.1%未満であります。同社グループの平成24年3月期の「商品販売及び製造業等による収益に係る原価」に占める当社子会社からの同期間の化粧品等の仕入額の割合は、0.1%未満であります。
		オリックス 株式会社 (社外取締役)	同社の当社とのリース取引等による売上実績は、同社の平成24年3月期の売上高の0.1%未満であります。また、同社子会社の当社子会社とのリース取引等による同社グループの売上実績は、同社グループの平成24年3月期の「営業収益」の0.1%未満であります。
		株式会社 ローソン (社外監査役)	当社の子会社は同社化粧品等を販売しており、当連結会計年度における当社子会社から同社への化粧品等の販売実績は、当社の連結売上高の約0.2%であります。同社の平成24年2月期の連結ベースの売上原価に占める当社子会社からの同期間の化粧品等の仕入額の割合は約1.1%であります。
		株式会社 エヌ・ティ・ティ・ ドコモ (社外監査役)	当社は同社の子会社とソフトウェア購入等の取引があり、当連結会計年度における支払実績は、当社の売上原価、販売費及び一般管理費の合計額の0.1%未満であります。また、当社の子会社は同社と通信サービス利用等の取引があり、当社グループの当連結会計年度における同社グループへの支払実績合計額は、当社連結ベースの売上原価、販売費及び一般管理費の合計額の約0.1%であります。当社グループの同社通信サービス利用等による同社グループの売上実績は、同社グループの平成24年3月期の「営業収益」の0.1%未満であります。

上記表に記載の関係以外には、当社と各社外取締役及び各社外監査役の間には、重要な人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

(5) 役員報酬の内容

提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	賞与	中期インセンティブ	長期インセンティブ (ストックオプション)	
取締役 (社外取締役を除く。)	413	217	107		87	6
監査役 (社外監査役を除く。)	60	60				3
社外役員	72	72				6

- (注) 1 取締役の基本報酬は、第89回定時株主総会（平成元年6月29日）決議による報酬限度額月額30百万円以内であります。また、監査役の基本報酬は、第105回定時株主総会（平成17年6月29日）決議による報酬限度額月額10百万円以内であります。
- 2 上記の取締役の当連結会計年度の賞与は、第112回定時株主総会（平成24年6月26日）決議に基づき支払う予定の額であります。なお、前連結会計年度分の取締役の賞与として、社外取締役を除く取締役6名に対して120百万円を当連結会計年度に支払いました（第111回定時株主総会（平成23年6月24日）決議に基づく支払い）。
- 3 取締役の中期インセンティブ型報酬は、3カ年計画最終年度終了後に目標達成度に応じて、3カ年分を支払う制度となっています。当連結会計年度は3カ年計画の1年目であるため、現3カ年計画に係る同報酬の当期における支払いはありません。
- 4 上記の取締役の長期インセンティブ型報酬（ストックオプション）は、取締役の職務執行の対価として株主総会の承認を得たうえで交付したストックオプション（新株予約権）の当連結会計年度費用計上額の合計額であります。
- 5 上記支給額には、以下の取締役及び監査役の報酬等の額が含まれております。
- 退任取締役1名の報酬
 平成23年6月24日開催の第111回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名に対する平成23年4月から6月までの基本報酬6百万円及びストックオプションの当連結会計年度費用計上額6百万円
- 退任監査役1名の報酬
 平成23年6月24日開催の第111回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名に対する平成23年4月から6月までの基本報酬7百万円
- 6 上記支給額のほか、以下の報酬等があります。
- 当社取締役3名に対して、当該取締役が取締役を兼務しない執行役員の地位にあったときに付与されたストックオプションの当連結会計年度費用計上額1百万円
- 当社の子会社の取締役を兼務している当社取締役1名に対し、当該子会社4社が当期に係る基本報酬として支払った28百万円
- 平成23年6月24日開催の第111回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名に対し、当該取締役が取締役を兼務しない執行役員の地位にあった期間の退職慰労金18百万円（平成16年の役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給分）
- 平成23年6月24日開催の第111回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名に対し、当該監査役が取締役を兼務しない執行役員の地位にあった期間の退職慰労金35百万円（平成16年の役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給分）
- 7 取締役全員及び監査役全員について上記の役員報酬（注）1～6に記載したものを含む。）以外の報酬の支払いはありません。

提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

役職・氏名	会社区分	連結報酬等の総額 (百万円)	連結報酬等の種類別の額(百万円)			
			基本報酬	賞与	中期インセンティブ	長期インセンティブ (ストックオプション)
代表取締役 前田新造	提出会社	67	49			18
代表取締役 末川久幸	提出会社	90	46	31		12
代表取締役 岩田喜美枝	提出会社	80	37	16		26
取締役 カーステン・フィッシャー	提出会社	117	53	47		16

(注) 1 当連結会計年度において代表取締役の地位にあった役員及び連結報酬等の総額が1億円以上であった役員を記載しております。

- 上記の取締役4名の当連結会計年度の賞与は、第112回定時株主総会(平成24年6月26日)決議に基づき支払う予定の額であります。なお、前連結会計年度分の取締役の賞与として、社外取締役を除く取締役6名に対して120百万円を当連結会計年度に支払いました(第111回定時株主総会(平成23年6月24日)決議に基づく支払い)。
- 取締役の中期インセンティブ型報酬は、3カ年計画最終年度終了後に目標達成度に応じて、3カ年分を支払う制度となっています。当連結会計年度は3カ年計画の1年目であるため、現3カ年計画に係る同報酬の当期における支払いはありません。
- 上記の取締役の長期インセンティブ報酬(ストックオプション)は、取締役の職務執行の対価として株主総会の承認を得たうえで交付したストックオプション(新株予約権)の当連結会計年度費用計上額の合計額であります。
- 上記支給額のほか、以下の報酬等があります。
取締役を兼務しない執行役員の地位にあったときに付与されたストックオプションの当連結会計年度費用計上額
代表取締役末川久幸氏 1百万円未満
取締役カーステン・フィッシャー氏 1百万円未満
取締役カーステン・フィッシャー氏が兼務している当社の子会社の取締役について、当該子会社4社が当期に係る基本報酬として同取締役に支払った28百万円
- 上記4名の取締役について上記(注)1~4に記載したものを含む。)以外の報酬はありません。

提出会社の役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

役員報酬は、固定報酬である「基本報酬」と業績目標の達成度や株価によって変動する業績連動報酬によって構成され、3カ年及び各年度の業績目標達成度が100%の場合に、各役員の平均で、固定報酬の比率を40%程度、業績連動報酬の比率を60%程度としております。業績連動報酬は、毎年の連結業績に応じて支給される「賞与」のほか、3カ年計画終了年度終了後に目標達成度に応じて支給する「中期インセンティブ型報酬」としての金銭報酬、株主の皆さまとの利益意識の共有を主眼とした「長期インセンティブ型報酬」としての株式報酬型ストックオプションで構成されております。この業績連動報酬は、取締役と執行役員に単年度だけでなく、中長期的視野をもって、業績や株価を意識した経営を動機付ける設計としております。

業務執行から独立した立場である社外取締役及び社外監査役の報酬については、業績連動報酬は相応しくないため、固定報酬のみとしております。

役員報酬の金額については、同業あるいは同規模の他企業と比較して、当社の業績に見合った水準を設定しております。基本報酬は株主総会で決議された月額報酬枠の範囲内で支払われており、業績連動報酬は、「賞与」、「中期インセンティブ型報酬」としての金銭報酬、「長期インセンティブ型報酬」としての株式報酬型ストックオプションともに、株主総会に諮っております。

なお、役員退職慰労金制度は、平成16年度に廃止しました。

(6) 株式の保有状況

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

銘柄数	貸借対照表計上額の合計額
112銘柄	19,023百万円

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的
前事業年度（平成23年3月31日）

特定投資株式

貸借対照表計上額が資本金額の100分の1を超える銘柄を含む上位30銘柄

銘柄	株式数 (千株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
(株)みずほフィナンシャルグループ	16,625	2,294	当該会社の子会社との金融取引等の業務のより円滑な推進のため
凸版印刷(株)	1,628	1,068	商品包装資材・販促用具購入等の業務のより円滑な推進のため
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	2,496	958	当該会社の子会社との金融取引等の業務のより円滑な推進のため
大日本印刷(株)	871	883	商品包装資材・販促用具購入等の業務のより円滑な推進のため
東京海上ホールディングス(株)	300	667	当該会社の子会社との保険取引等の業務のより円滑な推進のため
NK S Jホールディングス(株)	884	480	当該会社の子会社との保険取引等の業務のより円滑な推進のため
小野薬品工業(株)	117	478	商品販売等の業務のより円滑な推進のため
(株)ワコールホールディングス	439	460	当該会社の子会社からの生産受託等の業務のより円滑な推進のため
M S & A Dインシュアランスグループホールディングス(株)	239	453	当該会社の子会社との保険取引等の業務のより円滑な推進のため
中央三井トラスト・ホールディングス(株)	1,432	422	当該会社の子会社への株主名簿管理業務委託及び同子会社との金融取引等の業務のより円滑な推進のため
(株)メディカルホールディングス	562	414	当該会社の子会社への商品販売等の業務のより円滑な推進のため
日本精化(株)	670	353	原料購入等の業務のより円滑な推進のため
(株)セブン&アイ・ホールディングス	110	234	当該会社の子会社への商品販売等の業務のより円滑な推進のため
(株)百十四銀行	712	223	金融取引等の業務のより円滑な推進のため
イオン(株)	202	194	当該会社の子会社への商品販売等の業務のより円滑な推進のため
(株)プラネット	300	176	商品流通システム構築委託等の業務のより円滑な推進のため
J・フロント リテイリング(株)	470	162	当該会社の子会社への商品販売等の業務のより円滑な推進のため
高砂香料工業(株)	352	160	原料購入等の業務のより円滑な推進のため
日本ピグメント(株)	491	139	原料購入等の業務のより円滑な推進のため
ゼリア新薬工業(株)	115	114	商品の製造委託等の業務のより円滑な推進のため
(株)近鉄百貨店	300	50	当該会社への商品販売等の業務のより円滑な推進のため

銘柄	株式数 (千株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
(株)アサツー ディ・ケイ	15	34	当社広告宣伝関連取引等の業務のより円滑な推進のため
エイチ・ツー・オー リテイリング(株)	50	28	当該会社の子会社への商品販売等の業務のより円滑な推進のため
(株)平和堂	25	26	当該会社への商品販売等の業務のより円滑な推進のため
(株)あらた	110	18	当該会社への商品販売等の業務のより円滑な推進のため
(株)丸井グループ	20	10	当該会社の子会社への商品販売等の業務のより円滑な推進のため
共同印刷(株)	55	10	商品包装資材・販促物などの購入等の業務のより円滑な推進のため
ハリマ共和物産(株)	13	9	当該会社への商品販売等の業務のより円滑な推進のため
東京急行電鉄(株)	25	8	当該会社の子会社への商品販売等の業務のより円滑な推進のため
(株)葵プロモーション	19	8	当社広告宣伝関連取引等の業務のより円滑な推進のため

(注) 1 上記のうち上位5銘柄は、貸借対照表計上額が当社資本金額の1%を超えております。

2 中央三井トラスト・ホールディングス(株)は経営統合に伴う商号変更により、平成23年4月1日付で三井住友トラスト・ホールディングス(株)となっております。

当事業年度(平成24年3月31日)

特定投資株式

貸借対照表計上額が資本金額の100分の1を超える銘柄を含む上位30銘柄

銘柄	株式数 (千株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
(株)みずほフィナンシャルグループ	16,625	2,244	当該会社の子会社との金融取引等の業務のより円滑な推進のため
凸版印刷(株)	1,628	1,051	商品包装資材・販促用具購入等の業務のより円滑な推進のため
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	2,496	1,028	当該会社の子会社との金融取引等の業務のより円滑な推進のため
大日本印刷(株)	871	737	商品包装資材・販促用具購入等の業務のより円滑な推進のため
東京海上ホールディングス(株)	300	681	当該会社の子会社との保険取引等の業務のより円滑な推進のため
(株)メディカルホールディングス	562	603	当該会社の子会社との商品販売等の業務のより円滑な推進のため
小野薬品工業(株)	117	539	商品販売等の業務のより円滑な推進のため
(株)ワコールホールディングス	439	430	当該会社の子会社からの生産受託等の業務のより円滑な推進のため
NK S Jホールディングス(株)	221	409	当該会社の子会社との保険取引等の業務のより円滑な推進のため
M S & A Dインシュアランスグループホールディングス(株)	239	406	当該会社の子会社との保険取引等の業務のより円滑な推進のため
日本精化(株)	670	379	原料購入等の業務のより円滑な推進のため
三井住友トラスト・ホールディングス(株)	1,432	378	当該会社の子会社への株主名簿管理業務の委託及び同子会社との金融取引等の業務のより円滑な推進のため

銘柄	株式数 (千株)	貸借対照表 計上額 (百万円)	保有目的
(株)百十四銀行	712	274	金融取引等の業務のより円滑な推進のため
(株)セブン&アイ・ホールディングス	110	271	当該会社の子会社への商品販売等の業務のより円滑な推進のため
(株)プラネット	300	231	商品流通システム構築委託等の業務のより円滑な推進のため
イオン(株)	202	219	当該会社の子会社への商品販売等の業務のより円滑な推進のため
J・フロント リテイリング(株)	470	217	当該会社の子会社への商品販売等の業務のより円滑な推進のため
ゼリア新薬工業(株)	115	169	商品の製造委受託等の業務のより円滑な推進のため
高砂香料工業(株)	352	137	原料購入等の業務のより円滑な推進のため
日本ピグメント(株)	491	117	原料購入等の業務のより円滑な推進のため
スターツ出版(株)	0	102	当該会社とのWEBビジネスにおける業務提携の円滑な推進のため
(株)近鉄百貨店	300	58	当該会社への商品販売等の業務のより円滑な推進のため
(株)アサツー ディ・ケイ	15	36	当社広告宣伝関連取引等の業務のより円滑な推進のため
エイチ・ツー・オー リテイリング(株)	50	35	当該会社の子会社への商品販売等の業務のより円滑な推進のため
(株)あらた	110	33	当該会社への商品販売等の業務のより円滑な推進のため
(株)平和堂	25	28	当該会社への商品販売等の業務のより円滑な推進のため
(株)丸井グループ	20	13	当該会社の子会社への商品販売等の業務のより円滑な推進のため
共同印刷(株)	55	12	商品包装資材・販促物などの購入等の業務のより円滑な推進のため
(株)松屋	15	11	当該会社への商品販売等の業務のより円滑な推進のため
ハリマ共和物産(株)	13	11	当該会社への商品販売等の業務のより円滑な推進のため

(注) 上記のうち上位5銘柄は、貸借対照表計上額が当社資本金額の1%を超えております。

保有目的が純投資目的である投資株式
該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)
提出会社	178	1	178	1
連結子会社	34		41	-
計	212	1	219	1

【その他重要な報酬の内容】

当社の連結子会社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているKPMGに対して、監査証明業務を委託しており、その報酬の額は前連結会計年度において544百万円、当連結会計年度において501百万円です。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前連結会計年度において、当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容として、第6回無担保社債発行に係るコンフォートレターの作成業務及び海外駐在員事務所設立の申請書類に係る業務がありました。

当連結会計年度において、当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容として、決算業務プロセスの効率化支援業務がありました。

【監査報酬の決定方針】

監査計画の内容について有効性及び効率性の観点で会計監査人と協議の上、会計監査人が必要な監査を十分行うことができる報酬額となっているかどうかを検証し、監査役会の同意を得て決定しております。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号、以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)及び事業年度(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)の連結財務諸表及び財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取り組み

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取り組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、適正な開示を行うため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、同法人が行うセミナーなどに参加しております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1 90,006	1 67,121
受取手形及び売掛金	103,002	2 112,874
有価証券	15,051	26,716
たな卸資産	3 65,850	3 71,902
繰延税金資産	27,318	19,860
その他	12,924	17,689
貸倒引当金	938	935
流動資産合計	313,215	315,229
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	1 160,045	1 158,246
減価償却累計額	98,605	98,806
建物及び構築物（純額）	61,439	59,439
機械装置及び運搬具	1 82,166	1 81,581
減価償却累計額	71,084	69,791
機械装置及び運搬具（純額）	11,082	11,789
工具、器具及び備品	1 54,677	1 56,916
減価償却累計額	36,825	38,045
工具、器具及び備品（純額）	17,852	18,871
土地	33,490	33,091
リース資産	9,817	8,706
減価償却累計額	5,285	5,033
リース資産（純額）	4,532	3,673
建設仮勘定	2,823	2,931
有形固定資産合計	131,221	129,796
無形固定資産		
のれん	94,122	84,539
リース資産	348	613
商標権	42,628	40,583
その他	48,955	47,907
無形固定資産合計	186,054	173,644
投資その他の資産		
投資有価証券	1, 4 27,515	1, 4 27,396
前払年金費用	24,560	20,948
長期前払費用	9,743	9,658
繰延税金資産	19,577	18,084
その他	1 27,366	1 26,026
貸倒引当金	133	77
投資その他の資産合計	108,628	102,037
固定資産合計	425,904	405,478
資産合計	739,120	720,707

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	43,771	² 48,305
短期借入金	5,595	1,989
1年内返済予定の長期借入金	¹ 8,509	¹ 5,915
リース債務	2,256	1,830
未払金	37,980	44,273
未払法人税等	12,214	8,025
返品調整引当金	11,447	11,065
賞与引当金	11,549	15,030
役員賞与引当金	373	395
危険費用引当金	764	565
災害損失引当金	922	-
繰延税金負債	25	20
その他	24,263	27,302
流動負債合計	159,676	164,719
固定負債		
社債	90,000	90,000
長期借入金	¹ 88,337	¹ 82,836
リース債務	2,818	2,581
退職給付引当金	41,285	42,089
債務保証損失引当金	350	350
環境対策引当金	495	486
繰延税金負債	29,165	27,622
その他	6,864	6,306
固定負債合計	259,316	252,273
負債合計	418,993	416,992
純資産の部		
株主資本		
資本金	64,506	64,506
資本剰余金	70,258	70,263
利益剰余金	231,336	225,598
自己株式	3,874	3,778
株主資本合計	362,226	356,590
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	83	605
為替換算調整勘定	55,040	66,702
その他の包括利益累計額合計	54,956	66,096
新株予約権	590	668
少数株主持分	12,267	12,553
純資産合計	320,127	303,715
負債純資産合計	739,120	720,707

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
売上高	670,701	682,385
売上原価	168,692	162,989
売上総利益	502,008	519,395
販売費及び一般管理費	1, 2 457,550	1, 2 480,260
営業利益	44,458	39,135
営業外収益		
受取利息	669	723
受取配当金	730	800
持分法による投資利益	33	-
受取家賃	932	874
補助金収入	461	530
その他	1,306	1,182
営業外収益合計	4,133	4,110
営業外費用		
支払利息	2,165	1,824
持分法による投資損失	-	122
為替差損	589	604
その他	1,354	1,252
営業外費用合計	4,110	3,802
経常利益	44,480	39,442
特別利益		
固定資産売却益	3 1,003	3 1,332
投資有価証券売却益	177	26
特別利益合計	1,180	1,358
特別損失		
減損損失	4 457	4 96
固定資産処分損	1,612	1,422
投資有価証券売却損	198	258
投資有価証券評価損	4,199	76
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	844	-
買収関連費用	1,232	-
見本品・販促物の見積変更に伴う影響額	6,751	-
災害による損失	5 1,668	-
特別損失合計	16,966	1,854
税金等調整前当期純利益	28,695	38,947
法人税、住民税及び事業税	18,614	13,953
法人税等調整額	5,286	7,935
法人税等合計	13,328	21,888
少数株主損益調整前当期純利益	15,367	17,058
少数株主利益	2,576	2,543
当期純利益	12,790	14,515

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	15,367	17,058
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,003	561
為替換算調整勘定	32,564	12,144
持分法適用会社に対する持分相当額	59	18
その他の包括利益合計	33,627	11,601
包括利益	18,260	5,456
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	19,833	3,375
少数株主に係る包括利益	1,572	2,081

【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	64,506	64,506
当期末残高	64,506	64,506
資本剰余金		
当期首残高	70,258	70,258
当期変動額		
自己株式の処分	-	5
当期変動額合計	-	5
当期末残高	70,258	70,263
利益剰余金		
当期首残高	259,063	231,336
会計方針の変更による累積的影響額	1,064	-
遡及処理後当期首残高	257,999	231,336
当期変動額		
剰余金の配当	19,890	19,898
当期純利益	12,790	14,515
自己株式の処分	149	0
自己株式の消却	18,879	-
連結範囲の変動	-	35
非支配持分との資本取引及びその他	534	318
当期変動額合計	26,663	5,737
当期末残高	231,336	225,598
自己株式		
当期首残高	23,111	3,874
当期変動額		
自己株式の取得	13	2
自己株式の処分	371	98
自己株式の消却	18,879	-
当期変動額合計	19,236	96
当期末残高	3,874	3,778
株主資本合計		
当期首残高	370,717	362,226
会計方針の変更による累積的影響額	1,064	-
遡及処理後当期首残高	369,652	362,226
当期変動額		
剰余金の配当	19,890	19,898
当期純利益	12,790	14,515
自己株式の取得	13	2
自己株式の処分	221	104
連結範囲の変動	-	35
非支配持分との資本取引及びその他	534	318
当期変動額合計	7,426	5,635
当期末残高	362,226	356,590

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	1,054	83
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	970	521
当期変動額合計	970	521
当期末残高	83	605
為替換算調整勘定		
当期首残高	23,447	55,040
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	31,593	11,661
当期変動額合計	31,593	11,661
当期末残高	55,040	66,702
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	22,393	54,956
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	32,563	11,139
当期変動額合計	32,563	11,139
当期末残高	54,956	66,096
新株予約権		
当期首残高	430	590
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	160	77
当期変動額合計	160	77
当期末残高	590	668
少数株主持分		
当期首残高	16,453	12,267
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	4,186	286
当期変動額合計	4,186	286
当期末残高	12,267	12,553

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
純資産合計		
当期首残高	365,207	320,127
会計方針の変更による累積的影響額	1,064	-
遡及処理後当期首残高	364,143	320,127
当期変動額		
剰余金の配当	19,890	19,898
当期純利益	12,790	14,515
自己株式の取得	13	2
自己株式の処分	221	104
連結範囲の変動	-	35
非支配持分との資本取引及びその他	534	318
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	36,589	10,775
当期変動額合計	44,016	16,411
当期末残高	320,127	303,715

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	28,695	38,947
減価償却費	29,510	30,682
のれん償却額	5,204	5,519
減損損失	457	96
固定資産処分損益(は益)	609	90
投資有価証券売却損益(は益)	21	232
投資有価証券評価損益(は益)	4,199	76
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	844	-
買収関連費用	1,232	-
見本品・販促物の見積変更に伴う影響額	6,751	-
災害による損失	1,668	922
貸倒引当金の増減額(は減少)	52	10
返品調整引当金の増減額(は減少)	5	183
賞与引当金の増減額(は減少)	454	3,705
役員賞与引当金の増減額(は減少)	55	22
危険費用引当金の増減額(は減少)	79	140
退職給付引当金の増減額(は減少)	1,517	1,004
環境対策引当金の増減額(は減少)	3	8
前払年金費用の増減額(は増加)	4,179	3,611
受取利息及び受取配当金	1,399	1,523
支払利息	2,165	1,824
持分法による投資損益(は益)	33	122
売上債権の増減額(は増加)	3,323	12,716
たな卸資産の増減額(は増加)	728	8,102
仕入債務の増減額(は減少)	6,135	9,627
その他	1,206	2,581
小計	85,119	74,537
利息及び配当金の受取額	1,430	1,471
利息の支払額	2,060	1,927
法人税等の支払額	16,903	21,480
営業活動によるキャッシュ・フロー	67,586	52,599

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	28,065	16,690
定期預金の払戻による収入	27,821	21,751
有価証券の取得による支出	1,191	314
有価証券の売却による収入	941	576
投資有価証券の取得による支出	29	220
投資有価証券の売却による収入	1,352	603
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	752	-
子会社株式の取得による支出	5,723	-
有形固定資産の取得による支出	17,701	17,719
有形固定資産の売却による収入	987	1,677
無形固定資産の取得による支出	4,578	7,016
長期前払費用の取得による支出	4,053	4,499
その他	689	1,184
投資活動によるキャッシュ・フロー	30,303	20,668
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	99,817	3,431
長期借入れによる収入	60,021	649
長期借入金の返済による支出	12,861	8,365
社債の発行による収入	40,000	-
リース債務の返済による支出	2,838	2,602
自己株式の取得による支出	13	2
自己株式の処分による収入	221	104
配当金の支払額	19,878	19,890
少数株主への配当金の支払額	4,405	1,943
財務活動によるキャッシュ・フロー	39,571	35,482
現金及び現金同等物に係る換算差額	6,935	2,067
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	9,224	5,618
現金及び現金同等物の期首残高	77,157	88,592
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	² 20,659	-
現金及び現金同等物の期末残高	¹ 88,592	¹ 82,974

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 94 社

主要な連結子会社は、「第1 企業の概況の4 関係会社の状況」に記載しているため省略しております。

〔新規〕1社

資生堂プロフェッショナル韓国は、新たに設立したため、当連結会計年度より連結範囲に含めております。

〔除外〕2社

資生堂ビジネスソリューション(株)は清算したため、当連結会計年度より連結の範囲から除いております。P.T.

プラナ・デワタ・ウブドは、保有株式を売却したため、連結の範囲から除いております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社：ポーテプレステージインターナショナル(UK)

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模あるいは本格的な営業を行っておらず、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は僅少で、連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性が乏しいため、連結の範囲から除いております。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 3社

主要な会社名：(株)ピエールファールジャパン

(2) 持分法を適用していない非連結子会社(ポーテプレステージインターナショナル(UK) 他)及び関連会社は、いずれも小規模あるいは本格的な営業を行っておらず、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は僅少で、連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性が乏しいため、持分法適用の範囲から除いております。

(3) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

在外連結子会社、台資商事(株)、ベアエッセシヤル(株)及び匿名組合セランの70社の決算日は12月31日、それ以外はすべて3月31日で当社と同一であります。

また、在外連結子会社、台資商事(株)、ベアエッセシヤル(株)及び匿名組合セランの70社については、連結子会社の決算日現在の財務諸表を使用しており、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

...決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定)

時価のないもの

...主として移動平均法による原価法。ただし、投資事業有限責任組合等への出資は組合等の財産の持分相当額を有価証券として計上し、組合等の営業により獲得した損益の持分相当額を損益として計上しております。

デリバティブ

時価法

たな卸資産

主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)で評価しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

建物(附属設備を除く)は定額法、建物以外については当社及び国内連結子会社は主として定率法、在外連結子会社は主として定額法を採用しております。

また、国内の主要な固定資産については、その資産の耐久度、陳腐化の程度及び特殊性を勘案した独自の耐用年数(法定耐用年数を2~3割程度短縮)を設定しております。

無形固定資産(リース資産を除く)

主として定額法を採用しております。なお、定額法によって償却を実施している無形固定資産の主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア...5年

顧客関連無形資産...10年

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

長期前払費用

主として定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

当社及び国内連結子会社は、売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。在外連結子会社は、主として特定の債権について回収不能見込額を計上しております。

返品調整引当金

当社及び連結子会社は、返品による損失に備えるため、過去の返品率及び市場の流通状況を勘案して見積もった損失見込額を計上しております。

賞与引当金

当社及び連結子会社は、従業員に対する賞与支払いに備えるため、将来の支給見込額に基づき、当連結会計年度の負担見込額を計上しております。なお、取締役を兼務しない執行役員に対する賞与引当金を含んでおり、その計上基準は役員賞与引当金と同様であります。

役員賞与引当金

執行役員を兼務する取締役に対する賞与支払いに備えるため、将来の支給見込額に基づき、当連結会計年度の負担見込額を計上しております。

危険費用引当金

一部の在外連結子会社は、訴訟リスク、製品保証リスク、税務リスク等の危険費用の発生による損失に備えるため、将来の発生可能性を勘案して見積もった損失負担見込額を計上しております。

災害損失引当金

東日本大震災による被災商品に係る引取償却費等に備えるため、将来に支出される見込額を計上しております。

退職給付引当金

当社及び国内連結子会社、並びに一部の在外連結子会社では、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づいて計上しております。

過去勤務債務は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により翌連結会計年度から費用処理することとしております。

債務保証損失引当金

債務保証に係る損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

環境対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」によって処理することが義務付けられているポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の処理に備えるため、その処理費用見込額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社等の資産及び負債は、各社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、各社の会計期間に基づく期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は、純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については、特例処理によっており、一体処理（特例処理、振当処理）の要件を満たす金利通貨スワップ取引については、一体処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

a. ヘッジ手段...金利スワップ

ヘッジ対象...借入金の利息

b. ヘッジ手段...金利通貨スワップ

ヘッジ対象...外貨建借入金及び利息

ヘッジ方針

金利スワップについては、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、金利通貨スワップについては、外貨建借入金の為替変動リスク及び金利変動リスクを回避する目的で金利通貨スワップ取引を行っております。ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。但し、特例処理及び一体処理によっているものについては、有効性の評価を省略しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数で定額法により償却しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期投資であります。

(8) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

連結納税制度の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、当連結会計年度より、当社を連結納税親会社とした連結納税制度を適用しております。

【会計方針の変更】

(見本品・販促物の会計処理の変更)

当社グループの米州子会社における、店頭販売活動に関する見本品・販促物の会計処理は、従来、取得時に資産計上し、顧客へ出荷した時点で費用処理しておりましたが、グループ内の会計処理の統一を図るために、当連結会計年度より取得時費用処理に変更しました。当該会計処理の変更は遡及適用され、前連結会計年度の連結財務諸表について遡及処理しております。

この結果、遡及適用を行う前と比べて、前連結会計年度の連結貸借対照表は、たな卸資産、利益剰余金がそれぞれ1,724百万円、1,064百万円減少し、流動資産の繰延税金資産は660百万円増加しております。また、前連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の遡及適用後の期首残高は1,064百万円減少しております。なお、当該会計方針の変更に伴う、前連結会計年度の損益に与える影響額は、たな卸資産に含まれる見本品・販促物残高がほぼ一定であり、各期末残高の差額の重要性が高くないことから、前連結会計年度の連結損益計算書及び連結包括利益計算書に反映しておりません。1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

(潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定方法の変更)

当連結会計年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)を適用しております。

潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業に提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。

また、これらの会計基準等を適用したことによる影響については、「1株当たり情報」に関する注記に記載しております。

【未適用の会計基準等】

- ・「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成23年3月25日)
- ・「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第15号 平成23年3月25日)
- ・「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第22号 平成23年3月25日)
- ・「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第20号 平成23年3月25日)

(1) 概要

一定の要件を満たす特別目的会社については、当該特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した会社の子会社に該当しないものと推定するとされておりますが、改正企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」等により、当該取扱いは資産の譲渡者のみに適用されることとなります。

(2) 適用予定日

平成25年4月1日以降開始する連結会計年度の期首から適用する予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

改正企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」等の適用により、新たに連結子会社となる会社はありません。

なお、改正企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」等の適用により区分表示すべき前連結会計年度末のノンリコース債務は、連結貸借対照表の1年内返済予定の長期借入金8,509百万円のうち800百万円及び長期借入金88,337百万円のうち24,050百万円であります。

ノンリコース債務に対応する資産は、建物及び構築物16,606百万円、投資その他の資産のその他（差入保証金）15,200百万円、投資有価証券1,512百万円、現金及び預金1,217百万円、機械装置、運搬具、工具、器具及び備品2百万円、計34,538百万円であります。なお、当該影響額は、前連結会計年度末の数値に基づいております。

また、改正企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」等の適用により区分表示すべき当連結会計年度末のノンリコース債務は、連結貸借対照表の1年内返済予定の長期借入金5,915百万円のうち800百万円及び長期借入金82,836百万円のうち23,250百万円であります。

ノンリコース債務に対応する資産は、建物及び構築物15,926百万円、投資その他の資産のその他（差入保証金）15,200百万円、投資有価証券1,512百万円、現金及び預金1,214百万円、機械装置、運搬具、工具、器具及び備品2百万円、計33,855百万円であります。なお、当該影響額は、当連結会計年度末の数値に基づいております。

【追加情報】

（会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用）

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
建物及び構築物	16,606百万円	15,926百万円
投資その他の資産 その他 (差入保証金)	15,200 "	15,200 "
投資有価証券	1,512 "	1,512 "
現金及び預金	1,217 "	1,214 "
機械装置及び運搬具、工具、 器具及び備品	2 "	2 "
計	34,538 "	33,855 "

なお、当該担保資産は、下記の担保付債務以外に、デリバティブ取引(金利スワップ)の担保に供されております。

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
1年内返済予定の長期借入金	800百万円	800百万円
長期借入金	24,050 "	23,250 "

2 連結会計年度末日の満期手形の会計処理

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
	当連結会計年度末日の満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済しております。 なお、当連結会計年度末日は金融機関の休日であったため、次の満期手形が当連結会計年度末日の残高に含まれております。
	受取手形 44百万円
	支払手形 10 "

3 たな卸資産の内訳

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
商品及び製品	45,666百万円	49,563百万円
仕掛品	3,066 "	3,650 "
原材料及び貯蔵品	17,117 "	18,687 "

4 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
投資有価証券(株式)	1,273百万円	1,220百万円

(連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
売出費	101,608百万円	111,015百万円
広告費	42,740 "	49,290 "
給料・賞与	127,654 "	131,179 "
退職給付費用	10,529 "	10,011 "

2 研究開発費

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

販売費及び一般管理費に含まれる研究開発費は、14,467百万円であります。なお、当期総製造費用に含まれる研究開発費はありません。

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

販売費及び一般管理費に含まれる研究開発費は、14,673百万円であります。なお、当期総製造費用に含まれる研究開発費はありません。

3 固定資産売却益

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

固定資産売却益は、主に土地・建物等の売却によるものであります。

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

固定資産売却益は、主に土地・建物等の売却によるものであります。

4 減損損失

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

減損損失は、国内及び海外の固定資産に係る減損損失であります。

国内は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	種類	場所
事業用資産	建物及び構築物、工具、器具及び備品	東京都中央区他
遊休資産等	工具、器具及び備品、投資不動産等	神奈川県横浜市

当社グループは事業用資産において、事業区分をもとに、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位ごとに、遊休資産等においては、個別物件単位で資産のグルーピングを行っております。

その結果、事業用資産については、主に退去が予定されているグループの資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を特別損失に計上しております。その内訳は、建物及び構築物78百万円、工具、器具及び備品1百万円であります。

遊休資産等については、主に売却が予定されているグループの資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を特別損失に計上しております。その内訳は、工具、器具及び備品10百万円、投資不動産等19百万円であります。

海外は、主にインドネシア子会社の収益性の低下による減少額を特別損失に計上しております。

その内訳は、建物及び構築物263百万円、機械装置及び運搬具2百万円、工具、器具及び備品1百万円、長期前払費用81百万円であります。

なお、回収可能価額は正味売却価額により算出しており、売却予定価額を基に評価しております。

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

減損損失は、国内及び海外の固定資産に係る減損損失であります。

国内は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	種類	場所
遊休資産等	建物及び構築物	神奈川県横浜市

当社グループは事業用資産において、事業区分をもとに、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位ごとに、遊休資産等においては、個別物件単位で資産のグルーピングを行っております。

その結果、遊休資産等については、閉鎖が予定されているグループの資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を特別損失に計上しております。その内訳は、建物及び構築物19百万円であります。

海外は、中国子会社で将来の使用見込みの無くなったグループの資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を特別損失に計上しております。その内訳は、ソフトウェア76百万円であります。

なお、回収可能価額は正味売却価額により算出しており、売却予定価額を基に評価しております。

5 災害による損失

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

災害による損失は、東日本大震災による損失であり、主として災害損失引当金繰入額922百万円、災害による操業休止期間中の固定費215百万円などであります。

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

該当事項はありません。

(連結包括利益計算書関係)

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

その他有価証券評価差額金

当期発生額	837百万円
組替調整額	5 "
税効果調整前	832百万円
税効果額	270 "
その他有価証券評価差額金	561百万円

為替換算調整勘定

当期発生額	11,945百万円
組替調整額	199 "
為替換算調整勘定	12,144百万円

持分法適用会社に対する持分相当額

当期発生額	18百万円
-------	-------

その他の包括利益合計 11,601百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	410,000		10,000	400,000
合計	410,000		10,000	400,000
自己株式				
普通株式	12,241	7	10,196	2,052
合計	12,241	7	10,196	2,052

- (注) 1 普通株式の発行済株式の株式数の減少10,000千株は、自己株式の消却によるものであります。
2 普通株式の自己株式の株式数の増加7千株は、単元未満株式の買取請求による増加であります。
3 普通株式の自己株式の株式数の減少10,196千株は、自己株式の消却10,000千株、ストックオプションの権利行使による195千株及び単元未満株式の買増請求による1千株であります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(千株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結 会計年度 期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結 会計年度末	
提出会社 (親会社)	ストックオプション としての新株予 約権					590	
合計						590	

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	9,943百万円	25円00銭	平成22年3月31日	平成22年6月28日
平成22年10月28日 取締役会	普通株式	9,946百万円	25円00銭	平成22年9月30日	平成22年12月3日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成23年6月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	9,948百万円	25円00銭	平成23年3月31日	平成23年6月27日

当連結会計年度(自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	400,000			400,000
合計	400,000			400,000
自己株式				
普通株式	2,052	1	52	2,002
合計	2,052	1	52	2,002

(注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加1千株は、単元未満株式の買取請求による増加であります。

2 普通株式の自己株式の株式数の減少52千株は、ストックオプションの権利行使による51千株及び単元未満株式の買増請求による1千株であります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(千株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結 会計年度 期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結 会計年度末	
提出会社 (親会社)	ストックオプション としての新株予 約権						668
合計							668

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成23年6月24日 定時株主総会	普通株式	9,948百万円	25円00銭	平成23年3月31日	平成23年6月27日
平成23年10月31日 取締役会	普通株式	9,949百万円	25円00銭	平成23年9月30日	平成23年12月5日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成24年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	9,949百万円	25円00銭	平成24年3月31日	平成24年6月27日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
現金及び預金勘定	90,006百万円	67,121百万円
有価証券勘定	15,051 "	26,716 "
計	105,057 "	93,838 "
預金期間が3ヵ月を超える 定期預金	14,834 "	9,516 "
償還期限が3ヵ月を超える 債券等	1,631 "	1,347 "
現金及び現金同等物	88,592 "	82,974 "

2 新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

平成22年3月8日に連結子会社としたベアエッセンシャルインコーポレーテッドについて、前連結会計年度には取得原価の配分が完了しておらず暫定的な会計処理を行っておりましたが、当連結会計年度に取得原価の配分が完了いたしました。これに伴い増加した現金及び現金同等物を「新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額」として計上しております。詳細は「企業結合等関係」注記をご参照下さい。

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

該当事項はありません。

3 重要な非資金取引の内容

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

当連結会計年度に新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額は、それぞれリース資産1,415百万円、リース債務1,415百万円であります。

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

当連結会計年度に新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額は、それぞれリース資産1,973百万円、リース債務1,973百万円であります。

[次へ](#)

(リース取引関係)

当社または連結子会社が借主側となる取引

1 ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

(ア)有形固定資産

主として、金型(工具、器具及び備品)、販売用什器(工具、器具及び備品)であります。

(イ)無形固定資産

ソフトウェアであります。

リース資産の減価償却の方法

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4 会計処理基準に関する事項 (2)重要な減価償却資産の減価償却の方法 リース資産」に記載のとおりであります。

2 オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
1年内	3,909百万円	4,233百万円
1年超	19,532 "	17,460 "
合計	23,441 "	21,693 "

当社または連結子会社が貸主側となる取引

1 ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2 オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
1年内	213百万円	213百万円
1年超	5,886 "	5,672 "
合計	6,099 "	5,886 "

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金や有価証券等に限定し、また、資金調達については銀行借入、コマーシャル・ペーパー及び社債等による方針であります。デリバティブは、外貨建債権債務の為替変動リスクや借入金の金利変動リスクを回避するために、債権債務残高及び実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。

投資有価証券は、主に取引先企業との業務に関連する株式等であり、市場価格の変動リスクに晒されております。リスク管理のため、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。

営業債務である支払手形、買掛金及び未払金は、1年以内の支払期日であります。

有利子負債のうち、短期借入金及びコマーシャル・ペーパーは主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金、社債及びリース債務は主に投融資、設備投資及び営業取引に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、このうち長期のものの一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引及び金利通貨スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。

デリバティブ取引は、外貨建債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした為替予約取引や通貨オプション取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引、並びに外貨建借入金に係る為替の変動リスク及び支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利通貨スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の「4. 会計処理基準に関する事項 (5) 重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、信用度の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や有利子負債は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次の表には含めておりません。(注2 参照)

前連結会計年度(平成23年3月31日)

	連結貸借対照表 計上額() (百万円)	時価() (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	90,006	90,006	
(2) 受取手形及び売掛金(貸倒引当金控除後)	102,063	102,063	
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	31,981	31,981	
(4) 支払手形、買掛金及び未払金	(81,752)	(81,752)	
(5) 短期借入金	(5,595)	(5,595)	
(6) 社債	(90,000)	(90,112)	112
(7) 長期借入金	(96,847)	(95,025)	1,822
(8) リース債務	(5,074)	(5,159)	84
(9) デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(38)	(38)	
ヘッジ会計が適用されているもの		(2,555)	2,555

() 負債に計上されているものについては、() で示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については() で示しております。

当連結会計年度(平成24年3月31日)

	連結貸借対照表 計上額() (百万円)	時価() (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	67,121	67,121	
(2) 受取手形及び売掛金(貸倒引当金控除後)	111,939	111,939	
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	43,806	43,806	
(4) 支払手形、買掛金及び未払金	(92,578)	(92,578)	
(5) 短期借入金	(1,989)	(1,989)	
(6) 社債	(90,000)	(90,764)	764
(7) 長期借入金	(88,751)	(86,624)	2,127
(8) リース債務	(4,412)	(4,500)	88
(9) デリバティブ取引 ヘッジ会計が適用されていないもの	(200)	(200)	
ヘッジ会計が適用されているもの		(2,874)	2,874

() 負債に計上されているものについては、() で示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については() で示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

有価証券はその他有価証券として保有しており、これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。なお、その他有価証券のうち、短期間で決済されるものは、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記をご参照ください。

(4) 支払手形、買掛金及び未払金、(5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格に基づき算定しております。

(7) 長期借入金

長期借入金の時価については、変動金利によるものは、市場金利を反映しており、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(8) リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定する方法によっております。

(9) デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記をご参照ください。

(注) 2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
子会社・関連会社株式	1,273	1,220
非上場株式	8,160	8,089
投資事業有限責任組合等	1,151	996

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もるには過大なコストを要すると見込まれます。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(注) 3 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(平成23年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	90,006			
受取手形及び売掛金	102,063			
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期のあるもの (社債)	554	300		4,500
その他有価証券のうち満期のあるもの (投資信託)	5,437			
その他有価証券のうち満期のあるもの (投資事業有限責任組合等)	155	996		
合計	198,218	1,296		4,500

当連結会計年度(平成24年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	67,121			
受取手形及び売掛金	111,939			
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期のあるもの (社債)	18,000	300		4,500
その他有価証券のうち満期のあるもの (投資信託)	2,655			
その他有価証券のうち満期のあるもの (投資事業有限責任組合等)	179	817		
合計	199,895	1,117		4,500

(注) 4 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(平成23年 3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
社債				50,000	40,000	
長期借入金	8,509	5,918	29,891	5,012	5,011	42,505
リース債務	2,256	1,425	898	341	144	8
合計	10,766	7,343	30,789	55,354	45,155	42,513

当連結会計年度(平成24年 3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
社債			50,000	40,000		
長期借入金	5,915	29,944	5,139	5,139	5,058	37,553
リース債務	1,830	1,251	623	385	95	225
合計	7,745	31,195	55,763	45,525	5,154	37,779

[次へ](#)

(有価証券関係)

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

その他有価証券

	種類	当連結会計年度 (平成23年3月31日)		
		連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	5,894	3,649	2,245
	(2) 債券 国債・地方債等	798	790	8
	社債 その他			
	(3) その他	5,113	4,997	115
	小計	11,806	9,437	2,369
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	5,129	5,994	864
	(2) 債券 国債・地方債等	3,060	4,054	994
	社債 その他			
	(3) その他	11,161	11,258	96
	小計	20,175	22,308	2,133
合計		31,981	31,745	236

(注) 決算日現在の時価が取得価額に比べて50%以上下落した場合には回復可能性はないものと判断し、30%以上50%未満下落した場合には、当該有価証券の発行会社の財政状態及び経営成績を勘案し、回復可能性を判断しております。

当連結会計年度中に売却したその他有価証券

種類	当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)		
	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	1,352	177	198
(2) 債券			
(3) その他	941		
合計	2,293	177	198

当連結会計年度中に減損処理を行ったその他有価証券

当連結会計年度において、その他有価証券で時価のある株式について1,586百万円、時価のない株式について2,608百万円の減損処理を行っております。

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

その他有価証券

	種類	当連結会計年度 (平成24年3月31日)		
		連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	8,131	5,446	2,684
	(2) 債券 国債・地方債等 社債 その他			
	(3) その他	2,606	2,412	194
	小計	10,737	7,859	2,878
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	3,401	4,304	902
	(2) 債券 国債・地方債等 社債 その他			
		2,891	3,800	908
		891	1,000	108
	(3) その他	25,884	25,986	102
	小計	33,068	35,090	2,022
合計		43,806	42,949	856

(注) 決算日現在の時価が取得価額に比べて50%以上下落した場合には回復可能性はないものと判断し、30%以上50%未満下落した場合には、当該有価証券の発行会社の財政状態及び経営成績を勘案し、回復可能性を判断しております。

当連結会計年度中に売却したその他有価証券

種類	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)		
	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	603	26	258
(2) 債券			
(3) その他	576		
合計	1,179	26	258

当連結会計年度中に減損処理を行ったその他有価証券

当連結会計年度において、その他有価証券で時価のある株式について7百万円、時価のない株式について65百万円の減損処理を行っております。

[前へ](#) [次へ](#)

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の 取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	4,497		4,521	24
	英ポンド	1,299		1,287	12
	豪ドル	62		66	4
	買建				
	米ドル	1,198		1,219	21
	ユーロ	425		423	2
合計					2

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(2) 金利関連

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の 取引	金利スワップ取引				
	受取変動・支払固定	1,628		41	41
合計					41

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

ヘッジ会計 の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利通貨スワップの 一体処理 (特例処理・振 当処理)	金利通貨スワップ取引				
	米ドル受取変動 日本円支払固定	外貨建長期 借入金	25,000	25,000	2,148

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(2) 金利関連

ヘッジ会計 の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップ の特例処理	金利スワップ取引				
	受取変動・支払固定	長期借入金	24,850	24,050	406

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
通貨関連

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の 取引	為替予約取引				
	売建 米ドル	3,501		3,661	159
	英ポンド	1,456		1,510	54
	豪ドル	77		82	5
	買建 米ドル	600		617	17
	ユーロ	302		303	1
合計					200

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

ヘッジ会計 の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利通貨スワップの 一体処理 (特例処理・振 当処理)	金利通貨スワップ取引				
	米ドル受取変動 日本円支払固定	外貨建長期 借入金	25,000	22,500	2,609

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(2) 金利関連

ヘッジ会計 の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップ の特例処理	金利スワップ取引				
	受取変動・支払固定	長期借入金	24,050	23,250	265

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

[前へ](#) [次へ](#)

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当社及び国内連結子会社は、退職給付制度として、企業年金基金制度、退職一時金制度のほかに確定拠出型制度、退職金前払い制度を設けております。なお、従業員の退職等に際して、支払時に退職給付費用として処理する割増退職金等を支払う場合があります。

また、一部の在外連結子会社は、確定給付型制度、退職一時金制度及び確定拠出型制度を設けております。

2 退職給付債務に関する事項

	前連結会計年度 (平成23年3月31日) (百万円)	当連結会計年度 (平成24年3月31日) (百万円)
退職給付債務	205,564	207,512
年金資産	159,367	159,254
未積立退職給付債務(+)	46,196	48,257
未認識数理計算上の差異	30,815	27,474
未認識過去勤務債務(注)1	1,344	357
連結貸借対照表計上額純額(+ +)	16,725	21,140
前払年金費用	24,560	20,948
退職給付引当金(-)	41,285	42,089

前連結会計年度
(平成23年3月31日)

当連結会計年度
(平成24年3月31日)

(注) 1 過去勤務債務の主な発生要因

- (1) 平成13年11月資生堂厚生年金基金の退職金制度を従来の給与を基礎とする制度から、資格に応じたポイントを付与する制度に変更しております。
- (2) 平成16年9月資生堂厚生年金基金の一部を退職一時金制度へ移行しております。

- 2 一部の国内連結子会社は退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

(注) 1 過去勤務債務の主な発生要因

平成16年9月資生堂厚生年金基金の一部を退職一時金制度へ移行しております。

- 2 同左

3 退職給付費用に関する事項

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日) (百万円)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日) (百万円)
勤務費用(注) 1、2、3	8,116	8,162
利息費用	5,098	5,135
期待運用収益	6,362	6,359
数理計算上の差異の費用処理額(注) 4	7,899	6,421
過去勤務債務の費用処理額(注) 5	1,782	1,099
退職給付費用(+ + + +)	12,968	12,259

前連結会計年度
(自 平成22年 4月 1日
至 平成23年 3月31日)

当連結会計年度
(自 平成23年 4月 1日
至 平成24年 3月31日)

- (注) 1 簡便法を採用している場合の退職給付費用は、「勤務費用」に計上しております。
- 2 確定拠出型制度の退職給付費用 1,104百万円は、「勤務費用」に計上しております。
- 3 割増退職金及び退職一時金の引当金を超過する額776百万円は、「勤務費用」に計上しております。
- 4 一部の在外連結子会社は数理計算上の差異について回廊アプローチを適用しております。
- 5 「2 退職給付債務に関する事項」(注) 1に記載の過去勤務債務に係る費用処理額であります。
- 6 上記退職給付費用以外に、退職金前払い制度として415百万円を計上しております。

- (注) 1 同左
- 2 確定拠出型制度の退職給付費用 1,199百万円は、「勤務費用」に計上しております。
- 3 割増退職金及び退職一時金の引当金を超過する額801百万円は、「勤務費用」に計上しております。
- 4 同左
- 5 同左
- 6 上記退職給付費用以外に、退職金前払い制度として411百万円を計上しております。

4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

	前連結会計年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	同左
割引率	主として2.5%	同左
期待運用収益率	主として4.0%	同左
過去勤務債務の額の処理年数	主として10年	同左
数理計算上の差異の処理年数	主として10年	同左

[前へ](#) [次へ](#)

(ストックオプション等関係)

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1 スtockオプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名
販売費及び一般管理費 194百万円

2 スtockオプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtockオプションの内容

		平成14年度ストックオプション		
		第1回新株予約権		
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名 当社執行役員 20名			
株式の種類別のストックオプションの数(注)	普通株式 578,000株			
付与日	平成14年7月16日			
権利確定条件	平成16年7月1日から平成24年6月26日に権利行使可能なストックオプション	平成17年7月1日から平成24年6月26日に権利行使可能なストックオプション	平成18年7月1日から平成24年6月26日に権利行使可能なストックオプション	
	付与日(平成14年7月16日)以降権利確定日(平成16年6月30日)まで継続して勤務していること、なお、新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。	付与日(平成14年7月16日)以降権利確定日(平成17年6月30日)まで継続して勤務していること、なお、新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。	付与日(平成14年7月16日)以降権利確定日(平成18年6月30日)まで継続して勤務していること、なお、新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。	
対象勤務期間	平成14年7月16日～平成16年6月30日	平成14年7月16日～平成17年6月30日	平成14年7月16日～平成18年6月30日	
権利行使期間	平成16年7月1日～平成24年6月26日。ただし、平成16年7月1日から平成17年6月30日においては割り当てられた新株予約権の数の3分の1を超えない範囲で1個の整数倍につき、平成17年7月1日から平成18年6月30日においては、1年目に行使した数とあわせて3分の2を超えない範囲で1個の整数倍につき、平成18年7月1日から平成24年6月26日においては割り当てられた新株予約権の全数につき行使することができる。			

(注) 株式数に換算して記載しております。

		平成15年度ストックオプション		
		第3回新株予約権		
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名 当社執行役員 25名			
株式の種類別のストックオプションの数(注)	普通株式 878,000株			
付与日	平成15年7月31日			
権利確定条件	平成17年7月1日から平成25年6月26日に権利行使可能なストックオプション	平成18年7月1日から平成25年6月26日に権利行使可能なストックオプション	平成19年7月1日から平成25年6月26日に権利行使可能なストックオプション	
	付与日(平成15年7月31日)以降権利確定日(平成17年6月30日)まで継続して勤務していること、なお、新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。	付与日(平成15年7月31日)以降権利確定日(平成18年6月30日)まで継続して勤務していること、なお、新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。	付与日(平成15年7月31日)以降権利確定日(平成19年6月30日)まで継続して勤務していること、なお、新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。	
対象勤務期間	平成15年7月31日～平成17年6月30日	平成15年7月31日～平成18年6月30日	平成15年7月31日～平成19年6月30日	
権利行使期間	平成17年7月1日～平成25年6月26日。ただし、平成17年7月1日から平成18年6月30日においては割り当てられた新株予約権の数の3分の1を超えない範囲で1個の整数倍につき、平成18年7月1日から平成19年6月30日においては、1年目に行使した数とあわせて3分の2を超えない範囲で1個の整数倍につき、平成19年7月1日から平成25年6月26日においては割り当てられた新株予約権の全数につき行使することができる。			

(注) 株式数に換算して記載しております。

平成16年度ストックオプション			
第6回新株予約権			
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名 当社執行役員 25名		
株式の種類別のストックオプションの数(注)	普通株式 1,004,000株		
付与日	平成16年7月26日		
権利確定条件	平成18年7月1日から平成26年6月28日に権利行使可能なストックオプション	平成19年7月1日から平成26年6月28日に権利行使可能なストックオプション	平成20年7月1日から平成26年6月28日に権利行使可能なストックオプション
	付与日(平成16年7月26日)以降権利確定日(平成18年6月30日)まで継続して勤務していること、なお、新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す、ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。		
対象勤務期間	平成16年7月26日～平成18年6月30日	平成16年7月26日～平成19年6月30日	平成16年7月26日～平成20年6月30日
権利行使期間	平成18年7月1日～平成26年6月28日、ただし、平成18年7月1日から平成19年6月30日においては割り当てられた新株予約権の数の3分の1を超えない範囲で1個の整数倍につき、平成19年7月1日から平成20年6月30日においては、1年目に行使した数とあわせて3分の2を超えない範囲で1個の整数倍につき、平成20年7月1日から平成26年6月28日においては割り当てられた新株予約権の全数につき行使することができる。		

(注) 株式数に換算して記載しております。

[前へ](#) [次へ](#)

平成17年度ストックオプション					
	第9回新株予約権	第10回新株予約権			第12回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 6名 当社執行役員 19名	当社取締役 7名 当社執行役員 19名			当社または関連グループ会社従業員 1,115名 関連グループ会社取締役 44名
株式の種類別のストックオプションの数(注)	普通株式 408,000株	普通株式 261,000株			普通株式 1,851,000株
付与日	平成17年7月28日	平成17年7月28日			平成17年11月7日
権利確定条件	<p>付与日(平成17年7月28日)以降権利確定日(平成20年3月31日)まで継続して勤務していること。なお、新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。</p> <p>平成17年7月28日から平成20年3月31日までの間に任期満了による退任、死亡等により当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も失った場合には、割り当てられた新株予約権の数を32で除し、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も失った日から平成20年3月31日までの残存月数(一月に満たない場合は切り捨て)を乗じた数(小数第1位以下は切り捨て)の新株予約権の権利行使はできないものとする。</p> <p>平成20年3月期決算における当社の連結売上高営業利益率の目標8%を基準とし、新株予約権の割当てを受けた者は、この目標値に対する実績値の達成率が90%以上であった場合に限り、その連結売上高営業利益率を8.8で除し、割り当てられた新株予約権の数に乘じた数(小数第1位以下は切り捨て)につき権利行使することができる。ただし、本計算式に用いる達成率は110%を上限とする。</p>	<p>平成19年7月1日から平成27年6月28日に権利行使可能なストックオプション</p> <p>付与日(平成17年7月28日)以降権利確定日(平成19年6月30日)まで継続して勤務していること。なお、新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。</p>	<p>平成20年7月1日から平成27年6月28日に権利行使可能なストックオプション</p> <p>付与日(平成17年7月28日)以降権利確定日(平成20年6月30日)まで継続して勤務していること。なお、新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。</p>	<p>平成21年7月1日から平成27年6月28日に権利行使可能なストックオプション</p> <p>付与日(平成17年7月28日)以降権利確定日(平成21年6月30日)まで継続して勤務していること。なお、新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。</p>	<p>付与日(平成17年11月7日)以降権利確定日(平成19年6月30日)まで継続して勤務していること。なお、新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社または関連グループ会社の取締役、執行役員、従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。</p>
対象勤務期間	平成17年7月28日～平成20年3月31日	平成17年7月28日～平成19年6月30日	平成17年7月28日～平成20年6月30日	平成17年7月28日～平成21年6月30日	平成17年11月7日～平成19年6月30日
権利行使期間	平成20年7月1日～平成23年6月30日	平成19年7月1日～平成27年6月28日、ただし、平成19年7月1日から平成20年6月30日においては割り当てられた新株予約権の数の3分の1を超えない範囲で1個の整数倍につき、平成20年7月1日から平成21年6月30日においては、1年目に行使した数とあわせて3分の2を超えない範囲で1個の整数倍につき、平成21年7月1日から平成27年6月28日においては割り当てられた新株予約権の全数につき行使することができる。			平成19年7月1日～平成22年6月30日

(注) 株式数に換算して記載しております。

[前へ](#) [次へ](#)

	平成18年度ストックオプション				
	第14回・第15回新株予約権		第16回・第17回新株予約権		
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3名 当社執行役員 3名		当社取締役 7名 当社執行役員 16名		
株式の種類別のストックオプションの数(注)	普通株式 21,000株		普通株式 141,000株		
付与日	平成18年8月23日		平成18年8月23日		
権利確定条件	付与日(平成18年8月23日)以降、権利確定日(平成20年3月31日)まで継続して勤務していること。なお、新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。 平成18年8月23日から平成20年3月31日までの間に任期満了による退任、死亡等により当社の取締役・執行役員のいずれの地位も失った場合には、割り当てられた新株予約権の数を20で除し、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も失った日から平成20年3月31日までの残存月数(一月に満たない場合は切り捨て)を乗じた数(小数第1位以下は切り捨て)の新株予約権の権利行使はできないものとする。 平成20年3月期決算における当社の連結売上高営業利益率の目標8%を基準とし、新株予約権の割当てを受けた者は、この目標値に対する実績値の達成率が90%以上であった場合に限り、その連結売上高営業利益率を8.8で除し、割り当てられた新株予約権の数に乘じた数(小数第1位以下は切り捨て)につき権利行使することができる。ただし、本計算式に用いる達成率は110%を上限とする。	平成20年8月1日から平成28年7月30日に権利行使可能なストックオプション	平成21年8月1日から平成28年7月30日に権利行使可能なストックオプション	平成22年8月1日から平成28年7月30日に権利行使可能なストックオプション	
		付与日(平成18年8月23日)以降権利確定日(平成20年7月31日)まで継続して勤務していること。なお、新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。	付与日(平成18年8月23日)以降権利確定日(平成21年7月31日)まで継続して勤務していること。なお、新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。	付与日(平成18年8月23日)以降権利確定日(平成22年7月31日)まで継続して勤務していること。なお、新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。	
対象勤務期間	平成18年8月23日～平成20年3月31日		平成18年8月23日～平成20年7月31日	平成18年8月23日～平成21年7月31日	平成18年8月23日～平成22年7月31日
権利行使期間	平成20年7月1日～平成23年6月30日		平成20年8月1日～平成28年7月30日。ただし、平成20年8月1日から平成21年7月31日においては割り当てられた新株予約権の数の3分の1を超えない範囲で1個の整数倍につき、平成21年8月1日から平成22年7月31日においては、1年目に行使した数とあわせて3分の2を超えない範囲で1個の整数倍につき、平成22年8月1日から平成28年7月30日においては割り当てられた新株予約権の数の全数につき権利行使することができる。		

(注) 株式数に換算して記載しております。

	平成19年度ストックオプション			
	第19回新株予約権	第20回・第21回新株予約権		
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員 5名	当社取締役 7名 当社執行役員 14名		
株式の種類別のストックオプションの数(注)	普通株式 15,000株	普通株式 159,000株		
付与日	平成19年8月23日	平成19年8月23日		
権利確定条件	<p>付与日(平成19年8月23日)以降、権利確定日(平成20年3月31日)まで継続して勤務していること。なお、新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。</p> <p>平成19年8月23日から平成20年3月31日までの間に任期満了による退任、死亡等により当社の取締役・執行役員のいずれの地位も失った場合には、割り当てられた新株予約権の数を8で除し、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も失った日から平成20年3月31日までの残存月数(一月に満たない場合は切り捨て)を乗じた数(小数第1位以下は切り捨て)の新株予約権の権利行使はできないものとする。</p> <p>平成20年3月期決算における当社の連結売上高営業利益率の目標8%を基準とし、新株予約権の割当てを受けた者は、この目標値に対する実績値の達成率が90%以上であった場合に限り、その連結売上高営業利益率を8.8で除し、割り当てられた新株予約権の数に乘じた数(小数第1位以下は切り捨て)につき権利行使することができる。ただし、本計算式に用いる達成率は110%を上限とする。</p>	平成21年8月1日から平成29年7月30日に権利行使可能なストックオプション	平成22年8月1日から平成29年7月30日に権利行使可能なストックオプション	平成23年8月1日から平成29年7月30日に権利行使可能なストックオプション
		<p>付与日(平成19年8月23日)以降権利確定日(平成21年7月31日)まで継続して勤務していること。なお、新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。</p>	<p>付与日(平成19年8月23日)以降権利確定日(平成22年7月31日)まで継続して勤務していること。なお、新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。</p>	<p>付与日(平成19年8月23日)以降権利確定日(平成23年7月31日)まで継続して勤務していること。なお、新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。</p>
対象勤務期間	平成19年8月23日～平成20年3月31日	平成19年8月23日～平成21年7月31日	平成19年8月23日～平成22年7月31日	平成19年8月23日～平成23年7月31日
権利行使期間	平成20年7月1日～平成23年6月30日	平成21年8月1日～平成29年7月30日。ただし、平成21年8月1日から平成22年7月31日においては割り当てられた新株予約権の数の3分の1を超えない範囲で1個の整数倍につき、平成22年8月1日から平成23年7月31日においては、1年目に行使した数とあわせて3分の2を超えない範囲で1個の整数倍につき、平成23年8月1日から平成29年7月30日においては割り当てられた新株予約権の数の全数につき権利行使することができる。		

(注) 株式数に換算して記載しております。

	平成20年度ストックオプション
	第22回・第23回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 6名 当社執行役員 13名
株式の種類別のストックオプションの数(注)	普通株式 86,000株
付与日	平成20年8月21日
権利確定条件	付与日(平成20年8月21日)以降権利確定日(平成23年7月31日)まで継続して勤務していること、なお、新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても当社の取締役又は執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。
対象勤務期間	平成20年8月21日～平成23年7月31日
権利行使期間	平成23年8月1日～平成30年7月30日

(注) 株式数に換算して記載しております。

	平成21年度ストックオプション
	第24回・第25回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 8名 当社執行役員 11名
株式の種類別のストックオプションの数(注)	普通株式 134,900株
付与日	平成21年8月28日
権利確定条件	付与日(平成21年8月28日)以降権利確定日(平成24年7月31日)まで継続して勤務していること、なお、新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても当社の取締役又は執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。
対象勤務期間	平成21年8月28日～平成24年7月31日
権利行使期間	平成24年8月1日～平成31年7月31日

(注) 株式数に換算して記載しております。

	平成22年度ストックオプション
	第26回・第27回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 6名 当社執行役員 12名
株式の種類別のストックオプションの数(注)	普通株式 105,900株
付与日	平成22年8月30日
権利確定条件	付与日(平成22年8月30日)以降権利確定日(平成25年7月31日)まで継続して勤務していること、なお、新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても当社の取締役又は執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。
対象勤務期間	平成22年8月30日～平成25年7月31日
権利行使期間	平成25年8月1日～平成32年7月31日

(注) 株式数に換算して記載しております。

[前へ](#) [次へ](#)

(2) ストックオプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストックオプションを対象とし、ストックオプションの数については、株式数に換算して記載しております。

	平成14年度 ストックオプション	平成15年度 ストックオプション	平成16年度 ストックオプション
	第1回 新株予約権	第3回 新株予約権	第6回 新株予約権
ストックオプションの数			
権利確定前(株)			
前連結会計年度末			
付与			
失効			
権利確定			
未確定残			
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	210,000	109,000	499,000
権利確定			
権利行使	14,000	4,000	38,000
失効			
未行使残	196,000	105,000	461,000
単価情報			
権利行使価格(円)	1,669	1,287	1,427
行使時平均株価(円)	1,943	1,650	1,830
付与日における公正な 評価単価(円)			

	平成17年度ストックオプション		
	第9回 新株予約権	第10回 新株予約権	第12回 新株予約権
ストックオプションの数			
権利確定前(株)			
前連結会計年度末			
付与			
失効			
権利確定			
未確定残			
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	73,000	258,000	602,000
権利確定			
権利行使	68,000	12,000	44,000
失効			558,000
未行使残	5,000	246,000	
単価情報			
権利行使価格(円)	1	1,481	1,896
行使時平均株価(円)	1,756	1,665	1,898
付与日における公正な 評価単価(円)			

	平成18年度ストックオプション			
	第14回新株予約権	第15回新株予約権	第16回新株予約権	第17回新株予約権
ストックオプションの数				
権利確定前(株)				
前連結会計年度末			25,000	35,000
付与				
失効				
権利確定			25,000	35,000
未確定残				
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	2,000	6,000	42,000	39,000
権利確定			25,000	35,000
権利行使	2,000	6,000		
失効				
未行使残			67,000	74,000
単価情報				
権利行使価格(円)	1	1	2,300	2,300
行使時平均株価(円)	1,665	1,787		
付与日における公正な評価単価(円)	2,204	2,204	504, 533, 555 (注)	504, 533, 555 (注)

	平成19年度ストックオプション		
	第19回新株予約権	第20回新株予約権	第21回新株予約権
ストックオプションの数			
権利確定前(株)			
前連結会計年度末		56,000	57,000
付与			
失効			
権利確定		27,000	22,000
未確定残		29,000	35,000
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	8,000	25,000	21,000
権利確定		27,000	22,000
権利行使	7,000		
失効			
未行使残	1,000	52,000	43,000
単価情報			
権利行使価格(円)	1	2,615	2,615
行使時平均株価(円)	1,840		
付与日における公正な評価単価(円)	2,372	418, 441, 494 (注)	418, 441, 494 (注)

	平成20年度ストックオプション		平成21年度ストックオプション	
	第22回新株予約権	第23回新株予約権	第24回新株予約権	第25回新株予約権
ストックオプションの数				
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	46,000	40,000	81,400	53,500
付与				
失効				
権利確定				
未確定残	46,000	40,000	81,400	53,500
権利確定後(株)				
前連結会計年度末				
権利確定				
権利行使				
失効				
未行使残				
単価情報				
権利行使価格(円)	1	1	1	1
行使時平均株価(円)				
付与日における公正な評価単価(円)	2,381	2,381	1,468	1,468

	平成22年度ストックオプション	
	第26回新株予約権	第27回新株予約権
ストックオプションの数		
権利確定前(株)		
前連結会計年度末		
付与	59,100	46,800
失効		
権利確定		
未確定残	59,100	46,800
権利確定後(株)		
前連結会計年度末		
権利確定		
権利行使		
失効		
未行使残		
単価情報		
権利行使価格(円)	1	1
行使時平均株価(円)		
付与日における公正な評価単価(円)	1,757	1,757

(注) 権利行使期間開始日ごとに個別のストックオプションとして公正な評価単価を算定しております。

3 ストックオプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成22年度ストックオプションの公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(1) 使用した評価技法 Hull-White型の修正二項モデル

(2) 主な基礎数値及び見積方法

	平成22年度ストックオプション (第26・27回新株予約権)
株価変動性(注)1	27.4%
予想残存期間(注)2	2年11ヶ月
予想配当(注)3	50円/株
無リスク利率(注)4	1.05%
行使倍率(注)5	2.00倍

(注)1 付与日から満期までの期間である9年11ヶ月間(平成12年9月18日の週から平成22年8月23日の週末)の株価実績に基づき、週次で算定しております。

2 権利行使可能となる日(平成25年8月1日)にすぐに権利行使が行われることを前提として算出しております。

3 平成22年3月期の配当実績によっております。

4 付与日から満期までの期間に対応する期間の国債利回りであります。

5 権利行使価格が1円のため、株価が2円以上であれば行使されるとして設定しております。

4 ストックオプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

[前へ](#) [次へ](#)

当連結会計年度(自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)

1 ストックオプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名
販売費及び一般管理費 170百万円

2 ストックオプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストックオプションの内容

平成14年度ストックオプション			
第1回新株予約権			
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名 当社執行役員 20名		
株式の種類別のストックオプションの数(注)	普通株式 578,000株		
付与日	平成14年 7月16日		
権利確定条件	平成16年 7月 1日から平成24年 6月26日に権利行使可能なストックオプション	平成17年 7月 1日から平成24年 6月26日に権利行使可能なストックオプション	平成18年 7月 1日から平成24年 6月26日に権利行使可能なストックオプション
	付与日(平成14年 7月16日)以降権利確定日(平成16年 6月30日)まで継続して勤務していること、なお、新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。	付与日(平成14年 7月16日)以降権利確定日(平成17年 6月30日)まで継続して勤務していること、なお、新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。	付与日(平成14年 7月16日)以降権利確定日(平成18年 6月30日)まで継続して勤務していること、なお、新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。
対象勤務期間	平成14年 7月16日～平成16年 6月30日	平成14年 7月16日～平成17年 6月30日	平成14年 7月16日～平成18年 6月30日
権利行使期間	平成16年 7月 1日～平成24年 6月26日。ただし、平成16年 7月 1日から平成17年 6月30日においては割り当てられた新株予約権の数の3分の1を超えない範囲で1個の整数倍につき、平成17年 7月 1日から平成18年 6月30日においては、1年目に行使した数とあわせて3分の2を超えない範囲で1個の整数倍につき、平成18年 7月 1日から平成24年 6月26日においては割り当てられた新株予約権の全数につき行使することができる。		

(注) 株式数に換算して記載しております。

平成15年度ストックオプション			
第3回新株予約権			
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名 当社執行役員 25名		
株式の種類別のストックオプションの数(注)	普通株式 878,000株		
付与日	平成15年 7月31日		
権利確定条件	平成17年 7月 1日から平成25年 6月26日に権利行使可能なストックオプション	平成18年 7月 1日から平成25年 6月26日に権利行使可能なストックオプション	平成19年 7月 1日から平成25年 6月26日に権利行使可能なストックオプション
	付与日(平成15年 7月31日)以降権利確定日(平成17年 6月30日)まで継続して勤務していること、なお、新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。	付与日(平成15年 7月31日)以降権利確定日(平成18年 6月30日)まで継続して勤務していること、なお、新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。	付与日(平成15年 7月31日)以降権利確定日(平成19年 6月30日)まで継続して勤務していること、なお、新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。
対象勤務期間	平成15年 7月31日～平成17年 6月30日	平成15年 7月31日～平成18年 6月30日	平成15年 7月31日～平成19年 6月30日
権利行使期間	平成17年 7月 1日～平成25年 6月26日。ただし、平成17年 7月 1日から平成18年 6月30日においては割り当てられた新株予約権の数の3分の1を超えない範囲で1個の整数倍につき、平成18年 7月 1日から平成19年 6月30日においては、1年目に行使した数とあわせて3分の2を超えない範囲で1個の整数倍につき、平成19年 7月 1日から平成25年 6月26日においては割り当てられた新株予約権の全数につき行使することができる。		

(注) 株式数に換算して記載しております。

平成16年度ストックオプション			
第6回新株予約権			
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名 当社執行役員 25名		
株式の種類別のストックオプションの数(注)	普通株式 1,004,000株		
付与日	平成16年7月26日		
権利確定条件	平成18年7月1日から平成26年6月28日に権利行使可能なストックオプション	平成19年7月1日から平成26年6月28日に権利行使可能なストックオプション	平成20年7月1日から平成26年6月28日に権利行使可能なストックオプション
	付与日(平成16年7月26日)以降権利確定日(平成18年6月30日)まで継続して勤務していること、なお、新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す、ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。	付与日(平成16年7月26日)以降権利確定日(平成19年6月30日)まで継続して勤務していること、なお、新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す、ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。	付与日(平成16年7月26日)以降権利確定日(平成20年6月30日)まで継続して勤務していること、なお、新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す、ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。
対象勤務期間	平成16年7月26日～平成18年6月30日	平成16年7月26日～平成19年6月30日	平成16年7月26日～平成20年6月30日
権利行使期間	平成18年7月1日～平成26年6月28日、ただし、平成18年7月1日から平成19年6月30日においては割り当てられた新株予約権の数の3分の1を超えない範囲で1個の整数倍につき、平成19年7月1日から平成20年6月30日においては、1年目に行使した数とあわせて3分の2を超えない範囲で1個の整数倍につき、平成20年7月1日から平成26年6月28日においては割り当てられた新株予約権の全数につき行使することができる。		

(注) 株式数に換算して記載しております。

[前へ](#) [次へ](#)

平成17年度ストックオプション				
	第9回新株予約権	第10回新株予約権		
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 6名 当社執行役員 19名	当社取締役 7名 当社執行役員 19名		
株式の種類別のストックオプションの数(注)	普通株式 408,000株	普通株式 261,000株		
付与日	平成17年7月28日	平成17年7月28日		
権利確定条件	<p>付与日(平成17年7月28日)以降権利確定日(平成20年3月31日)まで継続して勤務していること。なお、新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。</p> <p>平成17年7月28日から平成20年3月31日までの間に任期満了による退任、死亡等により当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も失った場合には、割り当てられた新株予約権の数を32で除し、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も失った日から平成20年3月31日までの残存月数(一月に満たない場合は切り捨て)を乗じた数(小数第1位以下は切り捨て)の新株予約権の権利行使はできないものとする。</p> <p>平成20年3月期決算における当社の連結売上高営業利益率の目標8%を基準とし、新株予約権の割当てを受けた者は、この目標値に対する実績値の達成率が90%以上であった場合に限り、その連結売上高営業利益率を8.8で除し、割り当てられた新株予約権の数に乘じた数(小数第1位以下は切り捨て)につき権利行使することができる。ただし、本計算式に用いる達成率は110%を上限とする。</p>	平成19年7月1日から平成27年6月28日に権利行使可能なストックオプション	平成20年7月1日から平成27年6月28日に権利行使可能なストックオプション	平成21年7月1日から平成27年6月28日に権利行使可能なストックオプション
		付与日(平成17年7月28日)以降権利確定日(平成19年6月30日)まで継続して勤務していること。なお、新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。	付与日(平成17年7月28日)以降権利確定日(平成20年6月30日)まで継続して勤務していること。なお、新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。	付与日(平成17年7月28日)以降権利確定日(平成21年6月30日)まで継続して勤務していること。なお、新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。
対象勤務期間	平成17年7月28日～平成20年3月31日	平成17年7月28日～平成19年6月30日	平成17年7月28日～平成20年6月30日	平成17年7月28日～平成21年6月30日
権利行使期間	平成20年7月1日～平成23年6月30日	平成19年7月1日～平成27年6月28日、ただし、平成19年7月1日から平成20年6月30日においては割り当てられた新株予約権の数の3分の1を超えない範囲で1個の整数倍につき、平成20年7月1日から平成21年6月30日においては、1年目に行使した数とあわせて3分の2を超えない範囲で1個の整数倍につき、平成21年7月1日から平成27年6月28日においては割り当てられた新株予約権の全数につき行使することができる。		

(注) 株式数に換算して記載しております。

[前へ](#) [次へ](#)

平成18年度ストックオプション			
第16回・第17回新株予約権			
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名 当社執行役員 16名		
株式の種類別のストックオプションの数(注)	普通株式 141,000株		
付与日	平成18年 8月23日		
権利確定条件	平成20年 8月 1日から平成28年 7月30日に権利行使可能なストックオプション	平成21年 8月 1日から平成28年 7月30日に権利行使可能なストックオプション	平成22年 8月 1日から平成28年 7月30日に権利行使可能なストックオプション
	付与日(平成18年 8月23日)以降権利確定日(平成20年 7月31日)まで継続して勤務していること、なお、新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す、ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。	付与日(平成18年 8月23日)以降権利確定日(平成21年 7月31日)まで継続して勤務していること、なお、新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す、ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。	付与日(平成18年 8月23日)以降権利確定日(平成22年 7月31日)まで継続して勤務していること、なお、新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す、ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。
対象勤務期間	平成18年 8月23日～平成20年 7月31日	平成18年 8月23日～平成21年 7月31日	平成18年 8月23日～平成22年 7月31日
権利行使期間	平成20年 8月 1日～平成28年 7月30日。ただし、平成20年 8月 1日から平成21年 7月31日においては割り当てられた新株予約権の数の3分の1を超えない範囲で1個の整数倍につき、平成21年 8月 1日から平成22年 7月31日においては、1年目に行使した数とあわせて3分の2を超えない範囲で1個の整数倍につき、平成22年 8月 1日から平成28年 7月30日においては割り当てられた新株予約権の数の全数につき権利行使することができる。		

(注) 株式数に換算して記載しております。

	平成19年度ストックオプション			
	第19回新株予約権	第20回・第21回新株予約権		
付与対象者の区分及び人数	当社執行役員 5名	当社取締役 7名 当社執行役員 14名		
株式の種類別のストックオプションの数(注)	普通株式 15,000株	普通株式 159,000株		
付与日	平成19年8月23日	平成19年8月23日		
権利確定条件	<p>付与日(平成19年8月23日)以降、権利確定日(平成20年3月31日)まで継続して勤務していること。なお、新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。</p> <p>平成19年8月23日から平成20年3月31日までの間に任期満了による退任、死亡等により当社の取締役・執行役員のいずれの地位も失った場合には、割り当てられた新株予約権の数を8で除し、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位も失った日から平成20年3月31日までの残存月数(一月に満たない場合は切り捨て)を乗じた数(小数第1位以下は切り捨て)の新株予約権の権利行使はできないものとする。</p> <p>平成20年3月期決算における当社の連結売上高営業利益率の目標8%を基準とし、新株予約権の割当てを受けた者は、この目標値に対する実績値の達成率が90%以上であった場合に限り、その連結売上高営業利益率を8.8で除し、割り当てられた新株予約権の数に乘じた数(小数第1位以下は切り捨て)につき権利行使することができる。ただし、本計算式に用いる達成率は110%を上限とする。</p>	平成21年8月1日から平成29年7月30日に権利行使可能なストックオプション	平成22年8月1日から平成29年7月30日に権利行使可能なストックオプション	平成23年8月1日から平成29年7月30日に権利行使可能なストックオプション
		付与日(平成19年8月23日)以降権利確定日(平成21年7月31日)まで継続して勤務していること。なお、新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。	付与日(平成19年8月23日)以降権利確定日(平成22年7月31日)まで継続して勤務していること。なお、新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。	付与日(平成19年8月23日)以降権利確定日(平成23年7月31日)まで継続して勤務していること。なお、新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社の取締役または執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。
対象勤務期間	平成19年8月23日～平成20年3月31日	平成19年8月23日～平成21年7月31日	平成19年8月23日～平成22年7月31日	平成19年8月23日～平成23年7月31日
権利行使期間	平成20年7月1日～平成23年6月30日	平成21年8月1日～平成29年7月30日。ただし、平成21年8月1日から平成22年7月31日においては割り当てられた新株予約権の数の3分の1を超えない範囲で1個の整数倍につき、平成22年8月1日から平成23年7月31日においては、1年目に行使した数とあわせて3分の2を超えない範囲で1個の整数倍につき、平成23年8月1日から平成29年7月30日においては割り当てられた新株予約権の数の全数につき権利行使することができる。		

(注) 株式数に換算して記載しております。

	平成20年度ストックオプション
	第22回・第23回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 6名 当社執行役員 13名
株式の種類別のストックオプションの数(注)	普通株式 86,000株
付与日	平成20年8月21日
権利確定条件	付与日(平成20年8月21日)以降権利確定日(平成23年7月31日)まで継続して勤務していること、なお、新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても当社の取締役又は執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。
対象勤務期間	平成20年8月21日～平成23年7月31日
権利行使期間	平成23年8月1日～平成30年7月30日

(注) 株式数に換算して記載しております。

	平成21年度ストックオプション
	第24回・第25回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 8名 当社執行役員 11名
株式の種類別のストックオプションの数(注)	普通株式 134,900株
付与日	平成21年8月28日
権利確定条件	付与日(平成21年8月28日)以降権利確定日(平成24年7月31日)まで継続して勤務していること、なお、新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても当社の取締役又は執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。
対象勤務期間	平成21年8月28日～平成24年7月31日
権利行使期間	平成24年8月1日～平成31年7月31日

(注) 株式数に換算して記載しております。

	平成22年度ストックオプション
	第26回・第27回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 6名 当社執行役員 12名
株式の種類別のストックオプションの数(注)	普通株式 105,900株
付与日	平成22年8月30日
権利確定条件	付与日(平成22年8月30日)以降権利確定日(平成25年7月31日)まで継続して勤務していること、なお、新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても当社の取締役又は執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。
対象勤務期間	平成22年8月30日～平成25年7月31日
権利行使期間	平成25年8月1日～平成32年7月31日

(注) 株式数に換算して記載しております。

	平成23年度ストックオプション
	第28回・第29回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名 当社執行役員 12名
株式の種類別のストックオプションの数(注)	普通株式 154,400株
付与日	平成23年8月30日
権利確定条件	付与日(平成23年8月30日)以降権利確定日(平成26年7月31日)まで継続して勤務していること。なお、新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても当社の取締役又は執行役員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。
対象勤務期間	平成23年8月30日～平成26年7月31日
権利行使期間	平成26年8月1日～平成38年7月31日

(注) 株式数に換算して記載しております。

[前へ](#) [次へ](#)

(2) ストックオプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストックオプションを対象とし、ストックオプションの数については、株式数に換算して記載しております。

	平成14年度 ストックオプション	平成15年度 ストックオプション	平成16年度 ストックオプション
	第1回 新株予約権	第3回 新株予約権	第6回 新株予約権
ストックオプションの数			
権利確定前(株)			
前連結会計年度末			
付与			
失効			
権利確定			
未確定残			
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	196,000	105,000	461,000
権利確定			
権利行使		1,000	6,000
失効			
未行使残	196,000	104,000	455,000
単価情報			
権利行使価格(円)	1,669	1,287	1,427
行使時平均株価(円)		1,385	1,455
付与日における公正な 評価単価(円)			

	平成17年度ストックオプション	
	第9回 新株予約権	第10回 新株予約権
ストックオプションの数		
権利確定前(株)		
前連結会計年度末		
付与		
失効		
権利確定		
未確定残		
権利確定後(株)		
前連結会計年度末	5,000	246,000
権利確定		
権利行使	5,000	
失効		
未行使残		246,000
単価情報		
権利行使価格(円)	1	1,481
行使時平均株価(円)	1,366	
付与日における公正な 評価単価(円)		

	平成18年度ストックオプション	
	第16回 新株予約権	第17回 新株予約権
ストックオプションの数		
権利確定前(株)		
前連結会計年度末		
付与		
失効		
権利確定		
未確定残		
権利確定後(株)		
前連結会計年度末	67,000	74,000
権利確定		
権利行使		
失効		
未行使残	67,000	74,000
単価情報		
権利行使価格(円)	2,300	2,300
行使時平均株価(円)		
付与日における公正な 評価単価(円)	504,533,555 (注)	504,533,555 (注)

	平成19年度ストックオプション		
	第19回新株予約権	第20回新株予約権	第21回新株予約権
ストックオプションの数			
権利確定前(株)			
前連結会計年度末		29,000	35,000
付与			
失効			
権利確定		29,000	35,000
未確定残			
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	1,000	52,000	43,000
権利確定		29,000	35,000
権利行使	1,000		
失効			
未行使残		81,000	78,000
単価情報			
権利行使価格(円)	1	2,615	2,615
行使時平均株価(円)	1,424		
付与日における公正な 評価単価(円)	2,372	418,441,494 (注)	418,441,494 (注)

	平成20年度ストックオプション		平成21年度ストックオプション	
	第22回新株予約権	第23回新株予約権	第24回新株予約権	第25回新株予約権
ストックオプションの数				
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	46,000	40,000	81,400	53,500
付与				
失効				
権利確定	46,000	40,000		
未確定残			81,400	53,500
権利確定後(株)				
前連結会計年度末				
権利確定	46,000	40,000		
権利行使	28,000	10,000		
失効				
未行使残	18,000	30,000		
単価情報				
権利行使価格(円)	1	1	1	1
行使時平均株価(円)	1,401	1,378		
付与日における公正な評価単価(円)	2,381	2,381	1,468	1,468

	平成22年度ストックオプション		平成23年度ストックオプション	
	第26回新株予約権	第27回新株予約権	第28回新株予約権	第29回新株予約権
ストックオプションの数				
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	59,100	46,800		
付与			90,800	63,600
失効				
権利確定				
未確定残	59,100	46,800	90,800	63,600
権利確定後(株)				
前連結会計年度末				
権利確定				
権利行使				
失効				
未行使残				
単価情報				
権利行使価格(円)	1	1	1	1
行使時平均株価(円)				
付与日における公正な評価単価(円)	1,757	1,757	1,294	1,294

(注) 権利行使期間開始日ごとに個別のストックオプションとして公正な評価単価を算定しております。

3 ストックオプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成23年度ストックオプションの公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(1)使用した評価技法 Hull-White型の修正二項モデル

(2)主な基礎数値及び見積方法

	平成23年度ストックオプション (第28・29回新株予約権)
株価変動性(注)1	27.5%
予想残存期間(注)2	2年11ヶ月
予想配当(注)3	50円/株
無リスク利率(注)4	1.65%
行使倍率(注)5	2.00倍

(注)1 付与日から満期までの期間である14年11ヶ月間(平成8年9月30日の週から平成23年8月22日の週まで)の株価実績に基づき、週次で算定しております。

2 権利行使可能となる日(平成26年8月1日)にすぐに権利行使が行われることを前提として算出しております。

3 平成23年3月期の配当実績によっております。

4 付与日から満期までの期間に対応する期間の国債利回りであります。

5 権利行使価格が1円のため、株価が2円以上であれば行使されるとして設定しております。

4 ストックオプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

[前へ](#) [次へ](#)

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
繰延税金資産		
たな卸資産	9,203百万円	8,249百万円
退職給付引当金	6,293 "	7,306 "
未払費用	4,777 "	5,317 "
賞与引当金	4,240 "	4,638 "
金融資産評価損	5,075 "	3,766 "
減価償却費	7,015 "	3,761 "
たな卸資産、固定資産等の 未実現利益	6,817 "	2,213 "
税務上の繰越欠損金	3,145 "	1,512 "
返品調整引当金	1,561 "	1,469 "
未払事業税等	570 "	243 "
その他	3,915 "	4,528 "
繰延税金資産小計	52,616 "	43,007 "
評価性引当額	4,131 "	3,117 "
繰延税金資産合計	48,484 "	39,889 "
繰延税金負債		
のれん及びその他の無形固定資産	28,158 "	25,393 "
買換資産圧縮積立金	966 "	832 "
子会社の留保利益金	621 "	727 "
その他有価証券評価差額金	258 "	510 "
資産除去債務に対応する除去費用	123 "	94 "
その他	652 "	2,029 "
繰延税金負債合計	30,780 "	29,587 "
繰延税金資産の純額	17,703 "	10,302 "

(注) 1 当連結会計年度における繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
流動資産 - 繰延税金資産	27,318百万円	19,860百万円
固定資産 - 繰延税金資産	19,577 "	18,084 "
流動負債 - 繰延税金負債	25 "	20 "
固定負債 - 繰延税金負債	29,165 "	27,622 "
繰延税金資産の純額	17,703 "	10,302 "

2 当社グループの米州子会社における、店頭販売活動に関する見本品・販促物の会計処理は、従来、取得時に資産計上し、顧客へ出荷した時点で費用処理していましたが、グループ内の会計処理の統一を図るために、当連結会計年度より取得時費用処理に変更しました。当該会計処理の変更は遡及適用され、前連結会計年度の連結財務諸表について遡及処理しております。

この結果、遡及適用を行う前と比べて、前連結会計年度の連結貸借対照表のたな卸資産は1,724百万円減少し、流動資産の繰延税金資産は660百万円増加しております。

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
法定実効税率	41.0%	41.0%
(調整)		
交際費等永久に損金に 算入されない項目	1.7 "	1.4 "
受取配当金等永久に益金に 算入されない項目	4.4 "	0.7 "
未実現利益	6.5 "	9.2 "
税率変更による期末繰延税金資産の 減額修正	- "	7.1 "
子会社再編に係る影響	0.5 "	- "
税額控除	3.8 "	1.4 "
在外子会社との実効税率差異	4.5 "	1.7 "
評価性引当額の増減	0.5 "	3.0 "
その他	2.1 "	2.9 "
税効果会計適用後の法人税等の負担率	46.4 "	56.2 "

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

平成23年12月2日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が公布され、平成24年4月1日以降開始する連結会計年度より法人税率が変更されるとともに、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する連結会計年度については、復興特別法人税が課税されることとなりました。

これに伴い、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する連結会計年度において解消が見込まれる一時差異等については、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率を41%から38%に変更し、平成27年4月1日から開始する連結会計年度以降において解消が見込まれる一時差異については、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率を41%から36%に変更しております。

この変更により、当連結会計年度末の繰延税金資産の純額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は2,743百万円減少し、当連結会計年度に計上された法人税等調整額は2,782百万円、当連結会計年度末のその他有価証券評価差額金は39百万円、それぞれ増加しております。

(企業結合等関係)

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

(パーチェス法の適用)

当社は、平成22年3月8日、買収を目的として設立したBlush Acquisition Corporation(以下「BAC」)を通じてBare Escentuals, Inc.(ベアエッセンシャルインコーポレーテッド、以下「ベアエッセンシャル」)の発行済株式を現金による公開買付けにより取得し、ベアエッセンシャルを子会社としました。ベアエッセンシャル取得に続き、BACは、BACを消滅会社、ベアエッセンシャルを存続会社とするデラウェア州法に基づく吸収合併(簡易合併)を行いました。

連結子会社としたベアエッセンシャルについて、前連結会計年度には取得原価の配分が完了しておらず暫定的な会計処理を行っていましたが、当連結会計年度に取得原価の配分が完了いたしました。

1 被取得企業の取得原価及びその内訳

現金を対価とする公開買付け等による株式取得額	1,633,296千米ドル
ベアエッセンシャル従業員に対する ストック・オプションの買取費用	66,970 "
条件付取得対価	30,411 "
取得原価	1,730,677 "

2 契約に規定される条件付取得対価の内容及びそれらの今後の会計方針

条件付取得対価の内容

平成23年度より、契約に基づき一定期間経過後に支払われるものであります。

会計方針

上記条件付取得対価につきましては、米国会計基準に基づき認識いたしました。

3 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

発生したのれんの金額

91,503百万円

発生原因

今後の事業展開によって期待されるシナジーを含む将来の超過収益力から発生したものであります。

償却方法及び償却期間

20年間にわたる定額法

4 連結財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

平成22年3月8日から平成22年12月31日まで

5 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	34,690百万円
固定資産	179,800 "
資産計	214,490 "
流動負債	5,701 "
固定負債	52,305 "
負債計	58,006 "

取得原価の配分において、のれん以外の無形固定資産に
配分されたもののうち、主なものは下記のとおりであります。

顧客関連無形資産（10年償却）	40,300百万円
商標権（主に非償却）	39,985 "

(注)上記邦貨額は企業結合日の為替レート（90.42円/米ドル）で換算しております。従って、連結貸借
対照表ののれんに含まれている当該企業結合により発生したのれんの金額は、3 . に記載の発生し
たのれんの金額とは一致しておりません。

6 企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及
ぼす影響の概算額

売上高	8,099百万円
営業損失（ ）	190 "

(概算額の算定方法及び重要な前提条件)

本企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定して算出された売上高及び損益情報と当社の
連結損益計算書における売上高及び損益情報との差額を、影響の概算額としております。なお、当該
差額には連結会計年度の開始の日から企業結合日までの期間に相当する顧客関連無形資産及びのれ
んの償却額が計上されており、ベアエッセシャルが本企業結合にあたり任命したファイナンシャル
・アドバイザーに支払ったアドバイザー費用及び連結会計年度開始の日から企業結合日までの
期間にベアエッセシャルが従業員に対して支払ったストック・オプションの買取費用は含まれて
おりません。

上記邦貨額は平成22年1月1日から平成22年3月31日までの期間に基づく期中平均為替レート
（90.71円/米ドル）で換算しております。

当該注記は監査証明を受けておりません。

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

該当事項はありません。

[前へ](#)

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、主に化粧品を製造・販売しており、国内・グローバルのエリア別を基本とした事業部制のもと、本社事業部が各事業の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。したがって、当社のセグメントはエリア別で構成されており、「国内化粧品事業」、「グローバル事業」の2つを報告セグメントとしております。

「国内化粧品事業」は、国内における化粧品事業(化粧品、化粧用具、トイレタリー製品の製造・販売)、ヘルスケア事業(美容食品、一般用医薬品の製造・販売)、ノン資生堂・通販化粧品の製造・販売等を行っております。

「グローバル事業」は、海外における化粧品事業(化粧品、化粧用具、トイレタリー製品の製造・販売)及び国内外におけるプロフェッショナル事業(理・美容製品の製造・販売等)を行っております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。報告セグメントの利益は営業利益ベースの数値であります。なお、セグメント間の取引価格及び振替価格は市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

	国内化粧品 事業 (百万円)	グローバル 事業 (百万円)	その他 (百万円) (注) 1	計 (百万円)	調整額 (百万円) (注) 2	連結財務諸表 計上額 (百万円) (注) 3
売上高						
外部顧客への売上高	358,408	302,632	9,660	670,701	-	670,701
セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,828	2,479	6,428	10,736	10,736	-
計	360,236	305,112	16,088	681,438	10,736	670,701
セグメント利益	33,573	9,025	1,838	44,437	20	44,458
セグメント資産	212,505	423,363	47,438	683,307	55,812	739,120
その他の項目						
減価償却費	15,351	12,918	1,204	29,474	36	29,510
のれんの償却額	141	5,062	-	5,204	-	5,204
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	11,175	15,686	349	27,210	-	27,210

(注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、フロンティアサイエンス事業(化粧品原料、医療用医薬品、美容医療用化粧品等の製造・販売)及び飲食業等を含んでおります。

2 調整額は、以下の通りであります。

(1) セグメント利益の調整額は、セグメント間取引消去 20百万円であります。

(2) セグメント資産の調整額は、セグメント間消去 2,616百万円及び、各報告セグメントに配分していない全社資産の金額 58,429百万円が含まれております。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない当社の金融資産(現金及び預金、有価証券、投資有価証券等)及び管理部門に係る資産であります。

(3) 減価償却費の調整額は、全社資産及びセグメント間消去に係る減価償却費であります。

なお、減価償却費、有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、長期前払費用が含まれております。

3 セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

	国内化粧品 事業 (百万円)	グローバル 事業 (百万円)	その他 (百万円) (注)1	計 (百万円)	調整額 (百万円) (注)2	連結財務諸表 計上額 (百万円) (注)3
売上高						
外部顧客への売上高	353,789	319,678	8,917	682,385	-	682,385
セグメント間の内部 売上高又は振替高	2,049	2,290	5,085	9,425	9,425	-
計	355,838	321,969	14,003	691,810	9,425	682,385
セグメント利益	29,459	8,212	1,381	39,052	82	39,135
セグメント資産	210,319	406,674	45,391	662,384	58,323	720,707
その他の項目						
減価償却費	15,183	14,382	1,079	30,645	36	30,682
のれんの償却額	141	5,377	-	5,519	-	5,519
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	17,457	16,486	357	34,301	-	34,301

(注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、フロンティアサイエンス事業(化粧品原料、医療用医薬品、美容医療用化粧品等の製造・販売)及び飲食業等を含んでおります。

2 調整額は、以下の通りであります。

(1) セグメント利益の調整額は、セグメント間取引消去 82百万円であります。

(2) セグメント資産の調整額は、セグメント間消去 2,564百万円及び、各報告セグメントに配分していない全社資産の金額 60,888百万円が含まれております。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない当社の金融資産(現金及び預金、有価証券、投資有価証券等)及び管理部門に係る資産であります。

(3) 減価償却費の調整額は、全社資産及びセグメント間消去に係る減価償却費であります。

なお、減価償却費、有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、長期前払費用が含まれております。

3 セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

4 当社グループの米州子会社における、店頭販売活動に関する見本品・販促物の会計処理は、従来、取得時に資産計上し、顧客へ出荷した時点で費用処理していましたが、グループ内の会計処理の統一を図るために、当連結会計年度より取得時費用処理に変更しました。当該会計処理の変更は遡及適用され、前連結会計年度の連結財務諸表について遡及処理しております。これにより、従来の方と比べて、前連結会計年度のグローバル事業のセグメント資産が1,064百万円減少しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社は化粧品事業に係る外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	米州		欧州	アジア・オセアニア		合計
		内、米国			内、中国	
382,866	87,590	77,429	78,193	122,051	81,015	670,701

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	米州		欧州	アジア・オセアニア	合計
		内、米国			
93,344	13,220	13,149	7,583	17,072	131,221

3 主要な顧客ごとの情報

連結損益計算書の売上高の10%以上を占める特定の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社は化粧品事業に係る外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	米州		欧州	アジア・オセアニア		合計
		内、米国			内、中国	
379,963	90,484	77,643	82,219	129,717	89,144	682,385

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	米州		欧州	アジア・オセアニア	合計
		内、米国			
91,472	13,303	13,245	7,459	17,562	129,796

3 主要な顧客ごとの情報

連結損益計算書の売上高の10%以上を占める特定の外部顧客への売上高がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

	国内化粧品 事業 (百万円)	グローバル 事業 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)
減損損失	101	354	1	457

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

	国内化粧品 事業 (百万円)	グローバル 事業 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)
減損損失	11	84	0	96

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

	国内化粧品 事業 (百万円)	グローバル 事業 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)
当期末残高	1,560	92,561	-	94,122

(注) のれんの償却額に関しては、セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

	国内化粧品 事業 (百万円)	グローバル 事業 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)
当期末残高	1,419	83,120	-	84,539

(注) のれんの償却額に関しては、セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)

1 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る）等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
役員	原田 康彦			当社 取締役 執行役員 専務	(被所有) 直接 0.0% 間接 0.0%	新株予約 権（ス tockオ プショ ン）の行 使	新株予約 権（ス tockオ プショ ン）の行 使	11	-	-

(注) 原則として取引時点での職業を記載しております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)

1 関連当事者との取引

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額及び算定上の基礎、1株当たり当期純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり当期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度末 (平成23年3月31日)	当連結会計年度末 (平成24年3月31日)
(1) 1株当たり純資産額(円)	772.14	729.89
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額(百万円)	320,127	303,715
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	12,857	13,221
(うち新株予約権(百万円))	(590)	(668)
(うち少数株主持分(百万円))	(12,267)	(12,553)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	307,269	290,494
1株当たり純資産額の算定に用いられた期 末の普通株式の数(千株)	397,947	397,997

項目	前連結会計年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
(2) 1株当たり当期純利益(円)	32.15	36.47
(算定上の基礎)		
当期純利益(百万円)	12,790	14,515
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る当期純利益(百万円)	12,790	14,515
普通株式の期中平均株式数(千株)	397,864	397,974
(3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益(円)	32.10	36.44
(算定上の基礎)		
当期純利益調整額(百万円)		
普通株式増加数(千株)	539	306
(うち新株予約権方式によるストック オプション(千株))	(539)	(306)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1 株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在 株式の概要	新株予約権方式によるストック オプション (新株予約権300個) 普通株式300千株 詳細は、「第4 提出会社の状 況の1 株式等の状況(2)新株 予約権等の状況」に記載のと おりであります。	新株予約権方式によるストック オプション (新株予約権1,197個) 普通株式1,197千株 詳細は、「第4 提出会社の状 況の1 株式等の状況(2)新株 予約権等の状況」に記載のと おりであります。

- (注) 1 当社グループの米州子会社における、店頭販売活動に関する見本品・販促物の会計処理は、従来、取得時に資産計上し、顧客へ出荷した時点で費用処理しておりましたが、グループ内の会計処理の統一を図るために、当連結会計年度より取得時費用処理に変更しました。当該会計処理の変更は遡及適用され、前連結会計年度の連結財務諸表について遡及処理しております。これにより、従来の方と比べて、前連結会計年度の1株当たり純資産額が2.67円減少しております。
- 2 当連結会計年度より潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に当たり、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成22年6月30日)を適用しております。
潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業に提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。
なお、これらの会計基準等を適用したことにより、前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益に及ぼす影響は軽微であることから、遡及処理は行っておりません。

(重要な後発事象)

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
(株)資生堂 (当社)	第5回無担保普通社債	平成21年 12月9日	50,000	50,000	0.65	なし	平成26年 12月9日
(株)資生堂 (当社)	第6回無担保普通社債	平成22年 6月22日	40,000	40,000	0.55	なし	平成27年 6月22日
合計			90,000	90,000			

(注) 連結決算日後5年内における償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
		50,000	40,000	

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	5,595	1,989	6.39	
1年内返済予定の長期借入金	8,509	5,915	1.88	
1年内返済予定のリース債務	2,256	1,830	2.94	
長期借入金(1年内返済予定のものを除く。)	88,337	82,836	0.63	平成25年～平成29年
リース債務(1年内返済予定のものを除く。)	2,818	2,581	3.17	平成25年～平成33年
合計	107,517	95,153		

(注) 1 「平均利率」については、借入金等の当期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 長期借入金及びリース債務(1年内返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	29,944	5,139	5,139	5,058
リース債務	1,251	623	385	95

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

(重要な訴訟事件等)

当社の関係会社である資生堂ヨーロッパ(旧商号、資生堂フランス)とポーテプレステージインターナショナルの2社は、2006年3月15日にフランス競争委員会から、公正な競争を阻害する行為があったとして勧告と制裁金(115万ユーロ)の納付命令を受けました。資生堂ヨーロッパとポーテプレステージインターナショナルの2社はフランス競争委員会の判断を不服として最高裁で争ったところ、最高裁が控訴裁判所で再度審理することを命ずる判決を下しました。その後、パリ控訴裁判所にて争われておりましたが、2009年11月10日にパリ控訴裁判所はフランス競争委員会の主張を却下する判決を下しました。フランス競争委員会は最高裁に上告し、再度最高裁で争われることとなりましたが、最高裁が差し戻す判決を下したため、改めて控訴裁判所で争われておりました。しかしながら、2012年1月27日、パリ控訴裁判所はフランス競争委員会の主張を認め、上記2社に制裁金(68万ユーロ)を課す旨の判決を下しました。上記2社は最高裁へ上告せず、パリ控訴裁判所の判決を受け入れることといたしました。

当社の関係会社である資生堂ドイチュラントは、2008年7月4日にドイツ連邦カルテル庁から、公正な競争を阻害する行為があったとして勧告と制裁金(72万8千ユーロ)の納付命令を受けました。しかしながら、勧告内容については資生堂ドイチュラントの認識と齟齬があるため、資生堂ドイチュラントはドイツ連邦カルテル庁に異議申立を行いました。現在は、デュッセルドルフ高等裁判所で争われております。

(当連結会計年度における四半期情報等)

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	157,291	336,171	490,704	682,385
税金等調整前 四半期(当期)純利益(百万円)	8,882	21,753	26,675	38,947
四半期(当期)純利益又は四 半期純損失()(百万円)	277	9,095	5,774	14,515
1株当たり四半期(当期)純 利益又は1株当たり四半期 純損失()(円)	0.70	22.86	14.51	36.47

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又 は1株当たり四半期純損失 ()(円)	0.70	23.55	8.34	21.96

2【財務諸表等】
(1)【財務諸表】
【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	23,299	11,048
受取手形	120	¹ 142
売掛金	² 87,531	² 81,655
有価証券	9,058	24,061
商品及び製品	5,306	6,682
仕掛品	1,651	1,779
原材料及び貯蔵品	7,182	7,082
前払費用	2,129	2,410
繰延税金資産	8,232	6,934
関係会社短期貸付金	1,211	1,162
未収入金	² 7,260	² 10,229
未収還付法人税等	-	2,136
その他	182	1,940
流動資産合計	153,166	157,265
固定資産		
有形固定資産		
建物	71,458	70,498
減価償却累計額	51,851	50,936
建物(純額)	19,606	19,561
構築物	5,806	5,663
減価償却累計額	5,007	4,906
構築物(純額)	799	756
機械及び装置	48,845	47,164
減価償却累計額	44,352	42,961
機械及び装置(純額)	4,492	4,203
車両運搬具	462	471
減価償却累計額	447	456
車両運搬具(純額)	14	14
工具、器具及び備品	22,234	21,687
減価償却累計額	18,092	17,568
工具、器具及び備品(純額)	4,142	4,119
土地	23,437	23,348
リース資産	7,163	6,001
減価償却累計額	4,200	3,593
リース資産(純額)	2,962	2,407
建設仮勘定	832	1,927
有形固定資産合計	56,287	56,338

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
無形固定資産		
特許権	10	27
借地権	99	99
電話加入権	124	124
ソフトウェア	7,547	7,373
ソフトウェア仮勘定	1,414	3,831
リース資産	155	164
その他	17	1
無形固定資産合計	9,368	11,621
投資その他の資産		
投資有価証券	24,297	24,064
関係会社株式	289,398	289,251
その他の関係会社有価証券	16,737	16,737
出資金	838	824
関係会社出資金	11,241	11,241
長期貸付金	30	-
従業員に対する長期貸付金	0	0
関係会社長期貸付金	7,141	4,464
前払年金費用	10,173	9,244
長期前払費用	241	248
繰延税金資産	9,837	7,247
その他	8,602	7,923
貸倒引当金	1,271	1,057
投資その他の資産合計	377,268	370,191
固定資産合計	442,925	438,151
資産合計	596,091	595,417

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	1,493	3,279
買掛金	2 26,649	2 28,184
1年内返済予定の長期借入金	-	2,500
リース債務	1,625	1,161
未払金	2 20,825	2 27,042
未払費用	922	851
未払法人税等	3,206	-
預り金	267	360
関係会社預り金	29,401	35,531
返品調整引当金	7,127	5,308
賞与引当金	3,113	3,801
役員賞与引当金	373	395
災害損失引当金	869	-
資産除去債務	45	-
その他	417	213
流動負債合計	96,339	108,631
固定負債		
社債	90,000	90,000
長期借入金	60,000	57,500
リース債務	1,597	1,489
退職給付引当金	13,871	14,362
債務保証損失引当金	350	350
環境対策引当金	333	332
資産除去債務	775	794
その他	1,427	1,416
固定負債合計	168,356	166,245
負債合計	264,695	274,877

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	64,506	64,506
資本剰余金		
資本準備金	70,258	70,258
その他資本剰余金	-	5
資本剰余金合計	70,258	70,263
利益剰余金		
利益準備金	16,230	16,230
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	183,633	172,211
利益剰余金合計	199,864	188,442
自己株式	3,874	3,778
株主資本合計	330,753	319,434
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	50	437
評価・換算差額等合計	50	437
新株予約権	590	668
純資産合計	331,395	320,540
負債純資産合計	596,091	595,417

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
売上高		
製品売上高	1 208,350	1 193,392
商品売上高	1 28,392	1 31,504
売上高合計	236,742	224,897
売上原価		
製品期首たな卸高	3,150	2,650
当期製品製造原価	92,844	94,105
製品他勘定振替高	2 10,349	2 10,922
製品期末たな卸高	2,650	2,941
差引	82,995	82,892
商品期首たな卸高	2,210	2,655
当期商品仕入高	19,064	21,447
商品期末たな卸高	2,655	3,741
差引	18,618	20,362
売上原価	101,614	103,254
売上総利益	135,128	121,643
販売費及び一般管理費	3 119,885	3 123,963
営業利益又は営業損失()	15,243	2,320
営業外収益		
受取利息	211	178
有価証券利息	27	42
受取配当金	1 6,857	1 8,775
投資事業組合運用益	1 1,485	1 1,403
受取ロイヤリティ	1 2,843	1 3,013
その他	1,780	1,892
営業外収益合計	1 13,205	1 15,306
営業外費用		
支払利息	584	443
社債利息	492	544
為替差損	294	213
投資事業組合運用損	257	81
その他	554	656
営業外費用合計	1 2,183	1 1,939
経常利益	26,264	11,046

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
特別利益		
固定資産売却益	4 798	4 709
投資有価証券売却益	170	26
貸倒引当金戻入額	582	-
リース解約益	0	4
特別利益合計	1,552	739
特別損失		
減損損失	5 29	5 19
固定資産処分損	734	462
投資有価証券売却損	191	-
投資有価証券評価損	4,178	65
関係会社株式売却損	384	34
関係会社株式評価損	2,449	51
関係会社清算損	-	68
出資金評価損	12	7
リース解約損	67	28
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	583	-
災害による損失	6 1,527	-
特別損失合計	10,159	736
税引前当期純利益	17,657	11,049
法人税、住民税及び事業税	4,880	1,103
法人税等調整額	84	3,677
法人税等合計	4,964	2,573
当期純利益	12,692	8,476

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)		当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
原材料費	1	61,398	66.2	63,413	67.3
労務費		14,329	15.5	14,853	15.8
経費	2	16,957	18.3	15,965	16.9
当期総製造費用		92,685	100.0	94,233	100.0
期首仕掛品たな卸高		1,810		1,651	
合計		94,496		95,884	
期末仕掛品たな卸高		1,651		1,779	
当期製品製造原価		92,844		94,105	

- 1 原材料費に含まれる外注加工費は、前事業年度9,931百万円、当事業年度12,505百万円であります。
2 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度	当事業年度
外注加工費	4,697百万円	4,233百万円
減価償却費	4,912 "	4,598 "
修繕費	1,856 "	1,633 "

(原価計算の方法)

標準原価に基づく単純総合原価計算を採用し、原価差額は期末に売上原価、製品及び仕掛品に配賦しております。

【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	64,506	64,506
当期末残高	64,506	64,506
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	70,258	70,258
当期末残高	70,258	70,258
その他資本剰余金		
当期首残高	-	-
当期変動額		
自己株式の処分	-	5
当期変動額合計	-	5
当期末残高	-	5
資本剰余金合計		
当期首残高	70,258	70,258
当期変動額		
自己株式の処分	-	5
当期変動額合計	-	5
当期末残高	70,258	70,263
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	16,230	16,230
当期末残高	16,230	16,230
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	209,860	183,633
当期変動額		
剰余金の配当	19,890	19,898
当期純利益	12,692	8,476
自己株式の消却	18,879	-
自己株式の処分	149	0
当期変動額合計	26,226	11,421
当期末残高	183,633	172,211
利益剰余金合計		
当期首残高	226,091	199,864
当期変動額		
剰余金の配当	19,890	19,898
当期純利益	12,692	8,476
自己株式の消却	18,879	-
自己株式の処分	149	0
当期変動額合計	26,226	11,421
当期末残高	199,864	188,442

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
自己株式		
当期首残高	23,111	3,874
当期変動額		
自己株式の取得	13	2
自己株式の消却	18,879	-
自己株式の処分	371	98
当期変動額合計	19,236	96
当期末残高	3,874	3,778
株主資本合計		
当期首残高	337,744	330,753
当期変動額		
剰余金の配当	19,890	19,898
当期純利益	12,692	8,476
自己株式の取得	13	2
自己株式の処分	221	104
当期変動額合計	6,990	11,319
当期末残高	330,753	319,434
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	934	50
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	883	387
当期変動額合計	883	387
当期末残高	50	437
評価・換算差額等合計		
当期首残高	934	50
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	883	387
当期変動額合計	883	387
当期末残高	50	437
新株予約権		
当期首残高	430	590
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	160	77
当期変動額合計	160	77
当期末残高	590	668

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)
純資産合計		
当期首残高	339,108	331,395
当期変動額		
剰余金の配当	19,890	19,898
当期純利益	12,692	8,476
自己株式の取得	13	2
自己株式の処分	221	104
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	723	464
当期変動額合計	7,713	10,855
当期末残高	331,395	320,540

【重要な会計方針】

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

...移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの

...期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定)

時価のないもの

...移動平均法による原価法。ただし、投資事業有限責任組合等への出資は組合等の財産の持分相当額を有価証券として計上し、組合等の営業により獲得した損益の持分相当額を損益として計上しております。

2 デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

3 たな卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)で評価しております。

4 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く。)

建物(附属設備を除く)は定額法、建物以外の有形固定資産は定率法を採用しております。

また、主要な固定資産については、その資産の耐久度、陳腐化の程度及び特殊性等を勘案した独自の耐用年数を設定しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～40年
構築物	5～30年
機械及び装置	4～10年
車両運搬具	3年
工具、器具及び備品	2～15年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く。)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

定額法を採用しております。

5 繰延資産の処理方法

社債発行費については、支出時に全額一括して費用処理しております。なお、社債発行費は損益計算書上、営業外費用のその他に含めて表示しております。

6 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 返品調整引当金

返品による損失に備えるため、過去の返品率及び市場の流通状況を勘案して見積もった損失見込額を計上しております。

(3) 賞与引当金

従業員に対する賞与支払いに備えるため、将来の支給見込額に基づき、当事業年度の負担見込額を計上しております。なお、取締役を兼務しない執行役員に対する賞与引当金を含んでおり、その計上基準は役員賞与引当金と同様であります。

(4) 役員賞与引当金

執行役員を兼務する取締役に対する賞与支払いに備えるため、将来の支給見込額に基づき、当事業年度の負担見込額を計上しております。

(5) 災害損失引当金

東日本大震災による被災商品に係る引取償却費等に備えるため、将来に支出される見込額を計上しております。

(6) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づいて計上しております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により翌事業年度から費用処理することとしております。

(7) 債務保証損失引当金

債務保証に係る損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

(8) 環境対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」によって処理することが義務付けられているポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の処理に備えるため、その処理費用見込額を計上しております。

7 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

8 ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、一体処理（特例処理、振当処理）の要件を満たす金利通貨スワップ取引については、一体処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

当事業年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段...金利通貨スワップ

ヘッジ対象...外貨建借入金及び利息

ヘッジ方針

金利通貨スワップについては、外貨建借入金の為替変動リスク及び金利変動リスクを回避する目的で金利通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

ヘッジ有効性評価の方法

一体処理によっており、有効性の評価を省略しております。

9 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

連結納税制度の適用

当事業年度より、当社を連結納税親会社とした連結納税制度を適用しております。

【会計方針の変更】

（潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定方法の変更）

当事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日）を適用しております。

潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業に提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。

また、これらの会計基準等を適用したことによる影響については、「1株当たり情報」に関する注記に記載しております。

【追加情報】

（会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用）

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

【注記事項】

(貸借対照表関係)

1 事業年度末日の満期手形の会計処理

前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
	当事業年度末日の満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済しております。 なお、当事業年度末日は金融機関の休日であったため、次の満期手形が当事業年度末日の残高に含まれております。
	受取手形 14百万円

2 関係会社に対する債権・債務

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
売掛金	86,006百万円	80,345百万円
未収入金	6,781 "	9,702 "
買掛金	2,094 "	2,535 "
未払金	1,983 "	2,244 "

3 偶発債務

下記の会社の金融機関からの借入等に対して、次のとおり債務保証を行っております。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
資生堂アメリカズコーポレーション	9,091百万円	資生堂アメリカズコーポレーション 1,654百万円
韓国資生堂	564 "	韓国資生堂 383 "
資生堂オーストラリア	111 "	資生堂オーストラリア 76 "
資生堂ドイツュラント	4 "	資生堂ドイツュラント 4 "
計	9,773 "	計 2,118 "

(注) 外貨建の債務保証額は決算日の為替相場によって換算しております。

[次へ](#)

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
製品売上高	206,797百万円	192,170百万円
商品売上高	23,929 "	27,441 "
受取配当金	6,190 "	7,987 "
受取ロイヤリティー	2,787 "	3,012 "
投資事業組合運用益	1,386 "	1,380 "
上記以外の営業外収益の合計	778 "	665 "
上記以外の営業外費用の合計	219 "	276 "

2 製品他勘定振替高内訳

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
販売費へ	5,995百万円	6,380百万円
未収入金へ	3,244 "	3,409 "
その他へ	1,109 "	1,132 "
合計	10,349 "	10,922 "

3 (1) 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額並びにおおよその割合は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
売出費	26,538百万円	28,047百万円
広告費	20,529 "	22,773 "
給料・賞与	16,177 "	17,564 "
試験研究費	11,195 "	11,838 "
業務委託料	10,669 "	9,547 "
調査運営費	7,064 "	5,630 "
荷造運送費	5,776 "	5,249 "
減価償却費	4,152 "	4,411 "
退職給付費用	2,091 "	2,055 "
おおよその割合		
販売費	71.5%	70.9%
一般管理費	28.5 "	29.1 "

(2) 研究開発費

前事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

販売費及び一般管理費に含まれる研究開発費は、13,407百万円であります。なお、当期総製造費用に含まれる研究開発費はありません。

当事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

販売費及び一般管理費に含まれる研究開発費は、13,884百万円であります。なお、当期総製造費用に含まれる研究開発費はありません。

4 固定資産売却益

前事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

固定資産売却益は、主に土地・建物等の売却によるものであります。

当事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

固定資産売却益は、主に土地・建物等の売却によるものであります。

5 減損損失

前事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

減損損失は、当社の固定資産に係る減損損失であります。

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	種類	場所
遊休資産等	工具、器具及び備品、投資不動産等	神奈川県横浜市

当社は事業用資産においては、事業区分をもとに、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位ごとに、遊休資産等においては、個別物件単位で資産のグルーピングを行っております。

その結果、遊休資産等については、主に売却が予定されているグループの資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を特別損失に計上しております。

その内訳は、工具、器具及び備品10百万円、投資不動産等19百万円であります。

なお、回収可能価額は正味売却価額により算出しており、売却予定価額を基に評価しております。

当事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

減損損失は、当社の固定資産に係る減損損失であります。

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	種類	場所
遊休資産等	建物等	神奈川県横浜市

当社は事業用資産においては、事業区分をもとに、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位ごとに、遊休資産等においては、個別物件単位で資産のグルーピングを行っております。

その結果、遊休資産等については、閉鎖が予定されているグループの資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を特別損失に計上しております。その内訳は、建物等19百万円であります。

なお、回収可能価額は正味売却価額により算出しており、売却予定価額を基に評価しております。

6 災害による損失

前事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

災害による損失は、東日本大震災による損失であり、主として災害損失引当金繰入額869百万円、災害による操業休止期間中の固定費215百万円などであります。

当事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

該当事項はありません。

[次へ](#)

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(千株)	当事業年度 増加株式数(千株)	当事業年度 減少株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)
自己株式				
普通株式	12,241	7	10,196	2,052
合計	12,241	7	10,196	2,052

(注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加7千株は、単元未満株式の買取請求による増加であります。

2 普通株式の自己株式の株式数の減少10,196千株は、自己株式の消却による10,000千株、ストックオプションの権利行使による195千株及び単元未満株式の買増請求による1千株であります。

当事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(千株)	当事業年度 増加株式数(千株)	当事業年度 減少株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)
自己株式				
普通株式	2,052	1	52	2,002
合計	2,052	1	52	2,002

(注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加1千株は、単元未満株式の買取請求による増加であります。

2 普通株式の自己株式の株式数の減少52千株は、ストックオプションの権利行使による51千株及び単元未満株式の買増請求による1千株であります。

(リース取引関係)

当社が借主側となる取引

1 ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

(ア)有形固定資産

主として、金型(工具、器具及び備品)、販売用什器(工具、器具及び備品)であります。

(イ)無形固定資産

ソフトウェアであります。

リース資産の減価償却の方法

「重要な会計方針 4 固定資産の減価償却の方法(3)リース資産」に記載のとおりであります。

2 オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
1年内	3,133百万円	3,143百万円
1年超	9,676 "	6,620 "
合計	12,810 "	9,763 "

当社が貸主側となる取引

1 ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

2 オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
1年内	213百万円	213百万円
1年超	5,886 "	5,672 "
合計	6,099 "	5,886 "

(有価証券関係)

前事業年度(平成23年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式

区分	貸借対照表計上額(百万円)
子会社株式	288,991
関連会社株式	406

当社保有の子会社株式または関連会社株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もるには過大なコストを要すると見込まれるため、時価を把握することが極めて困難と認められます。

当事業年度(平成24年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式

区分	貸借対照表計上額(百万円)
子会社株式	288,844
関連会社株式	406

当社保有の子会社株式または関連会社株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もるには過大なコストを要すると見込まれるため、時価を把握することが極めて困難と認められます。

[前へ](#) [次へ](#)

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
繰延税金資産		
関係会社株式評価損	17,541百万円	15,124百万円
減価償却費	6,027 "	4,534 "
たな卸資産	4,704 "	3,264 "
金融資産評価損	3,058 "	2,164 "
退職給付引当金	1,538 "	1,842 "
賞与引当金	1,419 "	1,626 "
返品調整引当金	822 "	817 "
その他	2,141 "	2,069 "
繰延税金資産小計	37,255 "	31,442 "
評価性引当額	18,753 "	16,437 "
繰延税金資産合計	18,501 "	15,005 "
繰延税金負債		
会社分割による固定資産評価差額	315 "	378 "
資産除去債務に対応する除去費用	80 "	56 "
その他有価証券評価差額金	35 "	246 "
未収還付事業税		141 "
繰延税金負債合計	431 "	823 "
繰延税金資産の純額	18,070 "	14,181 "

(注) 当事業年度における繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
流動資産 - 繰延税金資産	8,232百万円	6,934百万円
固定資産 - 繰延税金資産	9,837 "	7,247 "
繰延税金資産の純額	18,070 "	14,181 "

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
法定実効税率	41.0%	41.0%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.7 "	2.9 "
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	14.3 "	30.0 "
税額控除	4.5 "	5.0 "
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正		13.8 "
その他	4.2 "	0.6 "
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.1 "	23.3 "

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

平成23年12月2日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が公布され、平成24年4月1日以降開始する事業年度より法人税率が変更されるとともに、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度については、復興特別法人税が課税されることとなりました。

これに伴い、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異等については、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率を41%から38%に変更し、平成27年4月1日以降開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異等については、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率を41%から36%に変更しております。

この変更により、当期末の繰延税金資産の純額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は1,485百万円減少し、当期に計上された法人税等調整額は1,519百万円、当期末のその他有価証券評価差額金は34百万円、それぞれ増加しております。

[前へ](#) [次へ](#)

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額及び算定上の基礎、1株当たり当期純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり当期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度末 平成23年3月31日	当事業年度末 平成24年3月31日
(1) 1株当たり純資産額(円)	831.28	803.70
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額(百万円)	331,395	320,540
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	590	668
(うち新株予約権(百万円))	(590)	(668)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	330,804	319,872
1株当たり純資産額の算定に用いられた期 末の普通株式の数(千株)	397,947	397,997

項目	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
(2) 1株当たり当期純利益(円)	31.90	21.30
(算定上の基礎)		
当期純利益(百万円)	12,692	8,476
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る当期純利益(百万円)	12,692	8,476
普通株式の期中平均株式数(千株)	397,864	397,974
(3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益(円)	31.86	21.28
(算定上の基礎)		
当期純利益調整額(百万円)		
普通株式増加数(千株)	539	306
(うち新株予約権方式によるストック オプション(千株))	(539)	(306)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1 株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在 株式の概要	新株予約権方式によるストック オプション (新株予約権 300個) 普通株式 300千株 詳細は、「第4 提出会社の状 況の1 株式等の状況(2)新株 予約権等の状況」に記載のと おりであります。	新株予約権方式によるストック オプション (新株予約権 1,197個) 普通株式 1,197千株 詳細は、「第4 提出会社の状 況の1 株式等の状況(2)新株 予約権等の状況」に記載のと おりであります。

(注) 当事業年度より潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に当たり、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成22年6月30日)を適用しております。

潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業に提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。

なお、これらの会計基準等を適用したことにより、前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益に及ぼす影響は軽微であることから、遡及処理は行っておりません。

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

該当事項はありません。

[前へ](#)

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄		株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	
投資有価証券	その他有価証券	[金融]		
		(株)みずほフィナンシャルグループ 第十三回第十三種優先株式	5,000,000	5,000
		(株)みずほフィナンシャルグループ 第十一回第十一種優先株式	5,000,000	2,421
		(株)みずほフィナンシャルグループ	16,625,600	2,244
		(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	2,496,560	1,028
		[保険]		
		東京海上ホールディングス(株)	300,000	681
		[その他製造]		
		凸版印刷(株)	1,628,300	1,051
		大日本印刷(株)	871,750	737
		(株)メディカルホールディングス	562,650	603
		小野薬品工業(株)	117,000	539
		(株)ワコールホールディングス	439,000	430
その他(上場32銘柄)		3,608		
その他(非上場70銘柄)		676		
	小計		19,023	
計			19,023	

【債券】

銘柄			券面総額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)
有価証券	その他有価証券	大和証券キャピタル・マーケット(株) コマーシャル・ペーパー	9,000	8,999
		アール・ビー・エス証券会社 コマーシャル・ペーパー	4,000	3,999
		東京センチュリーリース(株) コマーシャル・ペーパー	5,000	4,999
		小計	18,000	17,998
投資有価証券	その他有価証券	期限前償還条項付元本確保型 円/米ドル・日経平均リンク債	1,500	1,111
		ハイパー・リバース・デュアル・ カレンシー債	1,000	891
		その他(5銘柄)	2,300	1,779
		小計	4,800	3,782
計			22,800	21,780

【その他】

種類及び銘柄			投資口数等	貸借対照表計上額 (百万円)
有価証券	その他有価証券	〔証券投資信託受益証券〕 JPモルガン円建てキャッシュ・ リクイディティ・ファンド	5,061,199,277	5,061
		大和マネー・マネージメント・ ファンド	1,001,729,160	1,001
		小計		6,062
投資有価証券	その他有価証券	証券投資信託受益証券(1銘柄)	300,000	262
		小計		262
		〔投資事業有限責任組合等〕 ピーアイティ第一号ファンド		772
		その他(9銘柄)		224
		小計		996
計				7,321

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	71,458	2,189	3,149 (18)	70,498	50,936	2,125	19,561
構築物	5,806	105	249	5,663	4,906	144	756
機械及び装置	48,845	1,737	3,418 (0)	47,164	42,961	1,949	4,203
車両運搬具	462	18	9	471	456	18	14
工具、器具 及び備品	22,234	1,245	1,792 (0)	21,687	17,568	1,250	4,119
土地	23,437		88	23,348			23,348
リース資産	7,163	1,192	2,353	6,001	3,593	1,711	2,407
建設仮勘定	832	6,943	5,848	1,927			1,927
有形固定資産計	180,240	13,432	16,910 (19)	176,762	120,423	7,199	56,338
無形固定資産							
特許権	13	20		34	6	3	27
借地権	99			99			99
電話加入権	124			124			124
ソフトウェア	15,466	3,193	1,947	16,712	9,338	3,245	7,373
ソフトウェア 仮勘定	1,414	3,772	1,355	3,831			3,831
リース資産	237	72	9	300	135	63	164
その他	17	0		17	15	15	1
無形固定資産計	17,372	7,059	3,312	21,119	9,497	3,328	11,621
長期前払費用	241	179	172	248			248

(注) 1 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物	店舗新設他	1,034百万円
	生産設備他	990 "
機械及び装置	生産設備他	1,632 "
工具、器具及び備品	研究用分析機器他	532 "
	オフィス設備他	432 "
リース資産(有形)	化粧品製造金型	434 "
	ヒアルロン酸製造設備	421 "
建設仮勘定	社屋建築他	3,367 "
	生産設備他	2,884 "
	研究設備他	690 "
ソフトウェア	国内マーケティングシステム他	612 "
	新人事システム他	1,359 "
	国際マーケティングシステム他	278 "
ソフトウェア仮勘定	国内マーケティングシステム開発他	3,134 "
リース資産(無形)	オフィス用ソフトウェア他	72 "

2 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

土地	社屋の売却	87百万円
ソフトウェア	旧人事システム除却	199 "

3 「当期減少額」欄の()内は内数で、当期の減損損失の計上額であります。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金(注) 1	1,271	1,057	-	1,271	1,057
返品調整引当金(注) 2	7,127	5,308	-	7,127	5,308
賞与引当金	3,113	3,801	3,113	-	3,801
役員賞与引当金	373	395	373	-	395
災害損失引当金	869	-	869	-	-
債務保証損失引当金	350	-	-	-	350
環境対策引当金	333	-	1	-	332

- (注) 1 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」の欄の金額は、貸倒懸念債権の回収不能見込額の洗替額であります。
 2 返品調整引当金の「当期減少額(その他)」の欄の金額は、前事業年度計上額の洗替額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(百万円)
現金	11
預金	
当座預金	2,885
普通預金	2,673
定期預金	5,407
その他	71
計	11,037
合計	11,048

受取手形

(相手先別内訳)

相手先	金額(百万円)
(株)日本点眼薬研究所	33
片山化学工業(株)	25
(株)センシュー科学	16
(株)寿ケミカル	15
(株)杉山商事	12
その他	38
合計	142

(期日別内訳)

期日	平成24年4月	5月	6月	7月以降	合計
金額(百万円)	50(注)	56	22	12	142

(注) 当事業年度末日の満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済しております。

なお、当事業年度末日は金融機関の休日であったため、当事業年度末日の満期手形14百万円を含めて計上しております。

売掛金
(相手先別内訳)

相手先	金額(百万円)
資生堂販売㈱	40,345
㈱エフティ資生堂	11,080
㈱資生堂インターナショナル	10,938
資生堂フィテイト㈱	3,378
資生堂(中国)投資有限公司	1,997
その他	13,913
合計	81,655

(売掛金の発生及び回収並びに滞留状況)

当期首残高 (百万円)	当期発生高 (百万円)	当期回収高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
87,531	276,204	282,081	81,655	77.6	112

(注) 1 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記「当期発生高」には消費税等が含まれております。
2 回収率及び滞留期間の算出方法

$$\text{回収率} \dots\dots \frac{\text{当期回収高}}{\text{当期首残高} + \text{当期発生高}} \times 100$$

$$\text{滞留期間} \dots\dots \frac{\frac{\text{当期首残高} + \text{当期末残高}}{2}}{\frac{\text{当期発生高}}{366\text{日}}}$$

たな卸資産
(商品及び製品)

事業区分	金額(百万円)
国内化粧品事業	1,706
グローバル事業	4,065
その他	910
合計	6,682

(仕掛品)

事業区分	金額(百万円)
国内化粧品事業	1,160
グローバル事業	294
その他	324
合計	1,779

(原材料及び貯蔵品)

事業区分	金額(百万円)
国内化粧品事業	4,822
グローバル事業	2,137
その他	122
合計	7,082

関係会社株式

銘柄	金額(百万円)
資生堂アメリカズコーポレーション	206,896
資生堂インターナショナルヨーロッパ	32,545
(株)エフティ資生堂	14,902
資生堂販売(株)	8,041
資生堂香港有限公司	6,675
その他	20,190
合計	289,251

その他の関係会社有価証券

銘柄	金額(百万円)
匿名組合セラン	11,600
資生堂ベトナム	3,981
資生堂コスメティクスベトナム	1,155
合計	16,737

支払手形
 (相手先別内訳)

相手先	金額(百万円)
(株)竹中工務店	1,588
ジェイオーコスメティックス(株)	348
日本電気(株)	211
長瀬産業(株)	175
イブソス(株)	105
その他	847
合計	3,279

(期日別内訳)

期日	平成24年4月	5月	6月	合計
金額(百万円)	494	499	2,284	3,279

買掛金
 (相手先別内訳)

相手先	金額(百万円)
みずほファクター(株)	18,475
(株)吉野工業所	956
(株)ピエールファールジャパン	732
資生堂ベトナム	521
資生堂アメリカインコーポレーテッド	442
その他	7,057
合計	28,184

未払金

相手先	金額(百万円)
みずほファクター(株)	6,766
(株)電通	1,902
(株)博報堂	1,569
NSコーポレーション(株)	701
(株)野村総合研究所	656
その他	15,447
合計	27,042

関係会社預り金

相手先	金額(百万円)
(株)エフティ資生堂	14,499
資生堂販売(株)	7,105
資生堂プロフェッショナル(株)	4,004
(株)ザ・ギンザ	1,548
(株)イブサ	1,481
その他	6,892
合計	35,531

社債

区分	銘柄	発行年月日	金額(百万円)
社債	平成26年12月9日満期0.648%利付 第5回無担保普通社債	平成21年12月9日	50,000
	平成27年6月22日満期0.547%利付 第6回無担保普通社債	平成22年6月22日	40,000
合計			90,000

長期借入金

相手先	金額(百万円)
(株)みずほ銀行	30,000(2,500)
三菱UFJ信託銀行(株)	12,000
中央三井信託銀行(株)	10,000
シンジケートローン	8,000
合計	60,000(2,500)

- (注) 1 中央三井信託銀行(株)は合併に伴う商号変更によって、平成24年4月1日付で三井住友信託銀行(株)となっております。
2 シンジケートローンは、(株)三菱東京UFJ銀行を幹事とするものであります。
3 金額の()内は内数で、1年内返済予定の長期借入金であります。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	毎年6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	3月31日、9月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 及び買増し	
取扱場所	(特別口座) 東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行(株) 本店
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行(株)
取次所	
買取・買増手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告とする。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 当社の公告が掲載されるホームページアドレスは次のとおり。 http://www.shiseido.co.jp/corp/ir/legal/
株主に対する特典	株主優待 (1) 対象株主 毎年3月31日現在、当社株式を1,000株以上、1年超所有株主 (2) 優待内容 株主限定オリジナル製品又は地球環境保護活動への支援(寄附)を選択

(注) 1 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
 - (4) 単元未満株式の買増請求をする権利
- 2 株主名簿管理人及び特別口座の口座管理機関である中央三井信託銀行株式会社は平成24年4月1日をもって、住友信託銀行株式会社、中央三井アセット信託銀行株式会社と合併し、商号を「三井住友信託銀行株式会社」に変更したため、以下のとおり、商号・住所等が変更となっております。
- 取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
- 株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社
(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社
- 3 当社の公告が掲載されるホームページアドレスは、平成24年4月21日より次のとおりとなっております。
<http://group.shiseido.co.jp/ir/account/legal/>

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | | | |
|-----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|--------------------------|
| (1) 有価証券報告書
及びその添付書類 | 事業年度
(第111期) | 自 平成22年4月1日
至 平成23年3月31日 | 平成23年6月24日
関東財務局長に提出。 |
| (2) 四半期報告書 | 第1四半期
(第112期) | 自 平成23年4月1日
至 平成23年6月30日 | 平成23年8月11日 |
| | 第2四半期
(第112期) | 自 平成23年7月1日
至 平成23年9月30日 | 平成23年11月11日 |
| | 第3四半期
(第112期) | 自 平成23年10月1日
至 平成23年12月31日 | 平成24年2月10日
関東財務局長に提出。 |
| (3) 確認書 | 事業年度
(第111期) | 自 平成22年4月1日
至 平成23年3月31日 | 平成23年6月24日 |
| | 第1四半期
(第112期) | 自 平成23年4月1日
至 平成23年6月30日 | 平成23年8月11日 |
| | 第2四半期
(第112期) | 自 平成23年7月1日
至 平成23年9月30日 | 平成23年11月11日 |
| | 第3四半期
(第112期) | 自 平成23年10月1日
至 平成23年12月31日 | 平成24年2月10日
関東財務局長に提出。 |
| (4) 臨時報告書 | 金融商品取引法第24条の5第4項及び
企業内容等の開示に関する内閣府
令第19条第2項第9号の2(株主総
会における決議事項の決議)に基づ
く臨時報告書であります。 | | 平成23年6月27日 |
| | 金融商品取引法第24条の5第4項及び
企業内容等の開示に関する内閣府
令第19条第2項第2号の2(第二十
八回新株予約権の発行の決議)に基
づく臨時報告書であります。 | | 平成23年7月29日 |
| | 金融商品取引法第24条の5第4項及び
企業内容等の開示に関する内閣府
令第19条第2項第2号の2(第二十
九回新株予約権の発行の決議)に基
づく臨時報告書であります。 | | 平成23年7月29日 |
| | 金融商品取引法第24条の5第4項及び
企業内容等の開示に関する内閣府
令第19条第2項第9号(提出会社の
代表取締役の異動)に基づく臨時報
告書であります。 | | 平成24年3月8日
関東財務局長に提出。 |
| (5) 臨時報告書の訂正報告書 | 平成23年7月29日提出の臨時報告書
(第二十八回新株予約権の発行の決
議)に係る訂正報告書であります。 | | 平成23年8月31日 |
| | 平成23年7月29日提出の臨時報告書
(第二十九回新株予約権の発行の決
議)に係る訂正報告書であります。 | | 平成23年8月31日
関東財務局長に提出。 |
| (6) 発行登録書(普通社債)
及びその添付書類 | | | 平成24年4月13日
関東財務局長に提出。 |
| (7) 訂正発行登録書 | | | 平成24年6月26日
関東財務局長に提出。 |
| (8) 内部統制報告書 | 事業年度
(第111期) | 自 平成22年4月1日
至 平成23年3月31日 | 平成23年6月24日
関東財務局長に提出。 |

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年 6 月26日

株式会社資生堂
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 目 加 田 雅 洋

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 杉 浦 宏 明

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川 上 尚 志

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社資生堂の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社資生堂及び連結子会社の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社資生堂の平成24年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社資生堂が平成24年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

平成24年6月26日

株式会社資生堂
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 目加田 雅洋

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 杉浦 宏明

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川上 尚志

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社資生堂の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第112期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社資生堂の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。